

令和5年6月13日
民生文教常任委員会説明資料
市民生活部環境・経済室環境施設課

芦屋市環境処理センター施設整備について

1 これまでの経過

令和3年度、「芦屋市環境処理センター施設整備基本構想」を策定し、基本方針として“地球温暖化対策”“循環型社会の形成”“環境保全”の3つの目標を掲げ、焼却エネルギーの利活用等による脱炭素に貢献し、持続可能な社会の実現に寄与するとともに、多面的価値を有し市民に親しまれる施設整備に取り組むこととしました。

令和4年度からは、基本構想に基づき施設整備に関する具体的な詳細検討を行い、整備事業の実施に向け決定すべき事項を明確にすることを目的とした基本計画を策定するため、「芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会」を設置し検討を進めています。(令和4年度から令和6年度までの3ヶ年で策定を予定)

なお、「芦屋市環境処理センター運営協議会」^{*1}「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」^{*2}等から意見・助言等を頂きながら進めています。

※1 芦屋市環境処理センター運営協議会

「芦屋市環境処理センター公害防止協定」の誠実な履行を確保するため、地元代表者と市職員で構成した協議会であり、公害防止協定に関する事項等を協議。

※2 芦屋市廃棄物減量等推進審議会

「芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例」に基づいた審議会であり、一般廃棄物の減量化及び資源化の推進、分別収集の実施、啓発活動等の一般廃棄物の基本方針に関する事項等を審議。

2 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会

開催回	開 催 日	議 題 等
第1回	令和4年 8月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定の背景と目的 ・基本計画及び策定スケジュール ・基本方針 ・計画目標年次 ・計画処理量 ・施設規模 ・計画ごみ質 <p><令和4年8月所管事務調査 報告済み></p>
第2回	令和4年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画（焼却施設、資源化施設） ・整備用地 ・別棟、合棟 ・プラスチック資源への対応 ・多面的価値の創出 ・メーカーアンケート関連 <p><令和4年12月所管事務調査 報告済み></p>
第3回	令和5年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築工事計画 ・プラスチック資源への対応 ・多面的価値の創出 ・メーカーアンケート関連
第4回	令和5年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回～第3回のまとめ 資料1 ・土木建築工事計画 資料2 ・多面的価値の創出 資料3 ・基本計画策定スケジュール 資料4 ・メーカーアンケート関連
第5回	令和5年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理計画 資料5 ・公害防止計画 資料6

3 その他の会議

(1) 芦屋市環境処理センター運営協議会 資料7

・開催日

令和4年8月24日・11月10日、令和5年2月7日・5月19日

(2) 芦屋市廃棄物減量等推進審議会 資料8

・開催日

令和4年8月23日・11月16日、令和5年2月9日・5月23日

・プラスチック資源への対応 資料9

4 今後の進め方

(1) 次回(第6回)検討委員会は、8月上旬を予定。

(2) 生活環境影響調査の実施(令和5・6年度の2ヶ年)

・環境処理センター敷地内及び周辺において、[大気質][騒音][振動][交通量]
[悪臭]の調査を行います。

・説明会

6月23日(金)午前10時 環境処理センター 会議室
24日(土)午後 7時 環境処理センター 会議室
25日(日)午前10時 潮芦屋交流センター 201・202会議室
26日(月)午後 7時 潮芦屋交流センター 202・203会議室

上記の日程等は、広報あしや6月号及び市ホームページで周知しています。

以 上

第 1 回検討委員会～第 3 回検討委員会　まとめ

目 次

1 基本計画策定の背景と目的	1
2 基本計画及び策定スケジュール	2
2-1 基本計画	2
2-2 基本計画項目と検討内容(概要)	2
2-3 策定スケジュール	4
3 基本方針	6
3-1 施設整備の基本方針	6
3-2 多面的価値の創出	7
4 計画目標年次	8
4-1 事業スケジュール	8
4-2 事業スケジュールの想定	9
5 計画処理量	10
5-1 計画処理量 (ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合)	10
(1) 資源化施設	10
(2) 資源化施設(受入ヤード/貯留ヤード)	10
(3) ごみ焼却施設	11
5-2 計画処理量 (ケース2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合)	12
(1) 資源化施設	12
(2) 資源化施設(受入ヤード/貯留ヤード)	12
(3) ごみ焼却施設	13
6 施設規模	14
6-1 施設規模 (ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合)	14
(1) 資源化施設	14
(2) 資源化施設(受入ヤード/貯留ヤード)	18
(3) ごみ焼却施設	20
6-2 施設規模 (ケース2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合)	21
(1) 資源化施設	21
(2) 資源化施設(受入ヤード/貯留ヤード)	25
(3) ごみ焼却施設	27
7 計画ごみ質	28
7-1 計画ごみ質 (ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合)	29
(1) 低位発熱量	30
(2) 三成分	31
(3) 単位容積重量	33
(4) 計画ごみ質	33
7-2 計画ごみ質 (ケース2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合)	34
8 施設計画(焼却施設)	36
9 施設計画(資源化施設)	38

9-1 現状の処理について	38
(1) 現資源化施設の概要	38
(2) 現資源化施設に係る課題等	38
9-2 新資源化施設の概要	39
(1) 破碎設備	39
(2) 搬送設備	42
(3) 選別設備	43
(4) 再生設備	44
(5) 貯留・搬出設備	44
(6) 集じん・脱臭設備	45
(7) 給水設備	45
(8) 排水処理設備	45
10 整備用地	46
10-1 整備用地の特性	46
(1) 整備位置	46
10-2 周辺の特性	47
(1) 都市計画決定事項	47
(2) 土地利用状況	47
11 別棟・合棟	52
12 多面的価値の創出	53
13 土木建築工事計画	59
13-1 構造種別の基本的事項	59
(1) プラント施設	59
(2) 管理施設	59
13-2 耐震性能	59
13-3 意匠に係る基本的事項	63
(1) 外部仕上げ	63
(2) 内部仕上げ	63
13-4 使用製品及び材料の調達・採用方針	63
13-5 施設配置及び動線計画	64
13-6 造成計画（浸水対策）	64
13-7 煙突	65
(1) 煙突構造	65
(2) 煙突高	65
14 参考資料	68

1 基本計画策定の背景と目的

現在、芦屋市（以下、「本市」という。）では、本市域内より排出される一般廃棄物を芦屋市環境処理センター（浜風町31番1号）敷地内（以下、「処理センター」という。）の「ごみ焼却施設」及び「資源化施設（不燃物処理施設、ペットボトル減容施設）」において処理を行っています。

しかしながら、これらの施設は老朽化が進んでおり、将来にわたりごみの適正・安定処理を継続していくためには、新たなごみ処理施設の整備を図っていく必要があり、令和4年3月、施設整備に係る「基本的な考え方」「施設整備の方向性」を取りまとめた『芦屋市環境処理センター施設整備基本構想』（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

基本方針として〈地球温暖化対策〉〈循環型社会の形成〉〈環境保全〉の3つの目標を掲げ、焼却エネルギー等の利活用による脱炭素に貢献し、持続可能な社会の実現に寄与するとともに、多面的価値を有し市民に親しまれる施設整備に取り組むこととしました。

また、計画的に市域内的一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本的事項を定めた『芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）』についても、基本構想策定と同時期に見直しを行い、新たに5つの基本方針〈日常における環境意識の醸成〉〈市民参画・協働の推進〉〈多様な主体との連携〉〈排出事業者責任の徹底〉〈新施設の検討・構想〉のもと、ごみ排出量削減等に係る目標値を設定し、目標達成に向けて市全体で様々な施策に取り組んでいくこととしました。

さらに、令和3年6月の「芦屋市ゼロカーボン^{※1}シティ」表明による2050年[令和32年]までに温室効果ガス実質ゼロを目指した施策の推進、令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行により、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを踏まえ、プラスチック資源の分別収集・リサイクル推進への対応など、脱炭素社会の実現に係る一層の取組みを進めていく必要があります。

これら本市による取組みや国の方針を踏まえ、施設整備に関する具体的な詳細検討を行い、施設整備事業の実施に向け決定すべき事項を明確にしていくことを目的として『芦屋市環境処理センター施設整備基本計画』（以下、「基本計画」という。）を策定します。

^{※1} ゼロカーボン

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。（出典）環境省HP

^{※2} プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律【関係者の責務】

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（法第6条第1項）。

都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（法第6条第3項）。

2 基本計画及び策定スケジュール

2-1 基本計画

基本構想において検討・整理した結果を踏まえつつ、焼却施設及び資源化施設に係る基本的な仕様（「施設の諸元」「前提条件（整備に利用可能なエリア、パイプライン施設との関連性 等）」「性能・仕様条件」「運営・維持管理条件」）や施設の配置などについて、具体的な検討を行い、事業実施に向け決定すべき内容を明確にして、とりまとめを行います。

2-2 基本計画項目と検討内容(概要)

(1) 基本方針

国の最新の方針や各自治体の動向も踏まえた確認等。

(2) 計画目標年次

ごみ処理量の将来推移を勘案し、計画目標年次を決定。

(3) 計画処理量

計画目標年次における、ごみ処理量を決定。

(4) 施設規模

計画処理量に基づいた、施設規模を決定。

(5) 計画ごみ質

ごみ質分析による実績値を整理し、[低質ごみ][基準ごみ][高質ごみ]を設定。

(6) 施設計画(基本的事項)

・焼却施設

処理フロー、主要設備の方式・概要、騒音・振動発生源の条件、車両動線計画、エネルギー利用等を検討。

・資源化施設

処理フロー、主要設備の方式・概要、騒音・振動発生源の条件等を検討。

・メーカーアンケート

施設配置、整備手順、概算事業費、多面的価値の創出（イメージ）等を対象。

(7) 整備用地

処理センター敷地内及び周辺の立地条件等、基礎的な事項を整理・検討。

（法的規制状況、都市計画事項他）

(8) 土木建築工事計画

建築計画、搬入及び搬出計画、施設配置及び車両動線計画、造成計画(浸水対策)について検討。

(9) 安全衛生管理計画

施設内の火災・爆発対策等、また、運転員の労働環境、施設の自動化等について検討。

(10) 公害防止計画

関係法令(大気汚染防止法、騒音規制法等)」「環境の保全と創造に関する条例(県条例)」等による規制値等を整理し、また、公害防止基準や地元自治連合会と締結済みの「芦屋市環境処理センター公害防止協定書」の協定項目及び基準値等について整理・検討。

(11) 環境計画

緑化計画や景観関連について検討。

(12) 災害対策計画

災害発生時における施設の安定稼働対策や活用方針、また、災害廃棄物の処理・仮置場について検討。

(13) 多面的価値の創出

多面的価値の創出(イメージ)に沿って、地域(市民)からの意見、メーカーアンケート結果、実現性も含めて検討。

(14) 事業方針計画

公設公営・PPP・PFIの各事業方式について、課題を整理。

施設運営計画、概算事業費、財政計画、スケジュール、発注方式、費用対効果分析等について検討。

(15) PFI事業導入可能性調査

各方式の整理、前提条件・経済性の検討、総合評価。

2-3 策定スケジュール

策定スケジュールとしては、令和4年度から令和6年度までの3ヶ年を予定。

策定の進捗状況に応じ、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」「芦屋市環境処理センター運営協議会」に説明を行い、意見等を聴取します。

※芦屋市廃棄物減量等推進審議会

「芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例」に基づいた審議会。

一般廃棄物の減量化及び資源化の推進、分別収集の実施、啓発活動等の一般廃棄物の基本方針に関する事項等を審議。

※芦屋市環境処理センター運営協議会

「芦屋市環境処理センター公害防止協定」の誠実な履行を確保するため、地元代表者と市職員で構成した協議会。公害防止協定に関する事項等を協議。

【施設整備基本計画策定スケジュール】

施設整備基本計画策定スケジュール

項目	令和4年度(2022)													令和5年度(2023)													令和6年度(2024)													備考																			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																							
(1) 基本計画策定の背景と目的	■																																																										
(2) 計画目標年次	■												見直し	■																																													
(3) 計画処理量	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	見直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																			
(4) 施設規模	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	見直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																			
(5) 計画ごみ質	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	見直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																			
(6) 施設計画（基本的事項）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																			
【メーカーアンケート・ヒアリングの実施】													見積依頼仕様書作成 メーカアンケート期間	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																		
(7) 整備用地													見直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
(8) 土木建築工事計画													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
(9) 安全衛生管理計画													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
(10) 公害防止計画													地域との意見交換	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
(11) 環境計画													地域との意見交換	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
(12) 災害対策計画													地域との意見交換	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
(13) 多面的価値の創出													検討継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
(14) 事業方針計画																																																											
(15) PFI事業導入可能性調査																																																											
【プラスチックごみ排出状況実態調査】	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																			
各年度の主要検討事項	令和4年度 ①プラスチック資源への対応 ②処理方式 ③別棟・合棟													令和5年度 ①施設の設備仕様概要 ②公害防止基準 ③施設機能(環境、災害対策)													令和6年度 ①実施方針 ②PFI導入可能性調査による事業方針																																
協議等	施設整備検討委員会				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪																																												
	地域との意見交換			①				②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪																																	
	先進整備事例の施設視察					●																																																					
	生活環境影響調査																																																										
	パブリックコメント																																																										

3 基本方針

3-1 施設整備の基本方針

ごみの処理については、市民生活に欠くことのできない事業であり、ごみ処理施設は安全・安心を最優先に考慮したものとすることが重要です。

また、循環型社会形成に寄与し、多面的価値を有し、市民に親しまれ、地域に貢献する場としての施設整備に取り組み、経済性の観点にも配慮する必要があります。

これらを踏まえつつ、基本方針については、基本構想において設定した以下の目標及び方向性を踏襲することとします。

なお、社会情勢等の変化に応じて、適宜、必要な見直しを行うこととします。

目標 1 地球温暖化対策

方向性：焼却エネルギー等の利活用や省エネルギー化により、脱炭素に貢献する施設

- ・ごみの減量化推進に伴うごみ量の最小化とともに、焼却効率とエネルギー変換効率の最大化により、脱炭素に貢献する施設とします。

目標 2 循環型社会の形成

方向性：持続可能な社会の実現に寄与し、社会情勢の変化にも対応可能な施設

- ・ごみの処理について、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）に資する施設とします。
- ・単なるごみを処理する施設ではなく、持続可能な社会の実現や地域貢献が図られる施設とします。
- ・社会情勢の変化に対し、柔軟に対応可能な施設とします。
- ・緑化推進により、施設内のカーボンニュートラルに資する施設とします。

目標 3 環境保全

方向性：環境に接し、環境を学び、環境を考える、市民に親しまれ環境の保全に配慮した施設

- ・環境保全に配慮し、十分な公害対策を講じた施設とします。
- ・環境等に関する様々な取り組みについて、情報発信・体験が行え、市民の意識向上に資する本市の拠点施設とします。

3-2 多面的価値の創出

基本構想における多面的価値の創出【イメージ】は以下のとおりです。

なお、施設整備における多面的価値の創出については、今後、検討を進めて行くこととします。

ごみ焼却施設・資源化施設	焼却エネルギーを発電や温水に利用、環境学習、資源ごみ持ち寄りステーション、環境にやさしい素材とユニバーサルデザイン、建物意匠工夫による周辺景観との調和、壁面緑化、緑化拠点(市民参画)、太陽光発電施設 等
その他 (付帯設備等)	市民の憩い・集いのスペース、健康増進機能、屋外(芝生広場)での展示・映像の設備による環境学習、焼却エネルギーの地域還元(電気自動車充電設備)、災害廃棄物の仮置場の確保、防災トイレ 等

4 計画目標年次

4-1 事業スケジュール

施設整備に関する計画目標年次については、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱について（環廃対発第 031215002 平成 15 年 12 月 15 日）『計画目標年次は、施設の稼働予定年度の七年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とする。』」を参考として設定します。

したがって、稼働年度より 7 年間で計画処理対象ごみ量が最大となるのは、新資源化施設では資源系（選別・圧縮系）は稼働開始予定年度の令和 9 年度（2027 年度）、粗大ごみ（破碎・選別系）は稼働開始から 5 年目の令和 13 年度（2031 年度）、新ごみ焼却施設では稼働開始予定年度の令和 15 年度（2033 年度）となります。新資源化施設としての目標年次は令和 9 年度（2027 年度）とします。

基本計画では新資源化施設は令和 9 年度（2027 年度）、新ごみ焼却施設は令和 15 年度（2033 年度）をそれぞれ施設整備の計画目標年次とします。

なお、計画目標年次については、今後の検討（メーカーアンケートを含めて）に伴って決定することとします。

【計画目標年次】

資源化施設：令和 9 年度（2027 年度）

資源系（選別・圧縮系） 最大処理年度：令和 9 年度（2027 年度）

粗大ごみ（破碎・選別系） 最大処理年度：令和 13 年度（2031 年度）

ごみ焼却施設：令和 15 年度（2033 年度）

4-2 事業スケジュールの想定

事業スケジュールの想定は以下のとおりです。

表 4-1 事業スケジュールの想定

項 目	年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
既存施設	焼却施設 230 t / 日 (115 t / 日 × 2炉) H8年3月稼働							37年間稼働								
					延命化実施					再延命化(包括的運営業務等による)						
新施設	資源化施設 不燃物処理施設 ペットボトル減容施設 S52年7月稼働 H12年7月稼働							50年間稼働		解体工事						
								27年間稼働		解体工事						
資源化施設	計画・調査・設計・工事															
	循環型社会形成推進地域計画策定 期間:R3～R8(6年間)				→											
	施設整備基本構想策定				→											
	各種調査				→											
	施設整備基本計画策定				→											
	発注準備				→											
	設計・工事 R9年度稼働予定									稼働						
ごみ焼却施設	計画・調査・設計・工事															
	循環型社会形成推進地域計画策定 期間:R9～R14(6年間)									→						
	施設整備基本構想策定				→											
	各種調査									→						
	施設整備基本計画策定									→						
	発注準備									→						
	設計・工事 R15年度稼働予定															稼働

5 計画処理量

5-1 計画処理量（ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合）

計画目標年次における処理対象ごみ量は以下のとおりです。

なお、プラスチック類については、現状と同じ焼却処理するものとして「計画処理量」の検討を行いました。

(1) 資源化施設

表 5-1 処理対象ごみ量（資源化施設）

ごみの種類		処理対象量	備考
資源系 (選別・圧縮系)	缶	152 t/年	・計画目標年次:令和9年度(2027年度) ・将来ごみ排出量の選別・圧縮処理対象量より
	ペットボトル	229 t/年	
	ビン	756 t/年	
	合計	1,137 t/年	—
粗大ごみ (破碎・選別系)	粗大ごみ (一時多量ごみを含む)	409 t/年	・将来ごみ排出量の破碎・選別処理対象量より、令和13年度(2031年度)の処理量
	その他燃やさないごみ	1,403 t/年	
	合計	1,812 t/年	—

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」より

(2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード）

表 5-2 保管対象ごみ量（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））

ごみの種類（資源ごみ）		保管対象量	備考
受入 ヤード	缶【混合】	152 t/年	【缶、ペットボトル、ビン、小型家電】 ・計画目標年次:令和9年度(2027年度) ・将来ごみ排出量の資源化物量より
	ペットボトル	229 t/年	
	ビン	756 t/年	
	粗大ごみ	409 t/年	
	紙資源	73 t/年	
	その他燃やさないごみ	1,403 t/年	
貯留 ヤード	缶【成形品】	122 t/年 【内訳】 アルミ: 58 t/年 スチール: 64 t/年	【粗大ごみ、紙資源、その他燃やさないごみ】 ・計画目標年次:令和13年度(2031年度)
	ペットボトル【成形品】	183 t/年	
	ビン	516 t/年	
	金属類	184 t/年	
	小型家電	58 t/年	

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」より

(3) ごみ焼却施設

表 5-3 処理対象ごみ量（ごみ焼却施設）

ごみの種類	処理対象量	備 考
燃やすごみ (植木剪定ごみを含む)	20,613 t/年	・計画目標年次:令和 15 年度(2033 年度) ・将来ごみ排出量の焼却処理対象量より
選別残渣等	1,862 t/年	
合 計	22,475 t/年	—

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」より

5-2 計画処理量（ケース2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

計画目標年次における処理対象ごみ量は以下のとおりです。

なお、プラスチック使用製品廃棄物については、資源化処理に取組むものとして「計画処理量」の検討を行いました。

プラスチック使用製品廃棄物の回収開始年度を焼却施設の稼働年度である令和15年度(2033年度)と想定、回収量はプラスチックごみ排出状況調査の結果から想定しました。

(1) 資源化施設

表5-4 処理対象ごみ量（資源化施設）

ごみの種類		処理対象量	備考
資源系 (選別・圧縮系)	缶	152 t/年	• 計画目標年次:令和9年度(2027年度) • 将来ごみ排出量の選別・圧縮処理対象量より
	ペットボトル	229 t/年	
	ビン	756 t/年	
	プラスチック使用製品廃棄物	1,132 t/年	• 将来ごみ排出量の稼働後7年以内で最大選別・選別処理対象量より(令和15年度(2033年度)(回収開始年度))
	合計	2,269 t/年	—
粗大ごみ (破碎・選別系)	粗大ごみ (一時多量ごみを含む)	409 t/年	• 将来ごみ排出量の破碎・選別処理対象量より(令和13年度(2031年度))
	その他燃やさないごみ	1,403 t/年	
	合計	1,812 t/年	—

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」より

(2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード）

表5-5 保管対象ごみ量（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））

ごみの種類（資源ごみ）		保管対象量	備考
受入 ヤード	缶【混合】	152 t/年	【缶、ペットボトル、ビン、紙資源、小型家電】 • 計画目標年次:令和9年度(2027年度) • 将来ごみ排出量の資源化物量より • 缶【成形品】に関するアルミ、スチールは、過去の実績(H30～R3)の比率から案分 【プラスチック使用製品廃棄物】 • 稼働後7年以内最大処理量:令和15年度(2033年度)(回収開始年度) 【粗大ごみ+その他燃やさないごみ】 • 稼働後7年以内最大処理量:令和13年度(2031年度)
	ペットボトル	229 t/年	
	ビン	756 t/年	
	プラスチック使用製品廃棄物	1,132 t/年	
	粗大ごみ	409 t/年	
	紙資源	73 t/年	
	その他燃やさないごみ	1,403 t/年	
貯留	缶【成形品】	122 t/年 【内訳】	

ヤード		アルミ：58 t/年 スチール：64 t/年	
	ペットボトル【成形品】	183 t/年	
	ビン	516 t/年	
	プラスチック使用製品 廃棄物【成形品】	906 t/年	
	金属類	184 t/年	
	小型家電	58 t/年	

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を元に算出

(3) ごみ焼却施設

燃やすごみについては、プラスチック使用製品廃棄物を分別収集する場合の値となります。

選別残渣等については、プラスチック使用製品廃棄物の処理に伴う残渣を含む値となります。

表 5-6 処理対象ごみ量（ごみ焼却施設）

ごみの種類	処理対象量	備 考
燃やすごみ (植木剪定ごみを含む)	19,481 t/年	・計画目標年次:令和15年度(2033年度) ・将来ごみ排出量の焼却処理対象量より
選別残渣等	2,088 t/年	
合 計	21,569 t/年	—

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を元に算出

6 施設規模

6-1 施設規模（ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合）

（1）資源化施設

資源化施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。

【施設規模算定式】

施設の計画処理量の決定は、計画目標年次における計画処理区域内の月最大処理量の日量換算値とし、計画年間日平均処理量に計画月最大変動係数を乗じて求めた値で行い、これに施設の稼働体制（1日の実運転時間、週、月、年間の運転日数等）や、既存施設があればその能力を差引く等、各種条件を合理的に勘案して施設規模を決定する。

出典：「ごみ処理施設構造指針解説」（公益社団法人 全国都市清掃会議 昭和62年8月25日）

$$\begin{aligned}\text{施設規模} &= (\text{計画一人一日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{計画直接搬入量}) \\ &\quad \div \text{実稼働率} \times \text{計画月最大変動係数} \\ &= \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \times \text{計画月最大変動係数}\end{aligned}$$

●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量）

●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果）

●実稼働率（0.663）＝（365日－一年間停止日数）÷365日

年間停止日数（123日）：土日休み（年52週×2日）+祝日休み（元日を除く年15日）+年末年始（年4日）

●計画月最大変動係数＝1.15

「ごみ処理施設構造指針解説」では、計画月最大変動係数は、計画目標年次における月最大変動係数であって、過去5年以上の収集量の実績を基礎として算定するものと記されています。なお、過去の収集実績が明らかでない場合は、計画月最大変動係数は1.15を標準とすることとされています。

算定結果は以下のとおりです。

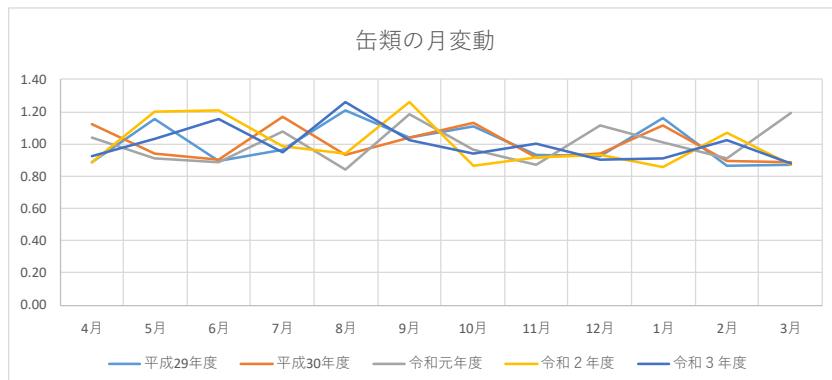
なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。

表 6-1 施設規模の算定（資源化施設）

項目	規模算定資料										
計画目標年度	資源化施設目標年度：令和 9 年度（2027年度） 資源系(選別・圧縮系) 最大処理年度：令和 9 年度（2027年度） 粗大ごみ(破碎・選別系) 最大処理年度：令和13年度（2031年度）										
計画年間日平均処理量	① 資源系（選別・圧縮系） : 3.10 t / 日 【内訳】 缶類選別圧縮設備 : 0.41 t / 日 ペットボトル圧縮梱包設備 : 0.62 t / 日 ビン選別設備 : 2.07 t / 日 ②粗大ごみ（破碎・選別系） : 4.96 t / 日 (破碎選別設備 : 4.96 t / 日)										
稼働率	0.663										
計画月最大変動係数 過去5年間の平均値	缶 : 1.22 ペットボトル : 1.43 ビン : 1.45 粗大ごみ+その他燃やさないごみ : 1.19										
施設規模の算定	資源化施設の施設規模 : 15.4 t / 日 【①施設規模 [資源系(選別・圧縮系)]】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>缶類選別圧縮設備</td><td> $0.41 \div 0.663 \times 1.22 = 0.75 \text{ t / 日}$ $= 0.7 \text{ t / 日}$ </td></tr> <tr> <td>ペットボトル圧縮梱包設備</td><td> $0.62 \div 0.663 \times 1.43 = 1.33 \text{ t / 日}$ $= 1.3 \text{ t / 日}$ </td></tr> <tr> <td>ビン選別設備</td><td> $2.07 \div 0.663 \times 1.45 = 4.52 \text{ t / 日}$ $= 4.5 \text{ t / 日}$ </td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6.5 t / 日</td></tr> </tbody> </table> 【②施設規模 [粗大ごみ(破碎・選別系)]】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>破碎選別設備</td><td> $4.96 \div 0.663 \times 1.19 = 8.90 \text{ t / 日}$ $= 8.9 \text{ t / 日}$ </td></tr> </tbody> </table>	缶類選別圧縮設備	$0.41 \div 0.663 \times 1.22 = 0.75 \text{ t / 日}$ $= 0.7 \text{ t / 日}$	ペットボトル圧縮梱包設備	$0.62 \div 0.663 \times 1.43 = 1.33 \text{ t / 日}$ $= 1.3 \text{ t / 日}$	ビン選別設備	$2.07 \div 0.663 \times 1.45 = 4.52 \text{ t / 日}$ $= 4.5 \text{ t / 日}$	合計	6.5 t / 日	破碎選別設備	$4.96 \div 0.663 \times 1.19 = 8.90 \text{ t / 日}$ $= 8.9 \text{ t / 日}$
缶類選別圧縮設備	$0.41 \div 0.663 \times 1.22 = 0.75 \text{ t / 日}$ $= 0.7 \text{ t / 日}$										
ペットボトル圧縮梱包設備	$0.62 \div 0.663 \times 1.43 = 1.33 \text{ t / 日}$ $= 1.3 \text{ t / 日}$										
ビン選別設備	$2.07 \div 0.663 \times 1.45 = 4.52 \text{ t / 日}$ $= 4.5 \text{ t / 日}$										
合計	6.5 t / 日										
破碎選別設備	$4.96 \div 0.663 \times 1.19 = 8.90 \text{ t / 日}$ $= 8.9 \text{ t / 日}$										

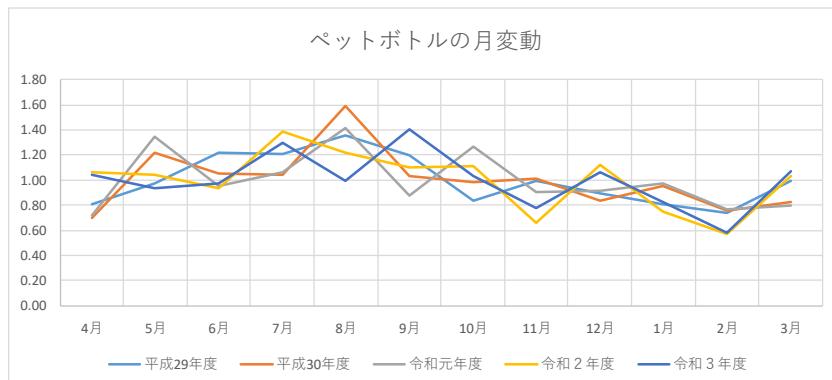
《缶の月変動係数》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度 (2017)	0.89	1.15	0.89	0.96	1.21	1.04	1.11	0.93	0.92	1.16	0.87	0.87	12.00	1.21
平成30年度 (2018)	1.12	0.94	0.90	1.17	0.93	1.04	1.13	0.92	0.94	1.12	0.90	0.89	12.00	1.17
令和元年度 (2019)	1.04	0.91	0.89	1.08	0.84	1.18	0.96	0.87	1.12	1.01	0.91	1.19	12.00	1.19
令和2年度 (2020)	0.89	1.20	1.21	0.99	0.94	1.26	0.87	0.91	0.94	0.86	1.07	0.87	12.00	1.26
令和3年度 (2021)	0.93	1.03	1.15	0.95	1.26	1.02	0.94	1.00	0.90	0.91	1.02	0.88	12.00	1.26
													平均	1.22



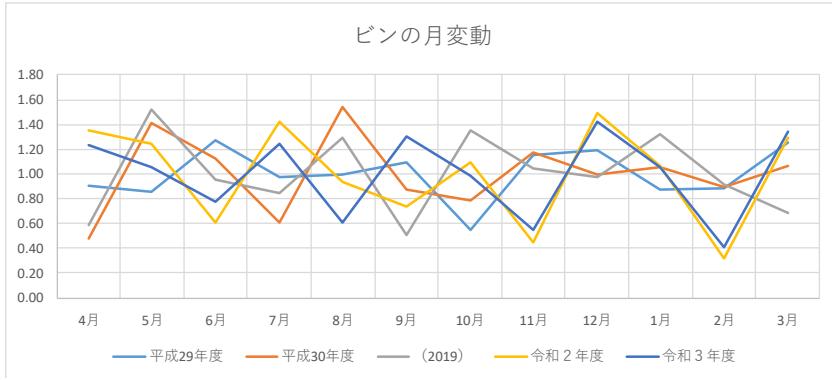
《ペットボトルの月変動係数》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度 (2017)	0.80	0.98	1.22	1.21	1.35	1.20	0.83	0.99	0.89	0.81	0.73	0.99	12.00	1.35
平成30年度 (2018)	0.69	1.22	1.05	1.04	1.59	1.03	0.99	1.01	0.83	0.95	0.76	0.82	12.00	1.59
令和元年度 (2019)	0.72	1.35	0.95	1.06	1.42	0.88	1.27	0.90	0.91	0.98	0.77	0.79	12.00	1.42
令和2年度 (2020)	1.06	1.04	0.94	1.39	1.22	1.10	1.12	0.66	1.13	0.75	0.57	1.03	12.00	1.39
令和3年度 (2021)	1.04	0.94	0.97	1.30	0.99	1.40	1.04	0.77	1.07	0.82	0.58	1.07	12.00	1.40
													平均	1.43



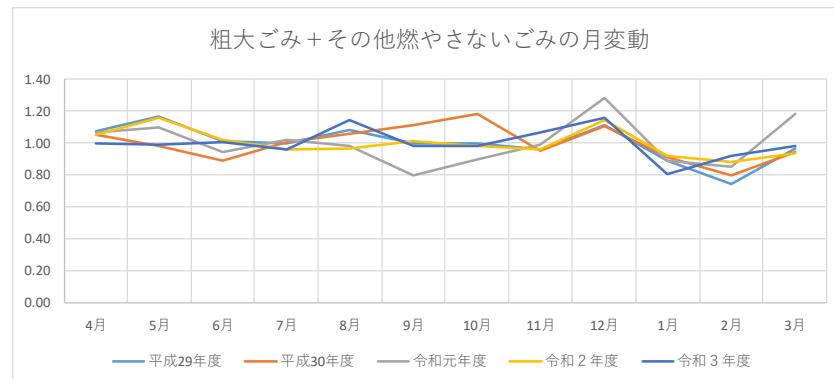
《ビンの月変動係数》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度 (2017)	0.90	0.85	1.27	0.97	1.00	1.10	0.55	1.15	1.20	0.87	0.88	1.25	12.00	1.27
平成30年度 (2018)	0.48	1.41	1.12	0.61	1.54	0.88	0.79	1.17	1.00	1.05	0.89	1.06	12.00	1.54
令和元年度 (2019)	0.59	1.52	0.95	0.85	1.29	0.51	1.35	1.04	0.98	1.32	0.92	0.69	12.00	1.52
令和2年度 (2020)	1.35	1.24	0.61	1.42	0.93	0.73	1.09	0.45	1.49	1.07	0.32	1.30	12.00	1.49
令和3年度 (2021)	1.24	1.06	0.78	1.24	0.60	1.30	0.99	0.55	1.43	1.06	0.41	1.35	12.00	1.43
													平均	1.45



《粗大ごみ+その他燃やさないごみの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度	(2017)	1.08	1.17	1.01	1.00	1.08	1.00	1.00	0.96	1.11	0.89	0.74	0.96	12.00	1.17
平成30年度	(2018)	1.05	0.98	0.89	1.01	1.06	1.11	1.18	0.95	1.11	0.91	0.80	0.94	12.00	1.18
令和元年度	(2019)	1.07	1.10	0.95	1.02	0.98	0.79	0.90	0.99	1.28	0.89	0.85	1.19	12.00	1.28
令和2年度	(2020)	1.05	1.16	1.02	0.96	0.97	1.02	0.98	0.96	1.14	0.92	0.88	0.93	12.00	1.16
令和3年度	(2021)	1.00	0.99	1.01	0.96	1.15	0.98	0.98	1.07	1.16	0.81	0.92	0.98	12.00	1.16
														平均	1.19



(2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード）

資源化施設（ストックヤード：受入ヤード/貯留ヤード）に関する施設規模については、以下の算定式に基づいた試算を示します。なお、施設規模については、現状を踏まえつつ見直しを行うこととします。

（ストックヤードは、分別収集により回収した資源ごみ、粗大ごみ等の受入れや処理後の成形品等を搬出するまでの間、一時保管を行う場所です。）

【施設規模算定式】

$$\text{施設規模} = \frac{\text{保管対象量(t/年)}}{365(\text{日/年})} \times \frac{\text{保管日数(日)}}{\text{積載高さ(m)}} \\ \div \frac{\text{単位容積重量(t/m}^3\text{)}}{\text{ストックスペース割合}}$$

●保管対象量=①缶[混合/受入ヤード] : 152 t/年

缶[成形品/貯留ヤード] : アルミ 58 t/年、スチール 64 t/年

②ペットボトル[受入ヤード] : 229 t/年

ペットボトル[成形品/貯留ヤード] : 183 t/年

③ビン[受入ヤード] : 756 t/年

ビン[貯留ヤード] : 516 t/年

④金属類[貯留ヤード] : 184 t/年

⑤小型家電[貯留ヤード] : 58 t/年

⑥粗大ごみ[受入ヤード] : 409 t/年

⑦紙資源[受入ヤード] : 73 t/年

⑧その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 1,403 t/年

●保管日数=受入ヤード 3 日、貯留ヤード 14 日

●積載高さ=2.0m (⑤小型家電は 1.5m)

●単位容積重量=①缶[混合] : 0.06 t/m³

缶[成形品] : アルミ 0.42 t/m³、スチール 0.91 t/m³

②ペットボトル[受入時] : 0.028 t/m³

ペットボトル[成形品] : 0.21 t/m³

③ビン[受入・貯留ヤード] : 0.29 t/m³

④金属類 : 0.16 t/m³

⑤小型家電 : 0.16 t/m³

⑥粗大ごみ[受入ヤード] : 0.11 t/m³

⑦紙資源[受入ヤード] : 0.06 t/m³

⑧その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 0.16 t/m³

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）の不燃・粗大・容器包装リサイクル施設計画時の品目別原単位例（t/m³）」の相加平均値から設定しました。小型家電については、不燃ごみの値で設定しました。粗大ごみについては、不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみの平均値としました。

●ストックスペース割合 (60%) = 100% - 40% (作業スペース割合)

算定結果は以下のとおりです。

なお、貯留ヤードについては、メーカーアンケート等を踏まえつつ検討を行います。

表 6-2 施設規模の算定（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））

項目	規模算定資料
計画目標年度	令和9年度（2027年度）：資源ごみ（貯留ヤード）
保管日数	受入ヤード3日、貯留ヤード14日（③BINは7日）
積載高さ	2.0m（⑤小型家電は1.5m）
ストックスペース割合	60%
施設規模の算定	<p>ストックヤード必要面積：約330m²（受入ヤード/貯留ヤード分）</p> <p>①缶[混合/受入ヤード] $=152(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 17.3 \text{m}^2$</p> <p>缶【アルミ】[成形品/貯留ヤード] $=58(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.42(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 4.4 \text{m}^2$</p> <p>缶【スチール】[成形品/貯留ヤード] $=64(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.91(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 2.2 \text{m}^2$</p> <p>②ペットボトル[受入ヤード] $=229(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.028(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 56.0 \text{m}^2$</p> <p>ペットボトル[成形品/貯留ヤード] $=183(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.21(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 27.8 \text{m}^2$</p> <p>③BIN[受入ヤード] $=756(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 17.8 \text{m}^2$</p> <p>BIN[貯留ヤード] $=516(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 7(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 28.4 \text{m}^2$</p> <p>④金属類[貯留ヤード] $=184(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 36.7 \text{m}^2$</p> <p>⑤小型家電[貯留ヤード] $=58(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 1.5(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 15.4 \text{m}^2$</p> <p>⑥粗大ごみ[受入ヤード] $=409(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.11(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 25.4 \text{m}^2$</p> <p>⑦紙資源[受入ヤード] $=73(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 38.8 \text{m}^2$</p> <p>⑧その他燃やさないごみ[受入ヤード] $=1,403(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 60.0 \text{m}^2$</p>

(3) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。

【施設規模算定式（【参考】平成 15 年 12 月 15 日 環廃対発第 031215002 号）】

$$\begin{aligned}\text{施設規模} &= (\text{計画一人一日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{計画直接搬入量}) \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}\end{aligned}$$

●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量）

●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果）

●実稼働率（0.767）＝（365 日一年間停止日数）÷365 日

年間停止日数（85 日）：整備修期間 30 日（1 回）+補修点検期間 15 日×2 回+全停止期間 7 日+
(起動に要する日数 3 日×3 回)+ (停止に要する日数 3 日×3 回)

●調整稼働率＝0.96

正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

算定結果は以下のとおりです。

なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。

表 6-3 施設規模の算定

項目	規模算定資料
計画目標年度	令和15年度（2033年度）
計画年間日平均処理量	61.5 t/日
実稼働率	0.767
調整稼働率	0.96
施設規模の算定	<p>施設規模（t/日） = 61.5 ÷ 0.767 ÷ 0.96 = 83.5 t/日</p> <p>施設整備に際し、災害廃棄物への対応（施設規模の10%）を見込んだ場合においては、施設規模は91.8t/日となります。</p> <p>施設規模（災害廃棄物を含む）：91.8 t/日</p>

6-2 施設規模（ケース2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

(1) 資源化施設

資源化施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。

【施設規模算定式】

施設の計画処理量の決定は、計画目標年次における計画処理区域内の月最大処理量の日量換算値とし、計画年間日平均処理量に計画月最大変動係数を乗じて求めた値で行い、これに施設の稼働体制（1日の実運転時間、週、月、年間の運転日数等）や、既存施設があればその能力を差引く等、各種条件を合理的に勘案して施設規模を決定する。

出典：「ごみ処理施設構造指針解説」（公益社団法人 全国都市清掃会議 昭和62年8月25日）

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= (\text{計画一人一日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{計画直接搬入量}) \\ &\div \text{実稼働率} \times \text{計画月最大変動係数} \\ &= \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \times \text{計画月最大変動係数} \end{aligned}$$

●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量）

●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果）

●実稼働率（0.663）＝（365日－年間停止日数）÷365日

年間停止日数（123日）：土日休み（年52週×2日）+祝日休み（元日を除く年15日）+年末年始（年4日）

●計画月最大変動係数＝1.15

「ごみ処理施設構造指針解説」では、計画月最大変動係数は、計画目標年次における月最大変動係数であって、過去5年以上の収集量の実績を基礎として算定するものと記されています。なお、過去の収集実績が明らかでない場合は、計画月最大変動係数は1.15を標準とすることとされています。

算定結果は以下のとおりです。

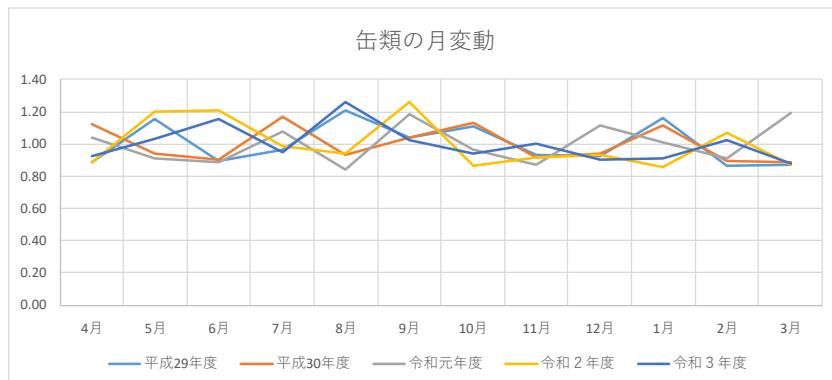
なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。

表 6-4 施設規模の算定（資源化施設）

項目	規模算定資料												
計画目標年度	資源化施設目標年度：令和 9 年度（2027年度） 【資源系（選別・圧縮系）】 ・缶類、ペットボトル、ビン : 令和 9年度（2027年度） ・プラスチック使用製品廃棄物 : 令和15年度（2033年度） 【粗大ごみ（破碎・選別系）】 ・粗大ごみ+その他燃やさないごみ : 令和13年度（2031年度）												
計画年間日平均処理量	①資源系（選別・圧縮系） : 6.20 t / 日 【内訳】 (缶類選別圧縮設備 : 0.41 t / 日) (ペットボトル圧縮梱包設備 : 0.62 t / 日) (ビン選別設備 : 2.07 t / 日) (プラスチック使用製品廃棄物圧縮梱包設備 : 3.10 t / 日) ②粗大ごみ（破碎・選別系） : 4.96 t / 日 (破碎選別設備 : 4.96 t / 日)												
実稼働率	0.663												
計画月最大変動係数 過去5年間の平均値	缶 : 1.22、ペットボトル : 1.43、ビン : 1.45 粗大ごみ+その他燃やさないごみ : 1.19 プラスチック使用製品廃棄物 : 1.15（実績が無い為、想定値）												
施設規模の算定	資源化施設の施設規模 : 20.7 t / 日 【①施設規模 [資源系(選別・圧縮系)]】 <table border="1"> <tr> <td>缶類選別圧縮設備</td> <td>$0.41 \div 0.663 \times 1.22 = 0.75 \text{ t / 日}$ $= 0.7 \text{ t / 日}$</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル圧縮梱包設備</td> <td>$0.62 \div 0.663 \times 1.43 = 1.33 \text{ t / 日}$ $= 1.3 \text{ t / 日}$</td> </tr> <tr> <td>ビン選別設備</td> <td>$2.07 \div 0.663 \times 1.45 = 4.52 \text{ t / 日}$ $= 4.5 \text{ t / 日}$</td> </tr> <tr> <td>プラスチック使用製品廃棄物 圧縮梱包設備</td> <td>$3.10 \div 0.663 \times 1.15 = 5.37 \text{ t / 日}$ $= 5.3 \text{ t / 日}$</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11.8 t / 日</td> </tr> </table> 【②施設規模 [粗大ごみ(破碎・選別系)]】 <table border="1"> <tr> <td>破碎選別設備</td> <td>$4.96 \div 0.663 \times 1.19 = 8.90 \text{ t / 日}$ $= 8.9 \text{ t / 日}$</td> </tr> </table>	缶類選別圧縮設備	$0.41 \div 0.663 \times 1.22 = 0.75 \text{ t / 日}$ $= 0.7 \text{ t / 日}$	ペットボトル圧縮梱包設備	$0.62 \div 0.663 \times 1.43 = 1.33 \text{ t / 日}$ $= 1.3 \text{ t / 日}$	ビン選別設備	$2.07 \div 0.663 \times 1.45 = 4.52 \text{ t / 日}$ $= 4.5 \text{ t / 日}$	プラスチック使用製品廃棄物 圧縮梱包設備	$3.10 \div 0.663 \times 1.15 = 5.37 \text{ t / 日}$ $= 5.3 \text{ t / 日}$	合計	11.8 t / 日	破碎選別設備	$4.96 \div 0.663 \times 1.19 = 8.90 \text{ t / 日}$ $= 8.9 \text{ t / 日}$
缶類選別圧縮設備	$0.41 \div 0.663 \times 1.22 = 0.75 \text{ t / 日}$ $= 0.7 \text{ t / 日}$												
ペットボトル圧縮梱包設備	$0.62 \div 0.663 \times 1.43 = 1.33 \text{ t / 日}$ $= 1.3 \text{ t / 日}$												
ビン選別設備	$2.07 \div 0.663 \times 1.45 = 4.52 \text{ t / 日}$ $= 4.5 \text{ t / 日}$												
プラスチック使用製品廃棄物 圧縮梱包設備	$3.10 \div 0.663 \times 1.15 = 5.37 \text{ t / 日}$ $= 5.3 \text{ t / 日}$												
合計	11.8 t / 日												
破碎選別設備	$4.96 \div 0.663 \times 1.19 = 8.90 \text{ t / 日}$ $= 8.9 \text{ t / 日}$												

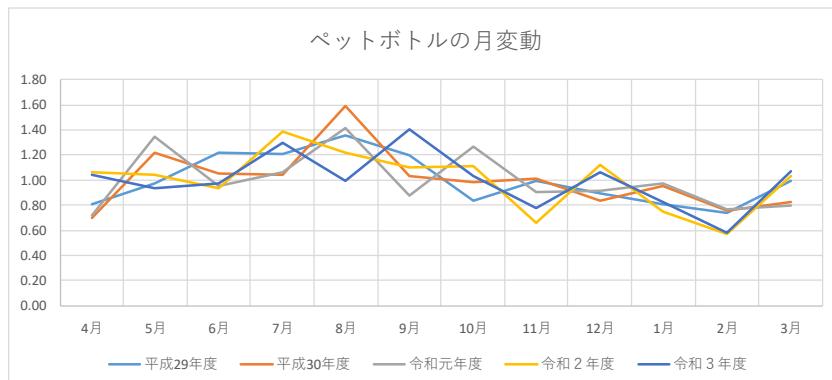
《缶の月変動係数》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度 (2017)	0.89	1.15	0.89	0.96	1.21	1.04	1.11	0.93	0.92	1.16	0.87	0.87	12.00	1.21
平成30年度 (2018)	1.12	0.94	0.90	1.17	0.93	1.04	1.13	0.92	0.94	1.12	0.90	0.89	12.00	1.17
令和元年度 (2019)	1.04	0.91	0.89	1.08	0.84	1.18	0.96	0.87	1.12	1.01	0.91	1.19	12.00	1.19
令和2年度 (2020)	0.89	1.20	1.21	0.99	0.94	1.26	0.87	0.91	0.94	0.86	1.07	0.87	12.00	1.26
令和3年度 (2021)	0.93	1.03	1.15	0.95	1.26	1.02	0.94	1.00	0.90	0.91	1.02	0.88	12.00	1.26
													平均	1.22



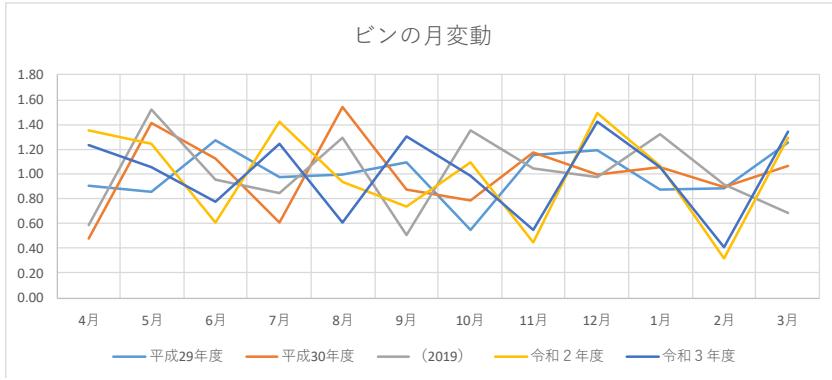
《ペットボトルの月変動係数》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度 (2017)	0.80	0.98	1.22	1.21	1.35	1.20	0.83	0.99	0.89	0.81	0.73	0.99	12.00	1.35
平成30年度 (2018)	0.69	1.22	1.05	1.04	1.59	1.03	0.99	1.01	0.83	0.95	0.76	0.82	12.00	1.59
令和元年度 (2019)	0.72	1.35	0.95	1.06	1.42	0.88	1.27	0.90	0.91	0.98	0.77	0.79	12.00	1.42
令和2年度 (2020)	1.06	1.04	0.94	1.39	1.22	1.10	1.12	0.66	1.13	0.75	0.57	1.03	12.00	1.39
令和3年度 (2021)	1.04	0.94	0.97	1.30	0.99	1.40	1.04	0.77	1.07	0.82	0.58	1.07	12.00	1.40
													平均	1.43



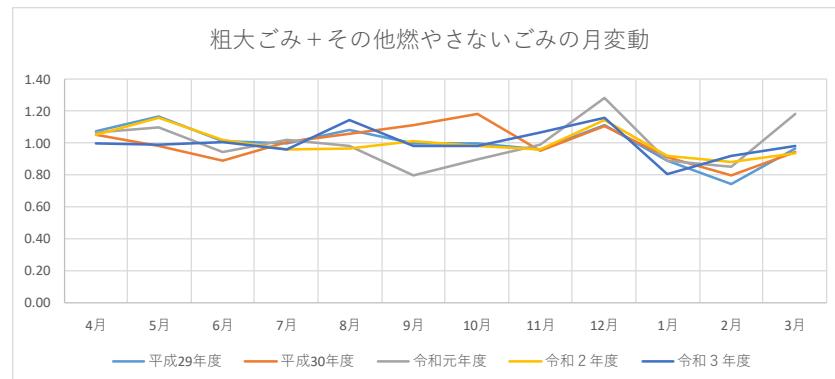
《ビンの月変動係数》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度 (2017)	0.90	0.85	1.27	0.97	1.00	1.10	0.55	1.15	1.20	0.87	0.88	1.25	12.00	1.27
平成30年度 (2018)	0.48	1.41	1.12	0.61	1.54	0.88	0.79	1.17	1.00	1.05	0.89	1.06	12.00	1.54
令和元年度 (2019)	0.59	1.52	0.95	0.85	1.29	0.51	1.35	1.04	0.98	1.32	0.92	0.69	12.00	1.52
令和2年度 (2020)	1.35	1.24	0.61	1.42	0.93	0.73	1.09	0.45	1.49	1.07	0.32	1.30	12.00	1.49
令和3年度 (2021)	1.24	1.06	0.78	1.24	0.60	1.30	0.99	0.55	1.43	1.06	0.41	1.35	12.00	1.43
													平均	1.45



《粗大ごみ+その他燃やさないごみの月変動係数》

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	最大変動係数
平成29年度	(2017)	1.08	1.17	1.01	1.00	1.08	1.00	1.00	0.96	1.11	0.89	0.74	0.96	12.00	1.17
平成30年度	(2018)	1.05	0.98	0.89	1.01	1.06	1.11	1.18	0.95	1.11	0.91	0.80	0.94	12.00	1.18
令和元年度	(2019)	1.07	1.10	0.95	1.02	0.98	0.79	0.90	0.99	1.28	0.89	0.85	1.19	12.00	1.28
令和2年度	(2020)	1.05	1.16	1.02	0.96	0.97	1.02	0.98	0.96	1.14	0.92	0.88	0.93	12.00	1.16
令和3年度	(2021)	1.00	0.99	1.01	0.96	1.15	0.98	0.98	1.07	1.16	0.81	0.92	0.98	12.00	1.16
														平均	1.19



(2) 資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード）

資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード）に関する施設規模については、以下の算定式に基づいた試算を示します。なお、施設規模については、現状を踏まえつつ見直しを行うこととします。

（ストックヤードは、分別収集により回収した資源ごみ、粗大ごみ等の受入れや処理後の成形品等を搬出するまでの間、一時保管を行う場所です。）

【施設規模算定式】

$$\text{施設規模} = \frac{\text{保管対象量(t/年)}}{365(\text{日/年})} \times \frac{\text{保管日数(日)}}{\text{積載高さ(m)}} \\ \div \frac{\text{単位容積重量(t/m}^3)}{\text{ストックスペース割合}}$$

●保管対象量=①缶[混合/受入ヤード] : 152 t/年

缶[成形品/貯留ヤード] : アルミ 58 t/年、スチール 64 t/年

②ペットボトル[受入ヤード] : 229 t/年

ペットボトル[成形品/貯留ヤード] : 183 t/年

③ビン[受入ヤード] : 756 t/年

ビン[貯留ヤード] : 516 t/年

④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード] : 1,132 t/年

プラスチック使用製品廃棄物[成形品/貯留ヤード] : 906 t/年

⑤金属類[貯留ヤード] : 184 t/年

⑥小型家電[貯留ヤード] : 58 t/年

⑦粗大ごみ[受入ヤード] : 409 t/年

⑧紙資源[受入ヤード] : 73 t/年

⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 1,403 t/年

●保管日数=受入ヤード3日、貯留ヤード14日

●積載高さ=2.0m (④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード]は3.0m、⑥小型家電は1.5m)

●単位容積重量=①缶[混合] : 0.06 t/m³

缶[成形品] : アルミ 0.42 t/m³、スチール 0.91 t/m³

②ペットボトル[受入時] : 0.028 t/m³

ペットボトル[成形品] : 0.21 t/m³

③ビン[受入・貯留ヤード] : 0.29 t/m³

④プラスチック使用製品廃棄物[受入時] : 0.021 t/m³ (実態調査データ)

プラスチック使用製品廃棄物[成形品] : 0.25 t/m³

⑤金属類 : 0.16 t/m³

⑥小型家電 : 0.16 t/m³

⑦粗大ごみ[受入ヤード] : 0.11 t/m³

⑧紙資源[受入ヤード] : 0.06 t/m³

⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] : 0.16 t/m³

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）の不燃・粗大・容器包装リサイクル施設設計画時の品目別原単位例 (t/m³) の相加平均値から設定しました。小型家電については、不燃ごみの値で設定しました。粗大ごみについては不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみの平均値としました。

●ストックスペース割合 (60%) = 100% - 40% (作業スペース割合)

算定結果は以下のとおりです。

なお、貯留ヤードについては、メーカーアンケート等を踏まえつつ検討を行います。

表 6-5 施設規模の算定（資源化施設（受入ヤード/貯留ヤード））

項目	規模算定資料
計画目標年度	令和9年度（2027年度）：資源ごみ（貯留ヤード）
保管日数	受入ヤード3日、貯留ヤード14日（③BINは7日）
積載高さ	2.0m（④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード]は3.0m、⑥小型家電は1.5m）
ストックスペース割合	60%
施設規模の算定	<p>ストックヤード必要面積：約710m²（受入ヤード/貯留ヤード分）</p> <p>①缶[混合/受入ヤード] $=152(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 17.3 \text{m}^2$</p> <p>缶【アルミ】[成形品/貯留ヤード] $=58(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.42(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 4.4 \text{m}^2$</p> <p>缶【スチール】[成形品/貯留ヤード] $=64(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.91(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 2.2 \text{m}^2$</p> <p>②ペットボトル[受入ヤード] $=229(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.028(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 56.0 \text{m}^2$</p> <p>ペットボトル[成形品/貯留ヤード] $=183(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.21(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 27.8 \text{m}^2$</p> <p>③BIN[受入ヤード] $=756(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 17.8 \text{m}^2$</p> <p>BIN[貯留ヤード] $=516(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 7(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.29(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 28.4 \text{m}^2$</p> <p>④プラスチック使用製品廃棄物[受入ヤード] $=1,132(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 3.0(\text{m}) \div 0.021(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 246 \text{m}^2$</p> <p>プラスチック使用製品廃棄物[成形品/貯留ヤード] $=906(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.21(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 137 \text{m}^2$</p> <p>⑤金属類[貯留ヤード] $=184(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 36.7 \text{m}^2$</p> <p>⑥小型家電[貯留ヤード] $=58(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 1.5(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 15.4 \text{m}^2$</p> <p>⑦粗大ごみ[受入ヤード] $=409(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.11(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 25.4 \text{m}^2$</p> <p>⑧紙資源[受入ヤード] $=73(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 14(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.06(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 38.8 \text{m}^2$</p> <p>⑨その他燃やさないごみ[受入ヤード] $=1,403(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}/\text{年}) \times 3(\text{日}) \div 2.0(\text{m}) \div 0.16(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.6 = 60.0 \text{m}^2$</p>

(3) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設に関する施設規模については、以下の算定式に基づき算出しました。

【施設規模算定式（【参考】平成 15 年 12 月 15 日 環廃対発第 031215002 号）】

$$\begin{aligned}\text{施設規模} &= (\text{計画一人一日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{計画直接搬入量}) \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}\end{aligned}$$

●計画年間日平均処理量＝一人一日あたり処理量目標（計画一人一日平均排出量）

●計画収集人口＝推計人口（芦屋市将来推計人口結果）

●実稼働率（0.767）＝（365 日一年間停止日数）÷365 日

年間停止日数（85 日）：整備修期間 30 日（1 回）+補修点検期間 15 日×2 回+全停止期間 7 日+
(起動に要する日数 3 日×3 回)+ (停止に要する日数 3 日×3 回)

●調整稼働率＝0.96

正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

算定結果は以下のとおりです。

なお、施設規模等については、社会情勢等の変化や最新の処理実績を踏まえて、適宜、見直しを図っていくこととします。

表 6-6 施設規模の算定

項目	規模算定資料
計画目標年度	令和15年度（2033年度）
計画年間日平均処理量	59.0 t / 日
実稼働率	0.767
調整稼働率	0.96
施設規模の算定	<p>施設規模（t/日） = 59.0 ÷ 0.767 ÷ 0.96 = 80.1 t/日</p> <p>施設整備に際し、災害廃棄物への対応（施設規模の10%）を見込んだ場合においては、施設規模は88.1(≈88.0)t/日となります。</p> <p>施設規模（災害廃棄物を含む）：88.0 t/日</p>

7 計画ごみ質

ごみ焼却施設の計画にあたっては、年間を通じごみの質が変動するため、処理対象となるごみの性状に関する計画ごみ質の設定が重要となります。

計画ごみ質については、プラスチック類や紙類等を多く含み水分が少なく発熱量が大きいごみを「高質ごみ」、水分が多い厨芥類を多く含み発熱量の小さいごみを「低質ごみ」、平均的なごみを「基準ごみ」として、それぞれ計画値を設定する必要があります。

焼却炉設備の基本計画あるいは各付帯設備の容量決定に際して、高質ごみ（設計上の最高ごみ質）、低質ごみ（設計上の最低ごみ質）の関与については表 7-1 のとおりです。

また、基準ごみ（平均的、標準的ごみ質）は、施設が持つ標準能力を示すとともに用役費を中心とした日常の維持管理費の把握等に欠かせない項目となっています。

計画ごみの設定にあたっては、過去 6 年間（平成 28 年度～令和 3 年度）のごみ質実績を踏まえつつ、ごみ質の設定を行いました。ごみ質の設定に関する手順は図 7-1 のとおりです。

表 7-1 ごみ質と設備計画の関係

関係設備 ごみ質	燃焼設備	付帯設備の容量等
高質ごみ (設計最高ごみ質)	燃焼室熱負荷 燃焼室容積 再燃焼室容積	通風設備、クレーン、 ガス冷却設備、排ガス処理設備、 水処理設備、受変電設備等
基準ごみ (平均ごみ質)	基本設計値	ごみピット
低質ごみ (設計最低ごみ質)	火格子燃焼率（ストーカ式） 炉床負荷（流動床式） 火格子面積（ストーカ式） 炉床面積（流動床式）	空気予熱器、助燃設備

出典) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議

7-1 計画ごみ質（ケース1：プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合）

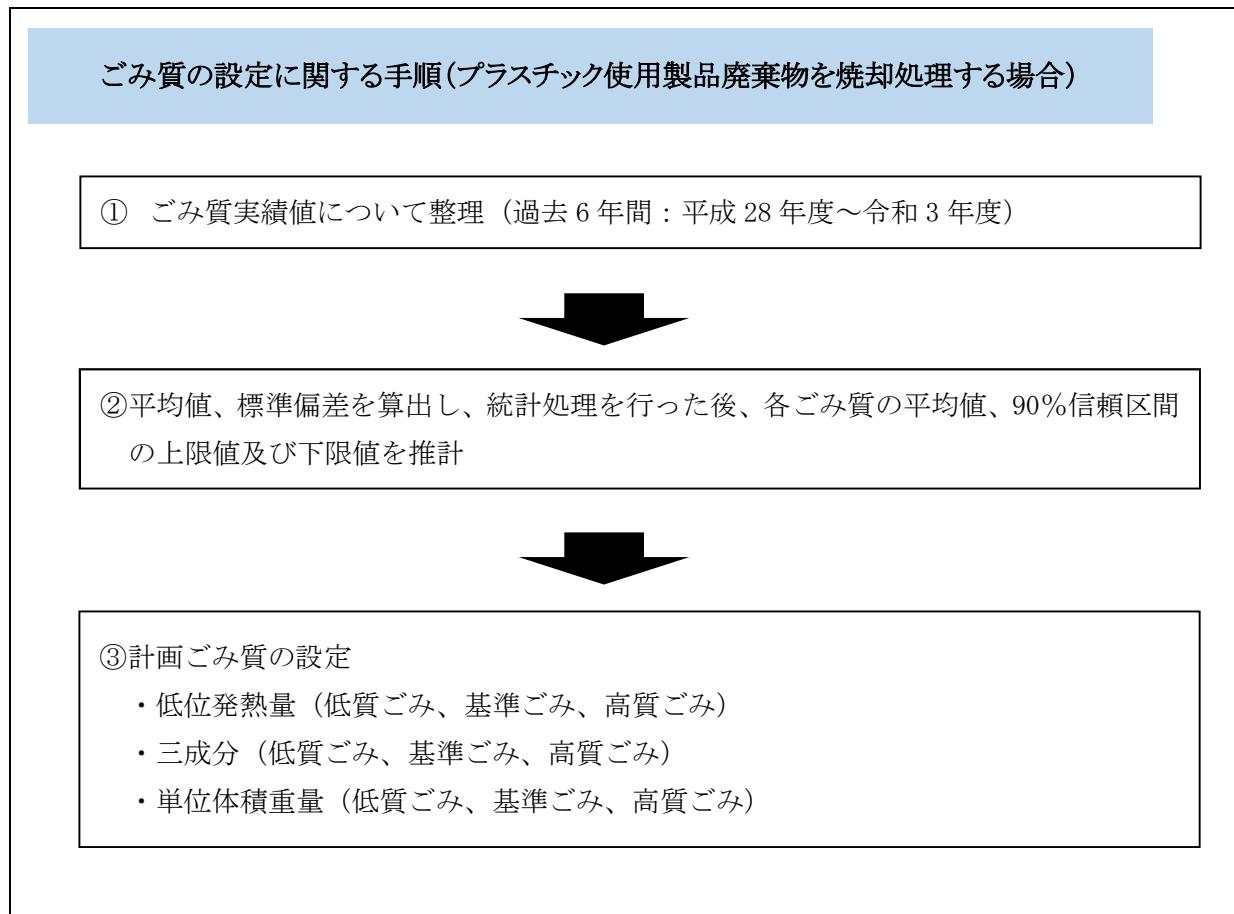


図7-1 ごみ質の設定に関する手順

(1) 低位発熱量

計画ごみ質（低位発熱量）について、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づいて、基準ごみ、低質ごみ及び高質ごみの推計・設定を行いました。

基準ごみについては、過去 6 年間（平成 28 年度～令和 3 年度）の平均値から推計し、低質ごみ及び高質ごみについては、正規分布の 90% 信頼区間の下限値・上限値を推計し、それぞれを低質ごみ・高質ごみと設定しました。

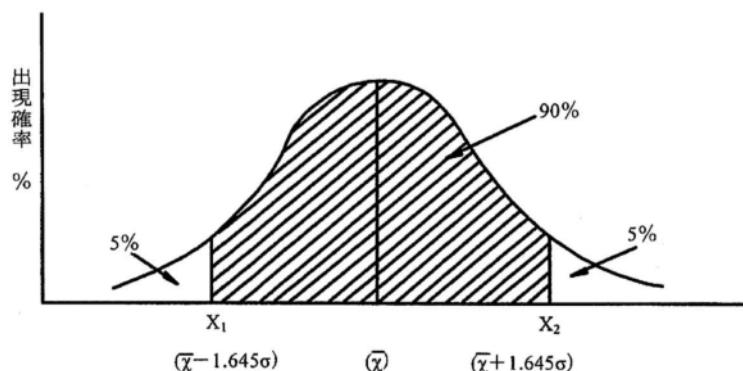


図 7-2 低位発熱量の分布

出典) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」 公益社団法人 全国都市清掃会議

【算定式】

$$X_1^{\text{※1}} \text{ (低質ごみ)} = X - 1.645 \sigma^{\text{※3}}$$

$$X_2^{\text{※2}} \text{ (高質ごみ)} = X + 1.645 \sigma^{\text{※3}}$$

X : 平均値

σ : 標準偏差 $[=\sqrt{\sum (X - X_n)^2 / (n-1)}]$

※1 X_1 は 90% 信頼区間の下限値

※2 X_2 は 90% 信頼区間の下限値

※3 1.645 は 90% 信頼区間に対応する定数で、正規分布表で求められたもの。

低位発熱量の平均値は 11,457kJ/kg、標準偏差 σ は 1,662 となり、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみの低位発熱量は以下のとおりです。

- ・ 低質ごみ = $11,457 - (1.645 \times 1,606) = 8,815 \approx 8,800 \text{ kJ/kg}$
- ・ 基準ごみ = $11,457 \approx 11,400 \text{ kJ/kg}$
- ・ 高質ごみ = $11,457 + (1.645 \times 1,606) = 14,099 \approx 14,000 \text{ kJ/kg}$

低質ごみと高質ごみの比については、設計要領に記載の範囲（2～2.5 倍）を踏まえ 2.0 倍と設定し、算出結果の補正を行いました。

表 7-2 計画設計ごみ質（低位発熱量）

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	kJ/kg	7,700	11,400	15,100

(2) 三成分

ごみの三成分については、一般的に水分及び可燃分は低位発熱量と相関関係にあり、低位発熱量と水分は負の相関、低位発熱量と可燃分には正の相関がみられます。

基準ごみについては平成28年度から令和3年度までの平均値とし、低質ごみ及び高質ごみについては相関関係から想定される回帰式を用いて推計を行いました。

なお、三成分の水分と可燃分については、低位発熱量との回帰式より算出し、灰分は三成分全体(100%)から水分と可燃分を差し引いて算出しました。プラスチック類は現行の処理とします。

1) 水分

低位発熱量と水分の相関は、以下の回帰式となります。

$$\text{回帰式：水分} = -0.002x + 61.445 \quad (x : \text{低位発熱量})$$

- ・低質ごみ（水分）： $-0.002 \times 7,700 + 61.445 \approx 46.0\%$
- ・基準ごみ（水分）：H28～R3年度の平均値 $\approx 38.3\%$
- ・高質ごみ（水分）： $-0.002 \times 15,100 + 61.445 \approx 31.2\%$

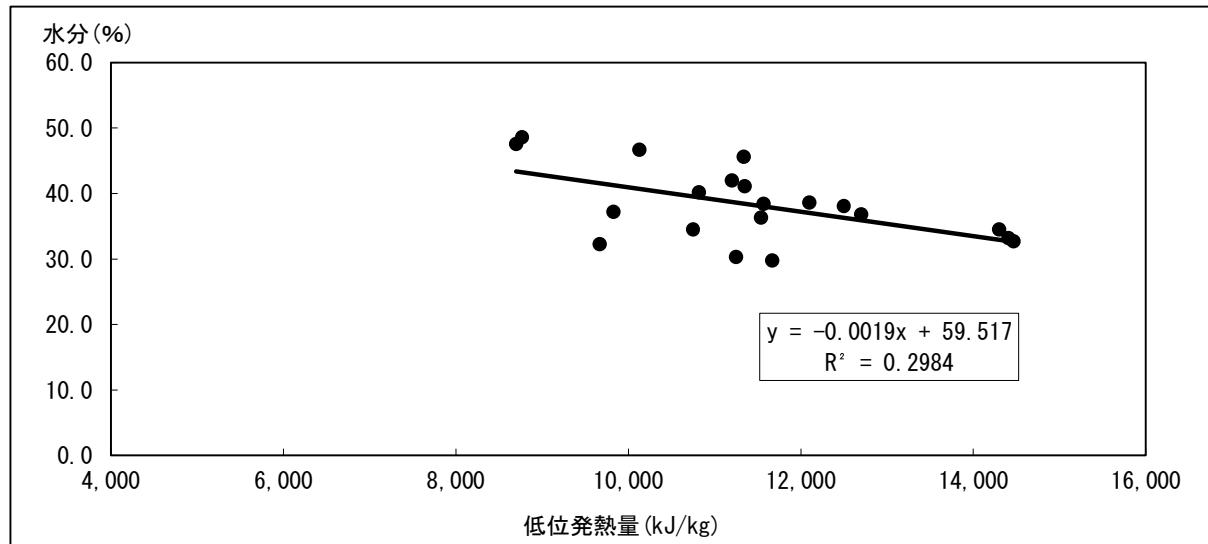


図 7-3 低位発熱量と水分の相関

2) 可燃分

低位発熱量と可燃分の相関は、以下の回帰式となります。

$$\text{回帰式 : 可燃分} = 0.0021x + 30.477 \quad (x : \text{低位発熱量})$$

- ・低質ごみ（可燃分）： $0.0021 \times 7,700 + 30.477 \approx 46.6\%$
- ・基準ごみ（可燃分）： H28～R3年度の平均値 $\approx 54.4\%$
- ・高質ごみ（可燃分）： $0.0021 \times 15,100 + 30.477 \approx 62.2\%$

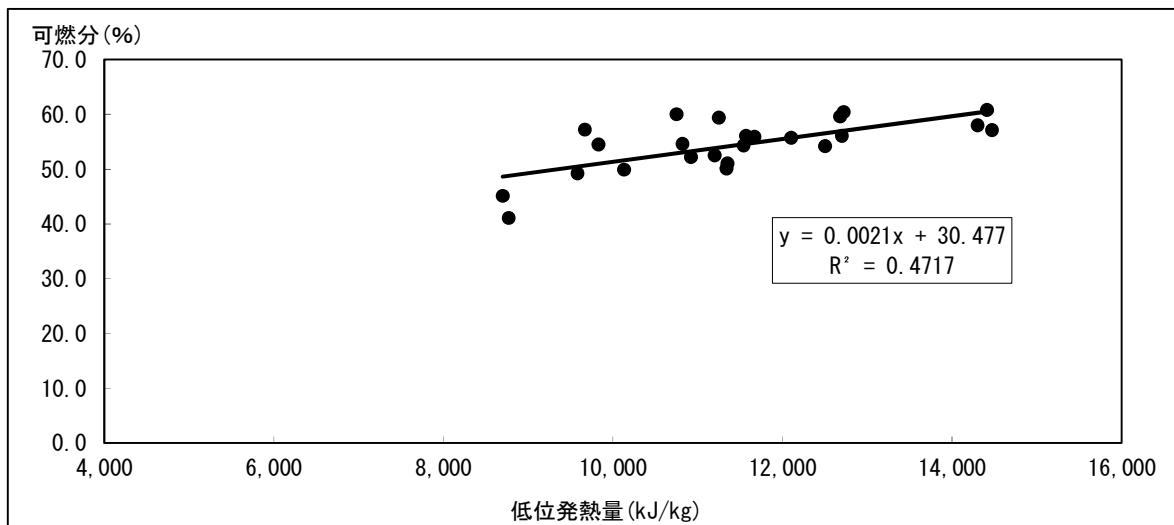


図 7-4 低位発熱量と可燃分の相関

3) 灰分

灰分については、三成分全体（100%）から水分と可燃分を差し引いて算出しました。

- ・低質ごみ（灰分）： $100 - (46.0 + 46.6) \approx 7.4\%$
- ・基準ごみ（灰分）： H28～R3年度の平均値 $\approx 7.3\%$
- ・高質ごみ（灰分）： $100 - (31.2 + 62.2) \approx 6.6\%$

(3) 単位容積重量

単位容積重量については、単位容積重量と水分の相関は、以下のとおりとなります。

$$\text{回帰式 : 単位容積重量} = 1.1861x + 67.961 \quad (x : \text{水分})$$

- ・低質ごみ（単位容積重量）： $1.1861 \times 46.0 + 67.961 \approx 123 \text{ kg/m}^3$
- ・基準ごみ（単位容積重量）： H28～R3年度の平均値 $\approx 114 \text{ kg/m}^3$
- ・高質ごみ（単位容積重量）： $1.1861 \times 31.2 + 67.961 \approx 105 \text{ kg/m}^3$

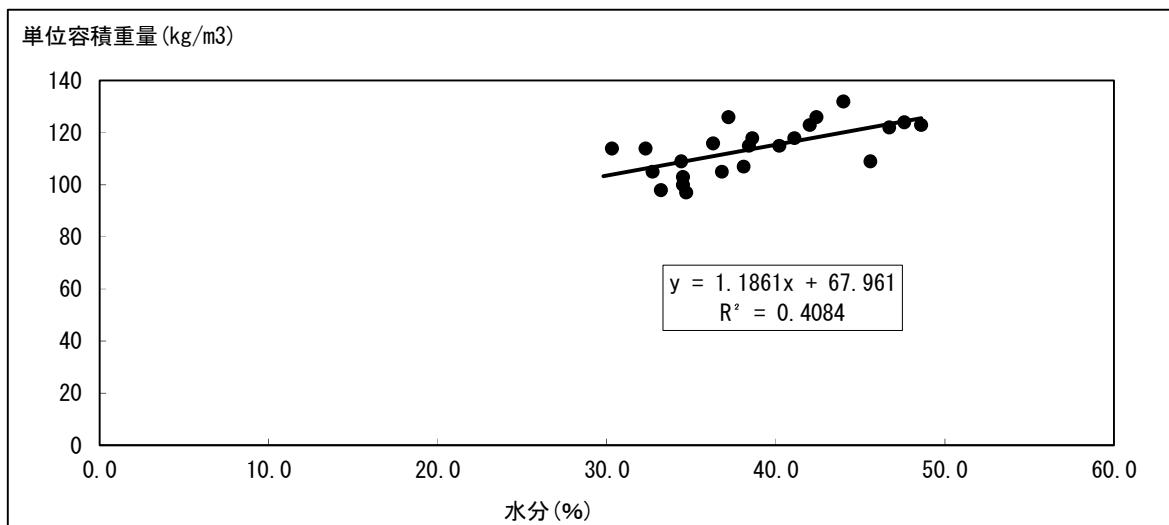


図 7-5 単位容積重量と水分の相関

(4) 計画ごみ質

設定した計画ごみ質は、以下のとおりです。

表 7-3 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分	%	46.0	38.3
	可燃分	%	46.6	54.4
	灰分	%	7.4	7.3
低位発熱量	kJ/kg	7,700	11,400	15,100
単位容積重量	kg/m³	123	114	105

7-2 計画ごみ質（ケース2：プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

プラスチック使用製品廃棄物の回収後のごみ質の想定及びプラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質は、以下のとおりです。

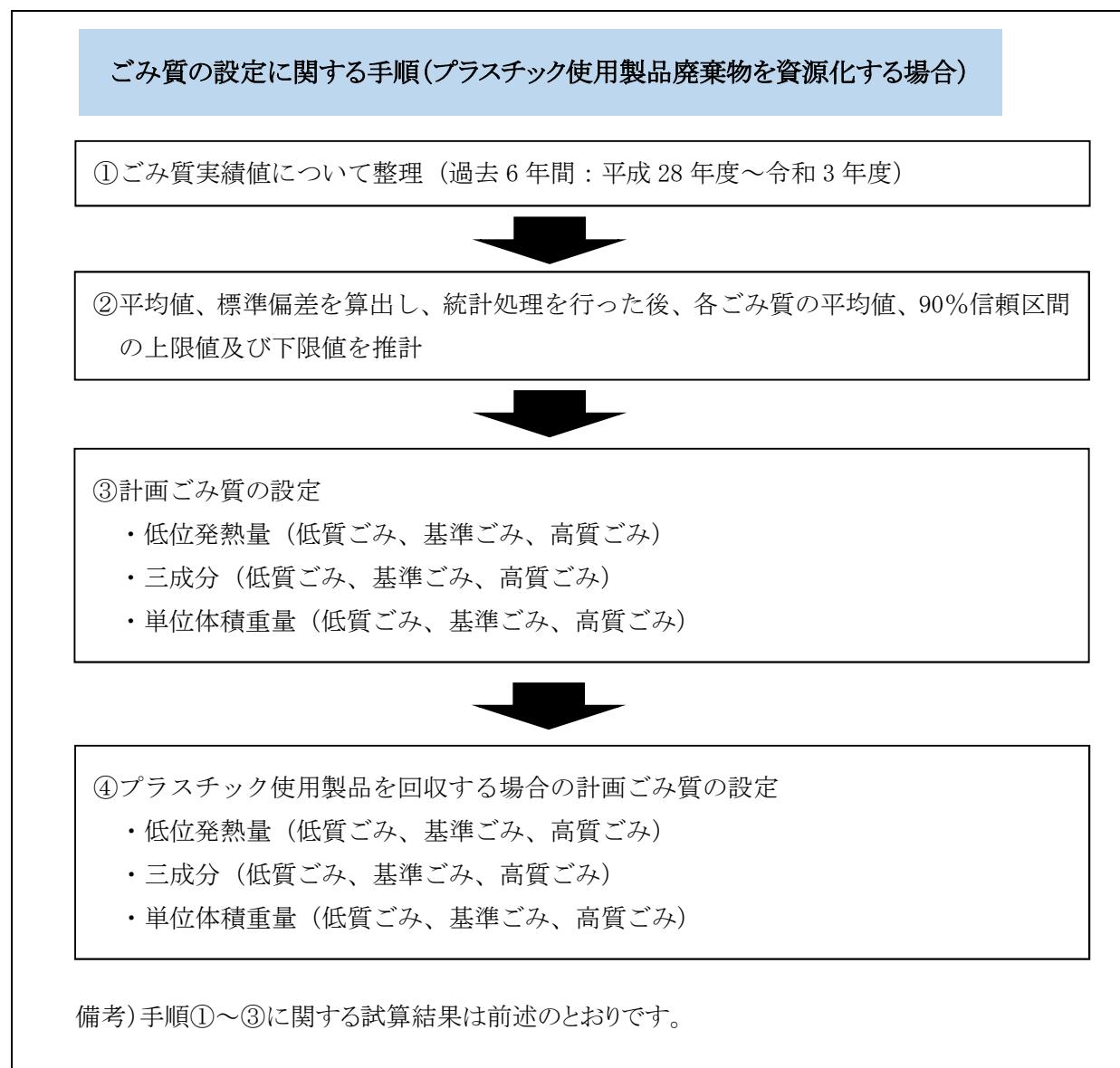


図7-6 ごみ質の設定に関する手順（プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合）

表 7-4 計画目標年度（令和 15 年度）における焼却ごみ量（現行区分）とごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
焼却ごみ量 (現行区分)	t/年		22,475	
三成分	水分	%	46.0	38.3
	可燃分	%	46.6	54.4
	灰分	%	7.4	7.3
低位発熱量	kJ/kg	7,700	11,400	15,100
単位容積重量	kg/m ³	123	114	105

備考) 焼却ごみ量（現行区分）は、燃やすごみにプラスチック使用製品廃棄物を含みます。

表 7-5 プラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
焼却ごみ量 (プラ回収後)	t/年		21,569	
三成分	水分	%	47.3	39.3
	可燃分	%	45.1	53.2
	灰分	%	7.6	7.5
低位発熱量	kJ/kg	6,800	10,600	14,500
単位容積重量	kg/m ³	124	115	106

備考) プラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質は、プラスチック使用製品廃棄物を分別収集し、資源化（906 t/年）を行った場合の値となります。

8 施設計画（焼却施設）

燃やすごみの処理方式は、「施設整備基本構想(P78、9-5)」において『ストーカ式焼却方式』『流動床式焼却方式』『シャフト炉式ガス化溶融方式』及び『流動床式ガス化溶融方式』や『メタンガス化+焼却方式(コンバインド方式)』を対象として選定することとしています。そこで、「施設整備基本計画」に掲げている基本方針の3つの目標・方向性に関し、処理方式ごとの評価を行います。

		ストーカ式焼却方式	流動床式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	メタンガス化+焼却方式(コンバインド方式)
処理方式の概要		ごみを可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる。燃焼に先立ち、ごみの乾燥を行う乾燥帯、乾燥したごみを高温下で活性化反応させる燃焼帯、焼却灰中の未燃物の燃え切りを図る後燃焼帯から構成されている。	けい砂等により流動層を形成し、下部から空気を供給することによりけい砂等を流動させ、その中でごみをガス化、燃焼させる。流動層はしゃく熱状態にあるため、流動層の攪拌と保有熱によって、ごみの乾燥・ガス化・燃焼の過程を短時間に行うことができる。	炉の上部からごみとコークス、石灰石を供給し、ごみの乾燥、熱分解から溶融までをシャフト炉と呼ばれる円筒型の炉本体で行う。炉内は上部から乾燥・予熱帯、熱分解帯、溶融帯に区分される。ガス化した後の残渣は燃焼・溶融帯へ下降し、炉下部から供給される空気により 1,500°C以上の高温で完全に溶融される。	ごみを破碎後に流動床ガス化炉に供給し、空気を絞った状態で温度を 450~600°Cと比較的低温に維持してガス化を行う。不燃物は炉下部から抜き出され、資源化される。また、発生した熱分解ガスとチャー(炭化物)等は後段の旋回溶融炉で溶融処理を行う。溶融温度は、1,300°C程度となる。	ごみ(生ごみ、紙等)をメタン発酵させてバイオガスを回収する施設と、発酵残渣及び発酵に不適な燃えるごみ(プラスチック等)を焼却する施設を併設する方式である。メタンガスを発電に使用することで、通常より高効率の発電が可能となる。
イメージ図						
基本計画の目標	評価項目	評価内容	結果	評価内容	結果	評価内容
目標1 地球温暖化対策 方向性：焼却エネルギー等の利活用や省エネルギー化により、脱炭素に貢献する施設	排ガス量	排ガス量は、ガス化溶融方式と比較して少し多い。(空気過剩率 1.3 ~1.7 度程)	○	同左	○	同左
	最終処分量	焼却量の約 10%が焼却残渣となる。内訳は主灰が 8 割、飛灰が 2 割程度となる。飛灰については薬剤処理を行うため若干増加する。	○	焼却量の約 2%が焼却残渣(飛灰)となる。全量を薬剤処理するため若干増加する。	△	焼却量の約 2%が焼却残渣(飛灰)となる。全量を薬剤処理するため若干増加する。
	エネルギー回収	蒸気や温水の熱回収による冷暖房やボイラによる発電が可能である。	○	蒸気や温水の熱回収による冷暖房やボイラによる発電が可能である。ただし、瞬時燃焼のため安定した発電が困難な場合がある。	○	蒸気や温水の熱回収による冷暖房やボイラによる発電が可能である。ただし、常に補助燃料等が必要でエネルギー消費が大きい。
	省エネルギー	ごみ 1 トンを処理するための電気使用量は、ガス化溶融に比べて小さい。(平均 150kWh/t ^{*1})	○	同左	○	同左
	温室効果ガス	焼却に伴い CO ₂ は発生するが、発電を行うことで CO ₂ 削減が可能である。	○	同左	○	CO ₂ は焼却に伴い発生するが、発電を行うことで CO ₂ 削減が可能である。ただし、補助燃料としてコークス等を使用することにより CO ₂ が増加する。

○：非常に優れている(3点)、○：優れている(2点)、△：悪い(1点)、×：非常に悪い(0点)

*1 研究論文「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支」(2012年3月 北海道大学 松藤敏彦) より

		ストーカ式焼却方式		流動床式焼却方式		シャフト炉式ガス化溶融方式		流動床式ガス化溶融方式		メタンガス化+焼却方式 (コンバインド方式)	
基本計画の目標	評価項目	評価内容		結果	評価内容		結果	評価内容		評価内容	結果
目標2 循環型社会の形成 <small>方向性：持続可能な社会の実現に寄与し、社会情勢の変化にも対応可能な施設</small> ※2 調査対象期間 事業初年度が平成24年度～令和2年度(2012年度～2020年度)の施設を対象に調査。 ※3 調査対象規模 施設規模が88t/日程度と想定され1炉当たり44t/日となるため、最小の施設規模を50t/日、88t/日を中位にして、50～150t/日規模の範囲を調査。	ごみ質変動	緩やかな燃焼により乾燥、燃焼、後燃焼を行うため、幅広いごみ質においても影響を平均化できるため対応可能である。	◎	瞬時燃焼であるため、ごみ質や量によって、発生する排ガスが大きく変動するため、基本的に前処理として破碎処理が必要になる。特に汚泥等の含水率の高い廃棄物の専用焼却には適している。	△	可燃物だけでなく不燃物にも対応可能。	◎	流動床式焼却方式と同じであり、シャフト炉式ガス化溶融方式と異なり不燃物は処理できない。	△	前処理を行い事前除去した可燃物及び発酵残渣が焼却処理対象となるため発熱量の変動はあまり受けないが、不適物が多い場合事前除去時に閉塞トラブルが生じやすい。	○
	導入実績	平成24年度～令和2年度※2が事業初年度となる実績約137件、うち本市と同程度の規模※3(施設規模50t/日以上～150t/日以下)は62件がストーカ式焼却方式であり、最も採用事例が多い。	◎	平成24年度～令和2年度※2が事業初年度となる実績が2件、うち本市と同程度の規模※3(施設規模50t/日以上～150t/日以下)は1件であり、採用事例が少ない。	△	平成24年度～令和2年度※2が事業初年度となる実績が7件、うち本市と同程度の規模※3(施設規模50t/日以上～150t/日以下)は無く、当該規模での採用事例が少ない。	△	平成24年度～令和2年度※2が事業初年度となる実績が5件、うち本市と同程度の規模※3(施設規模50t/日以上～150t/日以下)は2件であり、採用事例が少ない。	△	平成24年度～令和2年度※2が事業初年度となる実績が5件、うち本市と同程度の規模※3(施設規模50t/日以上～150t/日以下)は2件であり、採用事例が少ない。	△
	維持管理性	採用実績が多く、多くのメーカーで維持管理の効率化について研究されている。運転方法も自動運転の採用で容易となっている。	◎	採用実績が多く、多くのメーカーで維持管理の効率化について研究されているが、投入ごみ質による燃焼制御の自動化が難しい。	○	ストーカ式焼却方式・流動床式焼却方式と同様、自動運転が可能であるが、機器点数が多く複雑でより高度な運転技術が必要。	○	同左	○	焼却部分は基本的に同じであるが、加えてメタン発酵設備の維持管理が必要になる。また、発酵阻害物質の混入に注意が必要。	△
	運転管理費	運転・管理委託費はシャフト炉式ガス化溶融方式・流動床式ガス化溶融方式に比べて小さい。(平均623千円/年/(t/日)※1)	◎	同左	○	規模あたりの運転管理委託費は他の処理方法と比べて最も高い。(平均1,383千円/年/(t/日)※1)	△	規模あたりの運転管理委託費は焼却処理方式に比べて高い。(平均1,154千円/年/(t/日)※1)	○	ストーカ式焼却方式・流動床式焼却方式と同程度で規模縮小による削減も見込めるが、メタン発酵の管理費が増加する。	○
	安全性	稼働実績も多く安全性は高い。	◎	同左	○	技術的には確立しているが、焼却処理よりも高温処理であること、溶融炉周囲は炉内がプラス圧であり、万一の漏洩対策が必要。	△	技術的には確立しているが、焼却処理よりも高温処理であること等の対策が必要。	○	稼働実績が少なく、長期間の運用実績もない。また、生成したバイオガスの管理の対策が必要。	△
	災害時対応	処理対象廃棄物が広範であり、破碎処理することで、土砂等を除く災害廃棄物の処理が可能である。	○	処理対象廃棄物が広範であり、破碎処理することで、土砂等を除く災害廃棄物の処理が可能である。	○	処理対象廃棄物が広範であり、ホッパ入口を通過できる大きさであれば、災害廃棄物の処理が可能である。	○	処理対象廃棄物が広範であり、破碎処理することで、土砂等を除く災害廃棄物の処理が可能である。	○	ストーカ式焼却方式・流動床式焼却方式に同じ。	○
	排ガス性状	自動燃焼制御、有害物質除去装置、ろ過式集じん器(バグフィルタ)等により、法規制値より厳しい公害防止条件に対応可能。	◎	一酸化炭素濃度や排ガス中の有害物質濃度は、瞬時燃焼であるためごみ質の変動を受けやすいが、排ガス処理設備で対応は可能。	○	ストーカ式焼却方式に同じ。	○	流動床式焼却方式に同じ。	○	ストーカ式焼却方式・流動床式焼却方式に同じ。	○
	建築面積	建築面積は、シャフト炉式ガス化溶融方式・流動床式ガス化溶融方式と比べて小さい。	○	建築面積は、シャフト炉式ガス化溶融方式・流動床式ガス化溶融方式と比べて大きい。	○	建築面積は、ストーカ式焼却方式・流動床式焼却方式と比べて大きい。	△	建築面積は、ストーカ式焼却方式・流動床式焼却方式と比べて大きい。	△	メタン発酵槽+ガス発電設備となるため大きい。	×
目標3 環境保全 <small>方向性：環境に接し、環境を学び、環境を考える、市民に親しまれ環境の保全に配慮した施設</small>	環境学習施設	施設内に啓発コーナーや各種活動が可能な設備や拠点提供が可能	○	同左	○	同左	○	同左	○	同左	○
	排水	プラント排水は、施設内で循環利用し、無放流処理が可能。なお、循環利用は発電効率が低下する。	○	同左	○	スラグ冷却のために水を使用することから汚水発生量が多くなる。	○	同左	○	発酵槽において水を使用するため汚水発生量が多くなる。	△
	臭気	臭気対策は、稼働時はごみピットの空気を燃焼空気として使用し、燃焼脱臭した後、煙突から放出するため対応可能。(休炉時は脱臭装置にて対応。)	○	同左	○	同左	○	同左	○	同左	○
	騒音・振動	低騒音設備の採用、独立基礎、壁厚の増厚や防音壁等により対応可能。	○	同左	○	同左	○	同左	○	同左	○
	合計点(満点 51点)	47点	点	40点	点	34点	点	33点	点	35点	点
総合評価		『流動床式焼却方式』は、『ストーカ式焼却方式』とともに長い歴史を経て技術的に成熟しており信頼性が高いものの、瞬時燃焼のためCO濃度変動が大きくなる要素があり、機器数も多いことから電力使用量も大きくなるなどの課題がある。『シャフト炉式ガス化溶融方式』及び『流動床式ガス化溶融方式』は、補助燃料等を使用するため、より多くの温室効果ガスが発生することになる。『メタンガス化+焼却方式』は、2種類の施設を整備する必要があるため、現状では建設費、維持管理費ともに割高である。したがって、燃やごみの処理方式は、『ストーカ式焼却方式』を採用する。									

◎：非常に優れている（3点）、○：優れている（2点）、△：悪い（1点）、×：非常に悪い（0点）

*1研究論文「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支」(2012年3月 北海道大学 松藤敏彦)より

9 施設計画（資源化施設）

9-1 現状の処理について

(1) 現資源化施設の概要

施設の概要を下表に示します。

表 9-1 現施設の概要

設備	概 要
破碎設備	不燃性粗大ごみ用 型 式：二軸剪断式破碎機 NS-452S 切 断 力：5～8 t /5 h 破碎寸法 300mm 以下 稼 働：平成 4 年
選別設備	ビン、缶選別用（供給コンベア+選別コンベア） 速 度：3.8～15m/分 稼 働：平成 4 年
缶圧縮設備	型 式：カンスクイザー KC10-D3 処理能 力：10 t /8 h 稼 働：昭和 52 年
切断設備	型 式：アリゲーター式切断機 スバルジヤーHS-1501 切 断 力：刃元 74t、刃先 13t 稼 働 日：平成 2 年
ペットボトル減容施設	型 式：油圧圧縮梱包式 処理能 力：300kg/h 稼 働 日：平成 12 年

(2) 現資源化施設に係る課題等

- ・破碎処理後の磁選機において、金属以外の布・ゴム等異物の巻き込みが見られる。
- ・缶類とペットボトルの破袋処理、また、スチール缶とアルミ缶の選別処理を手作業で行っており、作業効率等が良好とは言えない。
- ・搬入物のストックヤードと破碎設備等までの動線が適切に確保されておらず、作業用車両と一般搬入通行車両とが輻輳している。
- ・ペットボトルは屋上（屋根無し）に貯留しているため、風等により飛散することがある。

9-2 新資源化施設の概要

新資源化施設に整備することが考えられる各設備の概要を以下に示します。

(1) 破碎設備

破碎設備は、せん断力、衝撃力及びすりつぶし力等を利用し、供給されたごみを目的に適した寸法に破碎する設備です。破碎機の分類を図 9-1 に示します。

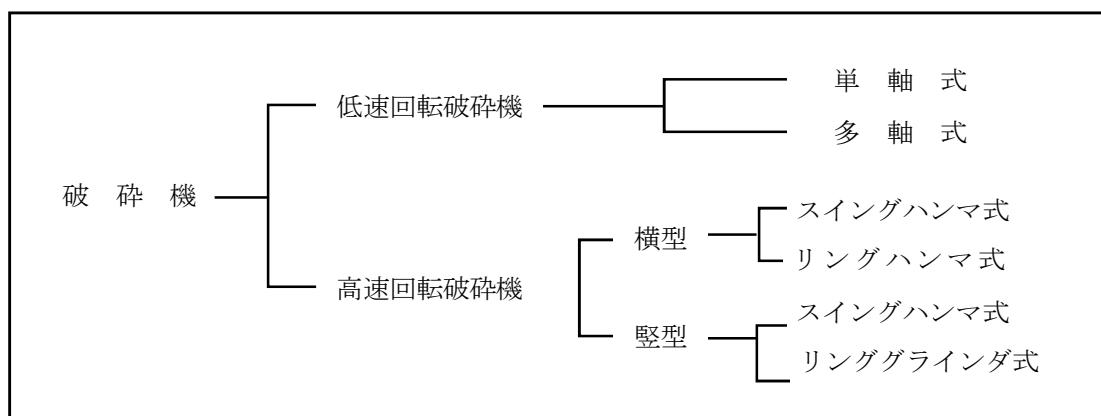


図 9-1 破碎機の分類

破碎機の分類によって、破碎原理、構造に違いがあり、破碎するごみの品目や、施設規模に応じた機器の選定が重要となります。

一般的な適用機種選定表を表 9-2 に示します。

表 9-2 適用機種選定表

機種	型式	処理対象ごみ				特記事項
		可燃性 粗大ごみ	不燃性 粗大ごみ	不燃物	プラスチック類	
低速回転 破碎機	単軸式	○	△	△	○	軟性物、延性物の処理に適している。
	多軸式	○	△	△	○	可燃性粗大の処理に適している。
高速回 転破碎 機	横 型	スイングハンマ式	○	○	○	じゅうたん、マットレス、タイヤ等の軟性物やプラスチック、フィルム等の延性物は処理が困難である。
		リングハンマ式	○	○	○	
	豎 型	スイングハンマ式	○	○	○	なお、これらの処理物は、破碎機の種類にかかわらず処理することが困難である。
		リンググラインダ式	○	○	○	

※ ○：適 △：一部不適

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議 より一部加筆

1) 各破碎機の概要

○低速回転破碎機

低速回転破碎機は、低速回転する回転刃と固定刃又は複数の回転刃の間でのせん断作用により破碎し、回転軸が一軸の単軸式と回転軸が複数軸の多軸式に分類できます。

各方式の概要を表 9-3 に示します。

表 9-3 各方式の概要（低速回転破碎機）

項目	単軸式	多軸式
概略図		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 回転軸外周面に何枚かの刃を有し回転することによって、固定刃との間で次々とせん断作用を行うものである。 下部にスクリーンを備え、粒度をそろえて排出する構造のもので、効率よく破碎するために押し込み装置を有する場合がある。 軟質物、延性物の処理や細破碎処理に多く使用され、多量の処理や不特定な質のごみの処理には適さないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平行して設けられた回転軸相互の切断刃で、被破碎物をせん断する。強固な被破碎物が噛込んだ場合には、自動的に一時停止後、反転し、正転・逆転を繰返し破碎するよう配慮されているものが多い。 繰返し破碎でも処理できない場合、破碎部より自動的に排出する機能を有するものもある。 各軸の回転数をそれぞれ変えて、せん断効果を向上している場合が多い。

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」公益社団法人 全国都市清掃会議、財団法人 廃棄物研究財団

○高速回転破碎機

高速回転破碎機は、高速回転するロータにハンマ状のものを取り付け、これとケーシングに固定した衝突板やバーとの間で、ごみを衝撃、せん断又はすりつぶし作用により破碎するものであり、ロータ軸の設置方向により横型と縦型に分類できます。

各方式の概要を表 9-4 に示します。

表 9-4 各方式の概要（高速回転破碎機）

項目	横型破碎機	豎型破碎機
破碎機構	<ul style="list-style-type: none"> 破碎作用は、カッターバーとハンマ間で一次せん断、衝撃破碎を行う。 グレートバーとハンマ間ですりつぶす。 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎作用は、切断ハンマで一次の切断破碎を行う。 ハンマと側面ライナですりつぶす。
動力伝達機構	<ul style="list-style-type: none"> 主軸は、両端支持である。 	<ul style="list-style-type: none"> 主軸は、一端（下端）のみのものと、上下両端支持のものがある。 垂直方向のスラスト荷重がかかるため構造が複雑になり、軸受の耐久性の点で不利である。
処理能力と所要出力	<ul style="list-style-type: none"> 破碎粒度が大きく、機内の滞留時間が短いので処理量が多い。 所要出力に対して処理能力が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎粒度が小さく、機内の滞留時間が長いので、処理量は少ない。 所要出力に対して処理能力は小さい。
破碎特性	破碎形状	<ul style="list-style-type: none"> 破碎形状は粗く、不均一になりやすい。
	粒度調整	<ul style="list-style-type: none"> カッターバー、グレートバー、スクリーン等の位置及び間隔調整により、粒度調整は容易である。
	金属の破碎効果(1)	<ul style="list-style-type: none"> 金属の破碎後の形状は扁平となり、比重が小さいため、圧縮処理が必要である。 比重は鉄類 0.3 t / m³ アルミ 0.09 t / m³
	金属の破碎効果(2)	<ul style="list-style-type: none"> 形状が扁平であるため、面接触となり、磁力選別効果が優れている。
排出部の機構	ごみの詰まり	<ul style="list-style-type: none"> 破碎後直ちに下方へ排出されるため、ごみが詰まりにくい。
	振動コンベヤ	<ul style="list-style-type: none"> 設備によっては、振動コンベヤにより定量送りが可能である。
破碎機の振動		<ul style="list-style-type: none"> 破碎力が垂直に働くため、振動が大きくなり、機器の基礎を強固にする必要がある。
保守点検	ハンマの交換	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、上部カバーを外すとハンマ全体の上半分が露出する。 両端のディスクにはめ込んでいるピン（水平軸）を抜き取ることにより、ハンマを1枚ずつ上部より取り出す。 全体が同時に見えるので、ハンマの交換作業及びハンマ点検は、比較的容易で安全に行うことができる。 保守点検については、豎型に比べ、比較的容易であるとともに安全上優れている。
	軸受の点検・交換	<ul style="list-style-type: none"> 軸受がケースの外部にあるため、点検、交換は豎型に比べて容易である。
爆発対応		<ul style="list-style-type: none"> 破碎物がロータ回転部から供給口へはね出ないように、ケーシングの開口高さを押さえているため、爆発の際のガスの逃げ口が小さくなり、危険が伴いやすい。 一般的には、供給フィーダが上部に設けられるため、爆風が上部に排出されにくく、ほとんど下方に広がり室内爆発を起こしやすい。
ハンマの摩耗度	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なハンマの周速 50~55m / sec 豎型よりは多少寿命は長い（材質によって異なる。）。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なハンマの周速 60~70m / sec 摩耗量は、周速の 2.5 乗に比例すると言われているので、横型に比較して摩耗はやや早い。
破碎後の金属類の資源価値		<ul style="list-style-type: none"> 搬出時の形状は、圧縮成形品となり、不純物の除去が難しい状態であるため、資源価値は豎型と比較してやや劣る。

2) 導入設備の検討

破碎設備については、低速回転破碎機で一次破碎を、高速回転破碎機で二次破碎を行う方法と高速回転破碎機のみで処理する方法があります。

低速回転破碎機を採用する場合は、多種多様なごみ質に対応できる多軸式回転破碎機が適していると考えられます。

破碎機の組み合わせ及び採用する高速回転破碎機については、メーカー提案内容を踏まえて決定します。

(2) 搬送設備

1) 主要設備構成

搬送設備は、処理対象物を搬送するコンベヤやシート等から構成されます。

2) 導入設備の検討方針

導入設備の検討に当たっては、破碎搬送物の種類、形状や寸法等を考慮するとともに飛散、ブリッジや落下等が生じない構造とします。また、粉じん、騒音や振動についても考慮し、可能な限り外部に影響を及ぼさない設備を導入します。

3) 搬送方式の一例

主な搬送方式には、コンベヤ及びシートがあります。

コンベヤには搬送物の形状に応じ、ベルトコンベヤやエプロンコンベヤ等があります。高速回転式破碎機を設置する場合は、破碎物がハンマ等に打たれて出口から勢いよく飛び出しがあるため、機械的強度の検討や施設配置に配慮が必要です。

また、破碎処理物からの発火による火災を想定し、破碎機の後段に設置するコンベヤは難燃性素材とする配慮も必要です。

シートは処理物が多種多様であることから、搬送中の挙動も多様であり、破碎により体積が増大する処理物（畳や布団等）もあるため容積計画には特に注意が必要です。

搬送設備の代表例及び概略図を図9-2に示します。

代表例 概略図	<p>Diagram illustrating a waste processing facility layout. Components labeled include: 破碎機 (Crusher), シュート (Hopper), 振動コンベヤ (Vibrating conveyor), ベルトコンベヤ又はバケットエレベータ (Belt conveyor or Bucket elevator), and 選別設備又は貯留設備 (Sorting equipment or Storage equipment). The flow starts with a hopper, followed by a vibrating conveyor, then a belt conveyor or bucket elevator, and finally a sorting or storage unit.</p>			
型式 概略図	ベルトコンベヤ			エプロン コンベヤ
	トラフコンベヤ	特殊横桟付 コンベヤ	ヒレ付コンベヤ	

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議

図 9-2 搬送設備の代表例及び概略図

(3) 選別設備

1) 主要設備構成

選別設備は、ごみを有価物、可燃物等に選別する設備で、各種の選別機とコンベヤなどの各種運送機器から構成されており、破袋機、除袋機を設置することもあります。

2) 導入設備の検討

○選別機

選別機の種類は、回収物をどのように種別して分離するか、またその純度や回収率の要求などを考慮して検討する必要があります。

選別の精度は各選別物の特性により、複数の選別機を組み合わせることにより向上しますが、経済性等選別の目的に合った精度の設定、機種の選定が重要です。

選別機は、選別の原理によって、ふるい分け型、比重差型、電磁波型、磁気型、渦電流型に大きく分類されます。

選別機の分類を表 9-5 に示します。

表 9-5 選別機の分類

型 式		原 理	使用目的
ふるい分け型	振動式	粒度	破碎物の粒度別分離と整粒
	回転式		
	ローラ式		
比重差型	風力式	比重	重・中・軽量又は重・軽量別分離
	複合式		寸法の大・小と重・軽量別分離
電磁波型	X線式	材料特性	P E TとP V C等の分離
	近赤外線式		プラスチック等の材質別分離
	可視光線式		ガラス製容器等の色・形状選別
磁気型	吊下げ式	磁力	鉄分の分離
	ドラム式		
	プーリ式		
渦電流型	永久磁石回転式	渦電流型	非鉄金属の分離
	リニアモータ式		

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」公益社団法人 全国都市清掃会議

○破袋・除袋機

破袋・除袋機は、袋収集された処理対象物を効率的に回収することを目的に設置され、収集袋の破袋及び除袋を行う設備です。作業の効率化を目的に、びん類、プラスチック使用製品廃棄物、缶類及びペットボトル系列において、破袋・除袋機を整備します。

(4) 再生設備

再生設備は、選別した有価物を加工することで、輸送や再利用を容易にする設備です。

輸送を容易にする圧縮設備には、金属プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック使用製品廃棄物圧縮梱包機が考えられます。

(5) 貯留・搬出設備

貯留・搬出設備は、破碎・選別・圧縮されたごみ及び有価物を一時貯留、搬出する設備で、処理量と搬出量を考慮し、円滑に貯留・搬出できる構造にする必要があります。

破碎・選別・圧縮されたごみ及び有価物の一般的な貯留方法には、一般的に貯留バンカ方式、ストックヤード方式、コンテナ方式があります。

各設備の概要を表 9-6 に示します。

表 9-6 貯留設備の概要

方式	概要
貯留バンカ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に鋼板製溶接構造である。 ・ブリッジが発生しないよう、下部の傾斜角度や開口部寸法、扉とその開閉方式に配慮が必要である。 ・粉じんが発生しやすいため、バンカを専用の室内に設ける、集じん用フードを設け集じんを行う、防じん用の散水装置等を設ける等、発じん防止の工夫が必要である。 ・リチウム電池等による火災発生に対して、火災防止対策として散水装置等の消火設備を設ける必要がある。
ストックヤード方式	<ul style="list-style-type: none"> ・一般にコンクリート構造である。 ・壁で仕切られた空間にごみを貯留する。 ・建屋そのものが貯留空間として使用できるため、貯留容量を大きくできるが、搬出車への直接積込みができないため、荷積用のショベルローダーやフォークリフトが必要となる。 ・発じん防止と火災防止に関しては、貯留バンカ方式と同様の配慮が必要である。 ・ショベルローダーによる床の損傷対策を取ることが必要な場合がある。 ・発火性の資源物処理（スプレー缶、リチウム電池及びライター）装置の設置を検討する。
コンテナ方式	・破碎可燃をコンテナに一時貯留してごみピットに排出する方式

(6) 集じん・脱臭設備

集じん・脱臭設備は、施設より発生する粉じん、悪臭を除去する設備で、良好な作業環境及び周辺環境を維持します。集じん器には様々な形式がありますが、通常は遠心力集じん器、ろ過式集じん器又はこれらを併用して用います。

脱臭設備は、通常活性炭を利用したものを用います。

(7) 給水設備

給水設備の詳細については、施設の整備内容に合わせて検討します。

(8) 排水処理設備

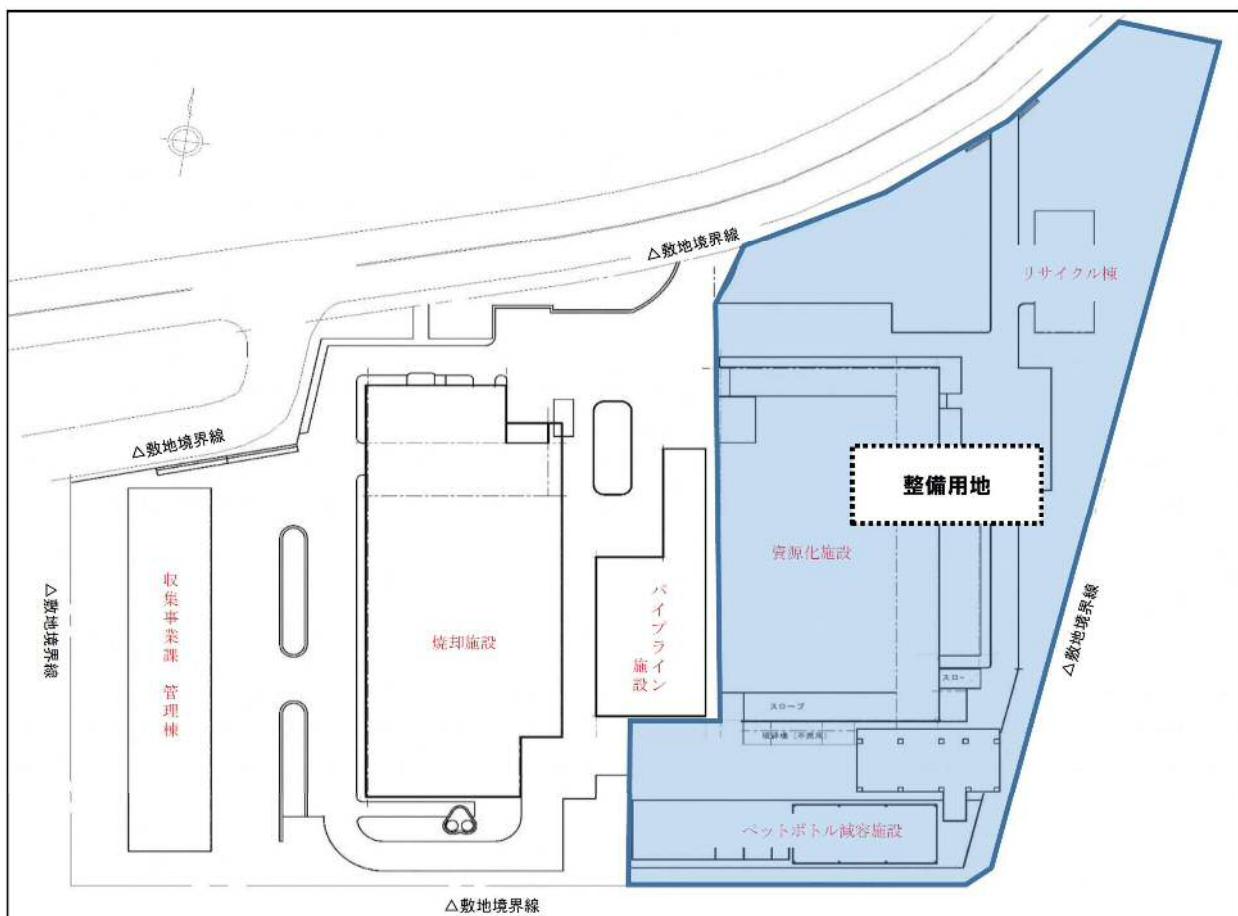
リサイクル施設で発生する排水については、エネルギー回収施設で発生する排水と併せて無機系排水処理装置及び有機系排水処理装置で処理を行い、施設内で再利用します。

10 整備用地

10-1 整備用地の特性

(1) 整備位置

新ごみ処理施設の整備用地については環境処理センター敷地内で下記に示す範囲とします。



・所 在：芦屋市浜風町 16 番、17 番 1

・面 積：23,697m²

16 番 18,500.00m²

17 番 1 5,197.53m²

・所有者：芦屋市

10-2 周辺の特性

(1) 都市計画決定事項

都市計画法第 11 条(都市施設)第 2 項に基づいた都市計画決定の概要は以下のとおりです。

表 10-1 都市計画決定事項

	旧焼却施設・当初	現焼却施設・変更後
名 称	芦屋市清掃工場	芦屋市環境処理センター
位 置	芦屋市南宮町地先 (芦屋浜埋立地)	芦屋市浜風町
面 積	約 1.9ha	約 2.4ha
能 力	処理能力 150t/24h(75t/24h × 2 基)	処理能力 230t/24h(115t/24h × 2 基) 粗大ごみ処理能力 30t/5h
計画(変更)日 告示番号	S49.6.18 芦屋市告示第 36 号 S50.9.30 芦屋市告示第 48 号	H3.10.7 芦屋市告示第 96 号

(2) 土地利用状況

1) 現用地の土地利用の規制状況

現在の土地規制は以下のとおりです。

- ・区域区分 : 市街化区域
- ・用途地域 : 第 2 種住居地域 (60/200)
- ・防火地域等 : 建築基準法第 22 条指定区域
- ・景観地区 : 芦屋景観地区
- ・航空法 : 制限表面区域

2) 関係法令

ごみ焼却施設、資源化施設の整備にあたっての、環境保全及び土地利用規則等の関係法令等は以下のとおりです。

当該用地における各法律の適用状況についても併せて記載します。なお、法令等が改正された場合、その規制に基づいて整備を行っていきます。

関係法令の適用については、適用されるものは「○」、施設の使用状況で適用になる可能性があるものは「△」、現状のところ適用されないものは「-」として表記しました。

表 10-2 環境保全に関する法令

法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(ごみ焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上)は本法の対象となる	○
大気汚染防止法	火格子面積が2m ² 以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。	○
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
騒音規制法	著しい騒音を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※圧縮機の動力7.5kW以上など。	○
振動規制法	著しい振動を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※圧縮機の動力7.5kW以上など。	○
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。	○
下水道法	1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	△ 排水処理方法による
ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5m ² 以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
土壤汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止した時、健康被害が生じるおそれがある時、一定規模(3,000m ² 以上)の形質変更を行う時は、本法の適用を受ける。なお、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。 しかし、都道府県の条例で排水処理施設を有害物の「取扱い」に該当するとの判断をして、条例を適用する場合がある。	△ 形質変更、もしくは排水処理施設の有無による

表 10-3 土地利用規制等に関する法令（1/3）

法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。	名称の 変更時
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。	—
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。	—
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。	—
海岸法	海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。	○
道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。	—
保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。	—
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。	—
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。	—
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。	—
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。	—
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
土地区画整理事業法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。	—
工業用水法	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が6cm ² を超えるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。	—
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備(吐出口の断面積の合計が6cm ² を超えるもの)により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。	—

表 10-3 土地利用規制等に関する法令 (2/3)

法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同条ただし書きでは、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有。	○
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制。	○
航空法	進入表面、転移表面又は平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要。	○
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。	○
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。	—
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。	—
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。	△
電気事業法	特別高圧(7,000V を超える)で受電する場合。高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合。自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。	○
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。	○
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。	—
災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。	—
砂防法	砂防指定地区内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。	—
農業振興地域の整備に関する法律	農業地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—

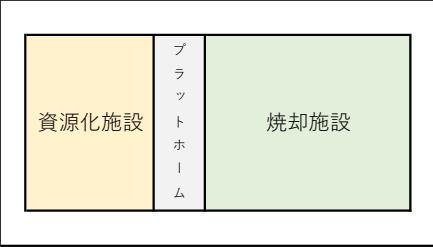
表 10-3 土地利用規制等に関する法令 (3/3)

法 律 名	適 用 範 囲 等	適 用
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や建築物の形態意匠の制限がかかることがある。	○
芦屋市住みよいまちづくり条例	特定建築物に該当する場合。	○
福祉のまちづくり条例(県条例)	官公庁施設で、多数の者が利用する特定施設である場合。	○
芦屋市屋外広告物条例	施設整備にあたって、外壁や煙突などを広告物と捉えられる場合。	○
環境の保全と創造に関する条例(県条例)	著しい騒音・振動を発生させる施設であって、政令で定める「特定施設」となる場合。※圧縮機の動力 7.5kW 以上など。	○
芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例	清掃事業施設として、名称及び所在地等を変更する場合。	名称の 変更時

11 別棟・合棟

敷地に対する施設整備の考え方については、別棟方式と合棟方式（焼却施設と資源化施設を同一建屋内に整備する方法）が考えられます。両方式を整理・比較したものを下表に示します。

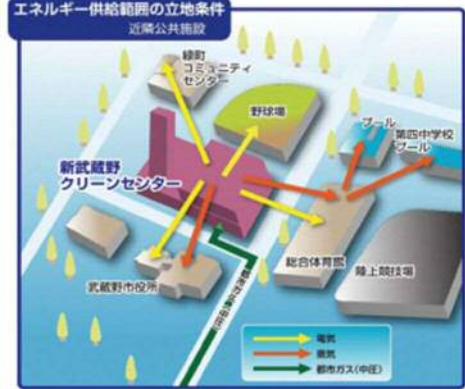
表 11-1 両方式の整理・比較

項目		別棟方式	合棟方式
施設配置面	配置イメージ		
	敷地条件	敷地形状に合わせた柔軟な配置計画が可能であるが、総必要面積としては大きくなる。	まとまった矩形の用地確保が必要となるが、総必要面積としては小さくなる。
搬入搬出面	搬入管理	燃やすごみと燃やさないごみを混載して直接搬入してきた場合、個々の施設で荷下ろしが生じるため、施設内の滞在時間が長くなり、渋滞につながる可能性がある。	燃やすごみと燃やさないごみを混載して直接搬入してきた場合でも、荷下ろし場所が近いため、施設内の滞在時間が短くなり、比較的渋滞になりにくい。
	動線	個別のプラットホームでの車両は合棟よりは少なくなるが、外周動線は複雑となる。	プラットホームに進入する車両数が多くなることから、安全性の確保に注意が必要。
施設管理面	施設管理	別棟であることから個別管理が可能であり、利用者への安全確保は合棟と比べ高い。	焼却施設等設備と環境啓発施設とには、明確な区分(安全対策)が必要となる。
	維持管理	共有部分がないことから通常の機器搬入・搬出が比較的容易である。	機器補修時の搬入・搬出作業時のマシンハッチ配置場所に制約が生じるため、工夫が必要である。
	機械配置	柔軟な機器配置の検討が可能である。	機器配置範囲に工夫が必要となる。
	作業人員	各施設での人員確保が必要である。	搬入管理など両施設共通での人員となるため、若干の削減が可能である。
発注面	整備時期	異なる時期に整備することも可能である。 ただし、施設が近接している場合、整備時に既存施設の運転に制約がかかる可能性がある。	一括工事となる。
	発注形態	個別に異なるメーカーへの発注も可能である。	同一メーカーへの発注も可能である。
経済面	事業費	個別での建設となるため、合棟より高額となる。	共有部分が多くなるため、別棟より安価となる。 (建設工事及び電気設備工事)
	資源物の外部委託費の増額分	資源物の外部委託 令和 6 年 10 月(2024.10) – 令和 9 年(2027.3) 2.5 年間 対象量 6,245 t (2.5 年間合計) 外部委託費 359,470 千円 現状維持費 163,980 千円 外部委託による増額 195,490 千円(2.5 年間合計)	資源物の外部委託 令和 11 年 4 月(2029.4) – 令和 15 年(2033.3) 4 年間 対象量 10,882 t (4 年間合計) 外部委託費 618,180 千円 現状維持費 262,080 千円 外部委託による増額 356,100 千円 (4 年間合計)

12 多面的価値の創出

廃棄物の処理機能に加えて、地域エネルギー供給拠点、災害時の防災拠点、環境学習拠点などの機能を持たせることで、地域の魅力向上や課題解決に資する施設として価値を高める取り組みを進めている事例は次のとおりです。（「施設整備基本構想(P. 45、5)」引用）

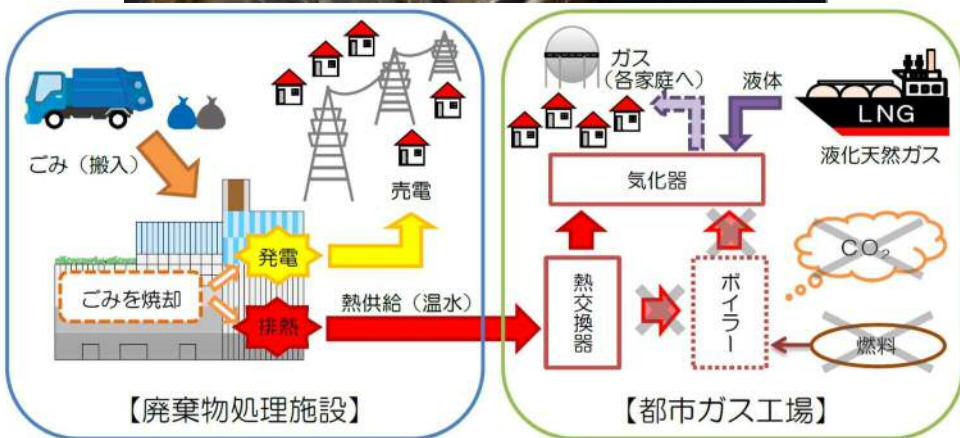
【事例 1】地域エネルギー供給拠点(大規模災害時にも稼動を確保、自立・分散型の電力供給や熱供給等)

自治体名	東京都武蔵野市
施設名	武蔵野クリーンセンター
施設規模・処理方式	120t/日 (60 t /日×2 炉) ストーカ式
工事費	111 億円 (建設工事/消費税込み)
供用開始	平成 29 年 (2017 年) 3 月
事業概要	<p>地域エネルギー供給拠点として、周辺公共施設「市役所・総合体育館・温水プール・コミュニティセンター・周辺の広場（外灯）」に、ごみ焼却施設から熱電（電気/自営線）と蒸気を連続的に供給。</p> <p>（備考：周辺公共施設の防災拠点としての機能を継続するため、災害時にもエネルギー供給できるシステムが構築されている。）</p> <p>【周辺公共施設の必要電力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市役所(災害対策本部・行政機能) ◆総合体育館(緊急物資輸送拠点) ◆周辺広場(外灯点灯) ◆コミュニティーセンター(災害時の地域支援ステーション機能) ◆ごみ処理施設
事業イメージ等	   <p>出典) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進 ガイダンス 事例集 (令和 3 年 3 月) 【施設全景、地域エネルギー供給施設としての廃棄物処理施設の活用 (出所: 武蔵野市資料)】</p>

【事例 2】地域エネルギー供給拠点

自治体名	熊本県熊本市
施設名	西部環境工場
施設規模・処理方式	280 t /日 (140 t /日×2炉) ストーカ式
工事費	113 億円 (建設工事/消費税込み)
供用開始	平成 28 年 (2016 年) 3 月
事業概要	<p>① 電力供給事業</p> <p>環境工場電力を市施設に最適に供給することで電力料金を削減し、その経済的メリットの一部を基金化し「省エネルギー等推進事業」の財源として、市民や事業者に対して電気自動車や低炭素住宅等の導入支援。電力の地産地消により生じる財源を活用した温暖化対策を目的とする国内初の取組である。</p> <p>② 大型蓄電池設置</p> <p>避難所等の防災拠点等に大型蓄電池の整備を進めている。平常時は電力のピークシフト、ピークカットに活用。電力料金のさらなる削減が期待される。</p> <p>③ 自営線設置及び EV 充電拠点整備</p> <p>自営線による公共施設への電力供給が可能になったことに加え、EV 充電拠点を整備することで系統電力に頼らない、EV による避難所等への電力供給が可能。</p> <p>④ 全庁的な省エネ</p> <p>エネルギー・マネジメント事業として、②で公共施設内に設置する蓄電池で電力過不足の調整を行い、電力の地産地消化率の向上を促進するとともに、①で取得したデータを元に公共施設への省エネ提案を行い、全庁的なエネルギー最適利用を促進。</p>
事業イメージ等	<p>熊本市が目指す総合的な地域エネルギー事業</p> <p>①から④の取組を民間のノウハウや資金を活用し中長期的に実施していきます。</p> <p>40,000t/年のCO2削減を目指す</p> <p>④全庁的な省エネ事業の支援</p> <p>②大型蓄電池設置</p> <p>①電力供給事業</p> <p>③自営線設置及びEV拠点整備</p> <p>EV車の電力供給に係る官民連携事業</p> <p>EVバスの導入促進事業</p> <p>熊本市</p> <p>出資による連携</p> <p>スマートエナジー熊本</p> <p>省エネルギー推進基金事業</p> <p>①ZEH ②EV ③中小企業</p> <p>電力料金: 8.4億</p> <p>1.6億削減</p> <p>従来の契約条件の場合 契約切替後(R1実績) ※事業対象の施設分のみ 約1.8億円削減</p> <p>電力料金: 7.7億</p> <p>2.3億削減</p> <p>今後は約2.3億円削減見込</p> <p>EV</p> <p>EVバス</p> <p>出典) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進 ガイダンス 事例集 (令和3年3月) 【事業概略図 ((出所: 熊本市資料))】</p>

【事例 3】地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムの構築〔都市ガス工場とのエネルギー連携〕

自治体名	広島県廿日市市
施設名	はつかいちエネルギークリーンセンター
施設規模・処理方式	150 t / 日 (75 t / 日 × 2 炉) 流動床式ガス化燃焼炉
工事費	195.8 億円 (建設工事+運営業務/消費税含まず)
供用開始	令和元年 (2019 年) 3 月
事業概要	<p>従来の廃棄物発電施設では未利用であったタービン排熱を隣接する都市ガス工場に熱供給し、液化天然ガスの気化作業に利用することが可能。高効率発電と合わせ、世界最高レベルのエネルギー回収効率を実現。</p> <p>備考: 液化天然ガスの気化に化石燃料を使わないことで、年間約 5,400 t の二酸化炭素 (CO_2) を削減し、ごみを焼却することにより発電することで年間約 4,300 t、合わせて年間約 9,700 t の二酸化炭素を削減することが可能。発電と熱供給を組み合わせることにより、世界最高レベルのエネルギー回収効率は約 47% (年間平均)になると試算。(最大時約 68%)</p>
事業イメージ等	  <p>出典) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進 ガイダンス 事例集 (令和 3 年 3 月) 【ごみ焼却施設と隣接する都市ガス工場、隣接する都市ガス工場とのエネルギー連携のイメージ図 (出所: 第 2 次廿日市市一般廃棄物処理基本計画 後期施策編 平成 30 年 3 月)】</p>

【事例 4】災害時の防災拠点（大規模災害時にも稼動を確保）

自治体名	愛媛県今治市
施設名	今治市クリーンセンター（バリクリーン）
施設規模・処理方式	174 t / 日 (87 t / 日 × 2 炉) ストーカ式
工事費	127.98 億円 (建設工事/消費税込み)
供用開始	平成 30 年 (2018 年) 3 月末
事業概要	<p>地域の防災拠点としての機能を有するごみ処理施設であることに加え、『フェーズフリー（「日常時」と「非常時」というフェーズの区切りを取り扱った概念）』という新しい概念を取り入れた施設として整備。</p> <p>（備考：「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靭化大賞）2019」において、グランプリ（最高賞）を受賞。）</p>
事業イメージ等 (防災機能等)	<p>【防災拠点としての機能】</p> <p>非常用発電設備 / 電気自動車 / IH 調理器 / 防災スピーカ / 防災無線 / 地下水高度処理設備 / 浴室 / 避難所 / 授乳室 / 和室 / 備蓄倉庫</p>  <p>平常時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理 ●環境啓発活動 ●イベント開催 ●地域への電力供給 ●市民活動の場 ●施設情報発信 <p>災害時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理継続 ●災害廃棄物処理 ●避難所運営 ●避難所への電力供給 ●避難スペース開放 ●災害情報発信 <p>ハード面の取組み(強靱な施設、設備)</p> <p>ソフト面の取組み(人的支援/地域のつながり)</p> <p>出典) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進 ガイダンス 事例集（令和 3 年 3 月） 【今治市クリーンセンター（外観）、フェーズフリーのイメージ図（出所：株タクマ HP）】</p>

【事例 5】廃棄物系バイオマスの利活用

自治体名	京都府京都市
施設名	京都市南部クリーンセンター第二工場
施設規模・処理方式	500 t / 日 (250 t / 日 × 2 炉) ストーカ式 選別資源化施設 : 180 t / 6 時間 バイオガス化施設 : 60 t / 日 (30 t / 日 × 2 系統)
工事費	236 億円 (建設工事/消費税含まず) 【ごみ焼却施設、選別資源化施設、バイオガス化施設、既存施設の解体、外構その他関連する付帯施設整備等を含む】
供用開始	令和元年 (2019 年) 9 月
事業概要	ごみ発電の高効率化に加えて、生ごみをバイオガス化する施設を併設。 発電能力は、「ごみ焼却発電施設：14,000kW」及び「バイオガス化施設（ガスエンジン）：1,000kW」の合計 15,000kW であり、試算では、一般家庭約 3 万 6,000 世帯の年間電力消費量を賄うことが可能。
事業イメージ等	 <p>出典) メタンガス化施設の導入事例等 (環境省 HP) 【類似設備：防府市メタン発酵槽 (出所：防府市提供資料)】</p>

【事例 6】環境学習拠点

自治体名	京都府京都市
施設名	京都市南部クリーンセンター第二工場〔環境学習施設：さくてな京都〕
環境教育・環境学習機能	①企画展示室（常設展示や企画展示により自然環境を学ぶ場：90m ² ） ②セミナールーム（小規模セミナーやワークショップ、工作などを学ぶ場：100m ² ） ③アーカイブ（環境・地域関連のデータを収集・保存したアーカイブで、データを基に学ぶ場：140m ² ） ④展示室（最先端の環境技術やエネルギーを体感しながら学ぶ場：190m ² ） ⑤広報室（環境学習のオリエンテーションや研修等により、映像・音響を活用しながら学ぶ場：200m ² ） ⑥屋上（芝生広場を設け、ゆかりのある植物を配し、生物多様性について学ぶ場：1,160m ² ） ⑦見学者通路（プラットホームやごみクレーンなどごみ処理の実機を見て学ぶ場：2,130m ² ） ⑧展望台（眺望景観を一望するとともに、地域の歴史や地勢等を学ぶ場：120m ² ） ⑨屋外ビオトープ（地域本来の生態系の復元をテーマに、生物多様性について学ぶ場：100m ² ）
供用開始	令和元年（2019年）9月
事業概要	ごみ処理に要する大規模な施設を間近に見学し、それらを教材として、世界最先端の環境技術を学べるものとともに、生物多様性や再生可能エネルギー、環境面から見た横大路地域の歴史等の幅広いテーマを取り扱い、あらゆる世代が楽しく学べる、魅力溢れる環境学習の拠点として整備。
事業イメージ等	  

出典) さくてな京都 HP

参考) 本市では市内小学校4年生を対象に社会学習の一環として施設見学を実施しています。

施設見学：ごみ収集車、ごみ焼却炉、不燃物処理場、リサイクルセンター

13 土木建築工事計画

13-1 構造種別の基本的事項

(1) プラント施設

焼却施設及び資源化施設からなるプラント施設のプラットホーム（ヤード含む）、ごみピット、ごみピット上屋、送風機室及び破碎機室は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨構造等とし、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。

以下に主な留意事項を示します。

- ・灰押出装置、灰搬出装置は1階に配置し、焼却炉は基本的に2階以上の鉄筋コンクリート構造等の床に配置します。
- ・設置した機器による騒音・振動及び防水性に配慮した構造とします。
- ・特に、重要施設に該当する特別高圧受電設備や発電関連設備は2階以上に配置します。
- ・ごみピットや破碎機室のコンベア室等、構造上やむを得ない場合を除き、地下構造をできるだけ採用しない計画とします。
- ・騒音・振動が発生する機器類は、防音処理をした専用室に配置します。
- ・破碎機室には爆発時の安全対策として、爆発放散筒等を設けます。

(2) 管理施設

焼却施設もしくは資源化施設に併設する管理施設は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨構造等とし、気密性、遮音性、断熱性を保持し、居住性等に考慮して、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。必要と想定される諸室としては、事務室、書庫、更衣室、休憩室、湯沸室、洗濯室、乾燥室、浴室等が考えられます。運転委託方法及び業務範囲の振り分け結果を踏まえ、それぞれの運用方法に基づき必要となる諸室の大きさや数量を検討していきます。

管理施設の事務用及び見学者用管理区域には、来客用玄関、玄関ホール、エレベーター（身体障がい者対応）、トイレ（ユニバーサルトイレ）、会議室（大、小）、研修室、備品用倉庫、見学者用通路・ホール、再生品・不用品展示販売コーナー、再生工房室（予備室含む）、倉庫等の設置を検討していきます。

また、これらの区域は、身体障がい者や高齢者に配慮した計画とします。

構造種別の基本的事項については、上記事項を基本とし、経済性及び耐震性を踏まえて検討します。

13-2 耐震性能

「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3（2021）年4月改訂 環境省）」では、ごみ処理施設の耐震性について、次の基準に準じた設計・施工を行うことが示されています。

また、最新の動向（廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き（2022（令和4）年11月）環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課））を踏まえ検討を行います。

○建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25（2013）年 3 月制定 国土交通省）

○建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版
(平成 26（2014）年発行 一般財団法人日本建築センター)

○火力発電所の耐震設計規程 JEAC 3605-2019
(令和元（2019）年発行 一般社団法人日本電気協会)

○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
(令和 3（2021）年版 一般社団法人公共建築協会)

○廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き

(令和 4（2022）年 11 月) 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
建築基準法では、「中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない。」ことを耐震基準の目標としており、上記基準に則って耐震設計を行うことで、震度 6 弱までの地震には耐えられると考えられます。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、官庁施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震安全性の目標を定めています。各部位における目標を表 13-1 に示します。

表13-1 構造体、建築非構造部材及び建築設備における耐震安全性の目標

部位	分類	内 容
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲 類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙 類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25（2013）年 3 月制定）

次に、対象施設ごとの耐震安全性の目標を表 13-2 に示します。

表 13-2 対象施設ごとの耐震安全性の目標

官庁施設の種類		耐震安全性の分類		
本基準	位置・規模・構造の基準	構造体	部材 建築非構造	建築設備
災害応急対策活動に必要な官庁施設	(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。）	I 類	A 類	甲類
	(2) 災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(3) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(4) (2) 及び (3) に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
	(5) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(6) 病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類	甲類
多数の者が利用する官庁施設	(7) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	II 類	A 類	乙類
	(8) 学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	II 類	B 類	乙類
	(9) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	II 類	B 類	乙種
危険物を貯留又は使用する官庁施設	(10) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I 類	A 類	甲類
	(11) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類	甲類
その他	(12) (1) から (11) に掲げる官庁施設以外のもの	III 類	B 類	乙類

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）から整理

新ごみ処理施設のうち計量棟を除く施設は表 13-2 (11) に該当、計量棟のみ同表 (12) に該当することとし、耐震安全性の目標を定め、施設整備を行います。

次に、設備機器の設計用標準震度は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」において、表 13-3 のとおり示されています。

表13-3 設備機器の設計用標準震度

	設備機器の耐震クラス		
	耐震クラス S	耐震クラス A	耐震クラス B
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0
中層階	1.5	1.0	0.6
地階及び 1 階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

出典：建築設備耐震設計・施工指針2014年版

※ () 内の数値は水槽類に適用する。

※ 上層階とはここでは最上階を指し、中層階とは地下階、1 階を除く各階で上層階に該当しないものを指す。

さらに、各設備機器の耐震クラス区分について、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を参考に、表 13-4 のとおり設定します。

表13-4 設備機器の耐震クラス

設備機器	耐震クラス S	耐震クラス A	耐震クラス B
	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ設備（受水槽、給水ポンプ類） ・防災設備（消火ポンプ、非常用照明、自動火災報知受信機等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備 ・換気送風機 ・一般照明 ・給湯器 	・左記以外

また、ボイラ支持鉄骨等の設計は「火力発電所の耐震設計規程 JEAC3605-2019」を適用し、その重要度の定義については、表 13-5 のとおり示されています。

表13-5 重要度の定義

重要度	係数	内容
I a	1.00	その損傷が、発電所外の人命、財産、施設、環境に多大な損害を与えるおそれのあるもの、又は、主要設備の安全停止に支障を及ぼし、二次的被害を生じさせるおそれのあるもの
I	0.80	その損傷が、発電所外の財産、施設、環境に多大な損害を与えるおそれのあるもの
II	0.65	その損傷が、電力の供給に支障を及ぼすおそれのあるもの
III	0.5	その他通常の耐震性を要するもの

出典：火力発電所の耐震設計規程 JEAC3605-2019

新ごみ処理施設では発電を行うことが想定されますが、主に施設内で電力消費され、損傷により新ごみ処理施設外の財産、施設、環境に多大な損傷を与えることは考えにくいことから、重要度Ⅱ(係数0.65)を採用することとします。(震度法による設計水平深度算定)

13-3 意匠に係る基本的事項

(1) 外部仕上げ

周辺環境と調和し、良好な景観の形成に配慮します。また、親近感や清潔感、さらに建物相互(焼却施設及び資源化施設)の統一性に配慮します。

施工難度の高い材料を使用せず、機能を損なわないよう簡潔なものとします。

経年変化が少なく、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料を使用することで、竣工時の美観を長期間保持します。給気口、屋根を含め外部に面する窓枠、ドア等は、塩害対策として腐食に強い材質(重耐塩仕様)を使用したものとします。

具体的な事項については、意匠仕様(案)がメーカーから提出された後、芦屋市景観地区景観形成ガイドラインを踏まえ検討するものとします。

(2) 内部仕上げ

各諸室の機能及び用途に応じ最適な仕上げとします。また、親近感や清潔感、さらに建物相互(焼却施設及び資源化施設)の統一性に配慮します。

耐久性、維持管理性、意匠性、経済性等に優れた仕上げ材料を採用します。

空調を利用する諸室は結露防止を考慮し、騒音が発生する諸室は吸音性のある材料を壁面及び天井に採用します。

なお、内部仕上げ材については、「芦屋市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針(平成25年12月)」を十分に配慮し、床、腰壁、内部建具等を中心に木質化を図る部材での採用を検討するものとします。

13-4 使用製品及び材料の調達・採用方針

- ・使用場所や用途等の条件に適合する製品を使用し、日本産業規格(JIS)等の規格が定められているものは、規格品を採用します。
- ・「国等による環境物品の調達に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年環境省告示第11号)」に定められた環境物品等の採用に努めます。
- ・海外調達材料を使用する場合は、施設の要求水準を満足し、原則として日本産業規格(JIS)等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料を採用します。
- ・施設の稼働後も支障なく調達できる使用製品及び材料を採用します。
- ・建築材料のうち、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)」に基づくトップランナーモードにおいて、特定熱損失防止建築材料(断熱材、サッシ、ガラス等)に該当するものについては、同制度における目標基準(以下「トップランナーベース」という。)に対応した材料の採用に努めます。

13-5 施設配置及び動線計画

市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行とし、遮断機や一旦停止を適所に設置し、可能な限り分離して走行できるようにするなど、十分に安全性を考慮した検討を行います。

薬剤や燃料の搬入や資源化物、飛灰処理物及び焼却残さの搬出が考えられますが、上記と同様、基本的に一方通行として検討を進めます。

なお、資源化物の搬出車両は大型車両となるため、安全通行ができるよう動線・幅員・走行時間帯について十分な検討を行います。

13-6 造成計画（浸水対策）

浸水対策については、盛土（嵩上げ）、重要機器の上層階への配置、止水板等の浸水防水用設備の設置などを複合的に検討し採用することが経済的かつ効果的であると考えられます。

芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年12月発行）では、当該用地における高潮浸水想定区域の最大浸水深は1.0m以上3.0m未満と示されています。当該用地の南側護岸は「兵庫県高潮対策10箇年計画（令和元年度～令和10年度）」の尼崎西宮芦屋港芦屋浜地区（2.5km）の一部に該当しており、事業期間は、令和4年度～令和7年度となっていますが、万一の高潮発生を考慮し、最大3.0mまでの高潮被害を想定して検討することとします。

表13-6に当該用地における高潮被害想定を示します。

表13-6 当該用地における高潮被害想定

被害項目	高潮被害想定
最大浸水深	1.0m以上3.0m未満
浸水継続時間	12時間未満

浸水継続時間：氾濫水が到達した後、浸水深0.5mに達してから、その水深を下回るまでの時間

出典：芦屋市高潮防災情報マップ（令和元（2019）年12月）

当該用地は平地であるため、造成高さで浸水対策を講じることが配置上困難であることから、特別高圧受電設備や発電関連設備については2階以上の高さに整備した上で、ごみピットや破碎機室のコンベア室等、構造上やむを得ない場合を除き、地下構造をできるだけ採用しない計画とします。

また、主要施設の周りは3mの腰壁を整備し、開口部には止水扉や止水板等の設備を整備することで建築物内への浸水を可能な限り防止します。

建築物の外壁に設置される換気口等の開口部（排水設備の通気管等）については、室内への浸水経路となり得るため、開口部を設定浸水より高い位置に設けるなどの対策を図るとともに、同様に建物の貫通部となる電気の引き込み、外灯や外壁電気設備（照明やコンセント）に対する浸水対策を検討します。

また、地下構造を採用する場合は、地上からの浸水を想定し、開口部の立上げを工夫し、万一の場合を想定した排水設備（排水ポンプ）を整備します。

13-7 煙突

(1) 煙突構造

煙突は排ガスを排出する設備であり、排出機能を有する筒身本体を鉄筋コンクリート構造とする場合と鋼製構造とする場合がありますが、近年は腐食や劣化の進行が判定しやすい鋼製構造が一般的です。

鋼製筒身の場合は、自立型の他、地震荷重や風荷重を受けて鋼製筒身（内筒）を支持する機能を有する外筒を持つ「内筒＋外筒型」があります。

外筒は鉄筋コンクリート構造が一般的ですが、建屋一体型や鉄骨構造で外装材として ALC 板、PC 板、膜材を利用している事例も増加してきており、今後のメーカー提案も踏まえ検討・決定していきます。

(2) 煙突高

規制物質の拡散の面では、より高い方が望ましくなりますが、他施設での採用事例をみると 59m が最も多い状況です。60m 以上の煙突を採用した場合、一般的に採用される施設一体型の煙突構造の採用が困難となるため、大きな煙突基礎が必要になり、建設コストも高くなります。

さらに、航空法により航空障害灯又は昼間障害標識を設けることが必要となり、航空障害灯を設置する場合、維持管理のための設備及び管理費用が継続的に生じます。

以上のことから煙突高は 59m が望ましいと考えますが、今後実施予定の生活環境影響調査の結果を踏まえて最終決定していきます。

1) 同規模の焼却施設における煙突高の事例調査

施設規模が 88 t／日程度と想定され、1 炉当り 44 t／日となるため、最小の施設規模を 50 t／日、88 t／日を中位として最大の施設規模を 150 t／日とします。この 50～150 t／日施設規模の焼却施設（ストーカ炉）で平成 24（2012）年度以降に建設事業を開始した 62 件の施設の煙突高について調査しました。結果を表 14-7 に示します。

最小は煙突高 32m で施設規模 71 t／日、最大は煙突高 100m で施設規模 150 t／日であり、最も多く採用されている煙突高（最頻値）は 59m で 43 件でした。

なお、現在の本市焼却施設の煙突高は 59m となっています。

表 13-7 施設規模 50 - 150t 以下の焼却施設における煙突高について

都道府県	施設名称 (地方公共団体名)	建設事業 開始年度	施設規模	煙突高
			[t/24h]	[m]
奈良	葛城市	H24	50	40
長崎	長与・時津環境施設組合		54	59
滋賀	近江八幡市		76	59
埼玉	飯能市		80	59
山口	山陽小野田市		90	50
新潟	村上市		94	49
北海道	岩見沢市		100	45
山口	萩・長門清掃一部事務組合		104	59
岡山	津山圏域資源循環施設組合		128	59
和歌山	紀の海広域施設組合		135	59
埼玉	ふじみ野市		142	59
栃木	小山広域保健衛生組合		70	59
秋田	横手市		95	59
長野	湖周行政事務組合		110	59
東京	武蔵野市	H25	120	59
奈良	やまと広域環境衛生事務組合		120	59
愛媛	宇和島地区広域事務組合		120	59
高知	香南清掃組合		120	59
大阪	四条畷市交野市清掃施設組合		125	59
滋賀	草津市		127	59
兵庫	北但行政事務組合		142	59
京都	福知山市		150	59
鹿児島	指宿広域市町村圏組合		54	40
秋田	湯沢雄勝広域市町村圏組合		74	59
長野	南信州広域連合	H26	93	59
京都	木津川市		94	59
群馬	館林衛生施設組合		100	59
京都	城南衛生管理組合（折居）		115	59
熊本	八代市		134	59
大阪	高槻市		150	100
宮城	黒川広域行政事務組合	H27	50	40
岐阜	下呂市		60	35
福島	須賀川地方保健環境組合		95	59
石川	小松市		110	55
宮城	登米市	H28	70	50
長野	佐久市・北佐久郡環境施設組合		110	45
長崎	佐世保市		110	50
栃木	塙谷広域行政組合		114	50
佐賀	天山地区協同環境組合	H29	57	59
福井	南越清掃組合		84	59
長野	長野広域連合		100	59
埼玉	埼玉西部環境保全組合		130	59
滋賀	守山市	H30	71	32
鹿児島	北薩広域行政事務組合		88	49
福岡	有明生活環境施設組合		92	59
長野	穂高広域施設組合		120	59
奈良	香芝・王寺環境施設組合		120	59
神奈川	藤沢市		150	59
茨城	高萩市・北茨城市	R1	80	59
新潟	長岡市		82	59
静岡	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合		82	59
千葉	我孫子市		120	59
東京	立川市		120	59
宮城	大崎地域広域行政事務組合	R2	140	59
石川	七尾市		70	59
福井	若狭広域行政事務組合		70	70
熊本	宇城広域連合		86	50
青森	下北地域広域行政事務組合		90	59
石川	河北郡市広域事務組合		118	50
新潟	五泉地域衛生施設組合		122	59
鹿児島	南薩地区衛生管理組合		145	59
北海道	西いぶり広域連合		149	100
施設数			62件	62件
最頻値（施設規模/煙突高さ）			120 t /日	59m
最頻値の施設数			8件	43件

2) 煙突高の整理・検討

規制物質の拡散効果、航空法による規制等について、煙突高を 59m未満、59m、60m以上の3つに区分し、整理・検討を行いました。その内容を表 13-8 に示します。

表 13-8 煙突高の整理・検討

項目	59m未満	59m	60m以上																						
規制物質の拡散効果	拡散効果は59mと比較すると若干低減する。	拡散効果は60m以上には劣るが拡散効果は十分にある。	拡散効果は最も高い。																						
航空法（第51条）による規制	受けない。	受けない。	煙突の高さや幅に応じて航空障害灯又は昼間障害標識を設けなければならない。																						
基礎構造や整備用地への影響	59mより煙突径が細く基礎も小さくなる。一般的に採用される施設一体型の煙突構造が採用可能である。 ただし、建屋高さの関係によってはダウンドラフト現象が生じやすい。	煙突径が細く基礎も小さくなる。一般的に採用される施設一体型の煙突構造が採用可能である。	煙突径が太く、基礎が大きくなる。独立型の煙突構造となるため、より広い用地が必要となる。																						
周辺住環境（景観含む）への影響	圧迫感が最も少なく、景観への影響が最も小さい。	圧迫感が60m以上と比べて少ない。	圧迫感が大きく、航空障害灯の点灯が夜間に生じる。																						
建設費用	最も安価	安価	高価																						
同規模の焼却施設の煙突高	16件／62件	43件／62件	3件／62件																						
煙突高の検討	1)の事例調査結果より、煙突高が59m以下では、航空法による規制を受けないこともあります。同規模施設の採用事例では59m以下が多くなっています。																								
	<table border="1"> <caption>煙突高の分布</caption> <thead> <tr> <th>煙突高 (m)</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>32m</td><td>1</td></tr> <tr><td>35m</td><td>1</td></tr> <tr><td>40m</td><td>3</td></tr> <tr><td>45m</td><td>2</td></tr> <tr><td>49m</td><td>2</td></tr> <tr><td>50m</td><td>6</td></tr> <tr><td>55m</td><td>1</td></tr> <tr><td>59m</td><td>43</td></tr> <tr><td>70m</td><td>1</td></tr> <tr><td>100m</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>			煙突高 (m)	件数	32m	1	35m	1	40m	3	45m	2	49m	2	50m	6	55m	1	59m	43	70m	1	100m	2
煙突高 (m)	件数																								
32m	1																								
35m	1																								
40m	3																								
45m	2																								
49m	2																								
50m	6																								
55m	1																								
59m	43																								
70m	1																								
100m	2																								
	<p>規制物質の拡散の面ではより高い方が望ましくなりますが、採用事例をみると59mが多い状況です。</p> <p>周辺住環境やコスト面から煙突高は59mが望ましいと考えますが、今後実施予定の生活環境影響調査の結果を踏まえて最終決定していきます。</p>																								

※備考

航空障害灯：高光度、中光度白色、中光度赤色、低光度障害灯の4種類があり、指定の性能を満たすことが必要です。
(閃光、明滅光、不動光の設置)

昼間障害標識：塗色、旗、標示物があり、指定の性能を満たすことが求められます。(煙突意匠の指定・制限)

14 参考資料

【(参考)プラスチック使用製品廃棄物回収による温室効果ガス排出量の削減効果】

項目	単位	プラスチック使用製品 廃棄物の未回収	プラスチック使用製品 廃棄物の回収
焼却処理施設 施設規模	t／日	91.8	88.1
温室効果ガス排出量 合計 (A)=①+②+③+④+⑤	t-CO₂/年	6,231	3,733
焼却による二酸化炭素排出 (プラスチック使用製品廃棄物の焼却)	① t-CO ₂ /年	6,172	3,647
収集車両から排出される二酸化炭素	② t-CO ₂ /年	58.0	64.8
ペール化による二酸化炭素排出量	③ t-CO ₂ /年	0.0	19.9
収集車両(走行)から 排出される二酸化炭素	④ t-CO ₂ /年	0.6	0.6
収集車両(カーエアコン)から 排出される二酸化炭素	⑤ t-CO ₂ /年	0.2	0.3
温室効果ガス排出量(控除分) (B)	t-CO₂/年	2,941	2,621
発電による二酸化炭素削減	(B) t-CO ₂ /年	2,941	2,621
(発電量)	kW	(1,393)	(1,242)
合計(排出量) (C)=(A)-(B)	t-CO₂/年	3,290	1,112
プラスチック回収による削減量 (D)	t-CO₂/年	2,178	
プラスチック使用製品廃棄物回収量 (E)	t／年	1,132	令和15年度
(資源化量)	t／年	906	
1トンプラスチック使用製品廃棄物回収した場合の削減量 (D)/(E)	1.924 t-CO₂が削減できる。		

※プラスチック使用製品廃棄物の再生事業者への運搬及び現地での選別・再利用の二酸化炭素排出量は見込んでいない

【(参考) プラスチック使用製品廃棄物を資源化処理する場合の事業費（単独費）の想定】

プラスチック使用製品廃棄物を資源化処理する場合の事業費について整理しました。

表1 プラスチック使用製品廃棄物を資源化処理する場合の事業費（項目[単独費]）

プラスチック使用製品廃棄物を資源化	
必要となる事業費	①プラスチック使用製品廃棄物中間処理施設の建設及び運営 ②プラスチック使用製品廃棄物分別収集の収集運搬
備考	・プラスチック使用製品廃棄物中間処理施設の建設は交付金事業として実施。 ・焼却施設における、発電量の低下。

20年間のライフサイクルコストを含めて約33.5億円（概算）の単独費の増加が見込まれます。（その他、資源化することにより、売電収益（11億円/20年間）は数%下がることが想定されますが、全体に大きく影響する額ではなく、現時点において設定が困難なため試算は割愛しております。）

表2 プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合の事業費（概算）

単位：千円

整備項目		事業費	内、単独費
プラスチック 使用製品廃棄物 中間処理施設	施設建設費	396,000	154,184
	運営費（20年間）	1,100,000	1,100,000
プラスチック 使用製品廃棄物 分別収集	収集運搬費（20年間）	1,849,200	1,849,200
		49,200	49,200
		1,800,000	1,800,000
合計		3,345,200	3,103,384

プラスチック類分別の事例

プラスチック類の一括収集の自治体事例

自治体名	人口	面積	分別品名 (各自治体のプラスチック類の呼称)	収集方法		中間処理	最終処分・資源化	開始時期
				収集方法	収集頻度			
1 東京都 多摩市 147,761 人 21.01km ² プラスチック ごみステーション または戸別収集 1回/週 ○ エコプラザ多摩にて破袋、選別・圧縮梱包 製品プラスチックは民間業者により資源化 容器包装プラスチック ⇒ (公財) 日本容器リサイクル協会へ 平成 20 年								
2 東京都 昭島市 114,263 人 17.34km ² プラスチック 戸別収集 1回/週 ○ 環境コミュニケーションセンターで選別し、容器包装リサイクル法対象のプラスチック製容器包装は圧縮梱包、それ以外のものは、細かく破碎し、固体燃料化、または廃棄物発電に利用(資源化) 製品プラスチック ⇒ 破碎処理 ⇒ 市委託業者へ ⇒ 固形燃料化や廃棄物発電に利用 プラスチック製容器包装 ⇒ ベール品 ⇒ (公財) 日本容器包装リサイクル協会へ 平成 23 年								
3 東京都 小金井市 124,421 人 11.30km ² プラスチックごみ ごみステーション 1回/週 × 民間処理施設 ⇒ 破碎及び選別処理 (※令和6年新施設竣工までの流れ) 製品プラスチック ⇒ 焼却処理 容器包装プラスチック ⇒ (公財) 日本容器リサイクル協会へ 平成 20 年								
4 東京都 日野市 187,315 人 27.55km ² プラスチック類ごみ 戸別収集 1回/週 ○ プラスチック類資源化施設において破碎・選別・圧縮梱包処理 製品プラスチック ⇒ 破碎処理 ⇒ 市委託業者へ ⇒ プラスチック原料や固体燃料へ プラスチック製容器包装 ⇒ ベール品 ⇒ (公財) 日本容器包装リサイクル協会へ 令和 2 年 1 月								
5 東京都 北区 353,617 人 20.61km ² プラスチック ごみステーション または戸別収集 1回/週 × 回収したプラスチック使用製品は、区で独自に事業者に処理を委託し、再商品化。また、プラスチック使用製品の一部は、容器包装リサイクル法に基づく処理を実施 令和 4 年 10 月 一部地区で開始								
6 東京都 港区 257,183 人 20.37km ² 資源プラスチック ごみステーション 1回/週 ○ 民間委託業者による選別及び圧縮 製品プラスチック ⇒ 圧縮処理 ⇒ 独自ルート プラスチック製容器包装 ⇒ ベール品 ⇒ (公財) 日本容器包装リサイクル協会へ 平成 20 年 10 月								
7 山梨県 荘崎市 28,467 人 143.69km ² プラスチック 地区リサイクル会場 または拠点リサイクル会場 1回/週 (1回/月) × 民間委託 令和 4 年 10 月								
8 愛知県 豊明市 68,468 人 23.22km ² プラスチック ごみステーション 1回/週 × (プラ容器包装) 各種リサイクル業者に搬入し資源化 (公財) 日本容器包装リサイクル協会を通じた指定法人ルートにより資源化 令和 4 年 10 月								
9 兵庫県 宝塚市 224,278 人 101.89km ² プラスチック類 ごみステーション 1回/週 × 委託業者による選別処理後、資源化 残渣は市施設で焼却処理 平成 19 年 4 月								

出典：各 HP

プラスチック類の分別収集から焼却への変更自治体事例

	自治体名		人口	面積	プラ分別終了時期	変更前項目 (各自治体の プラスチック類の呼称)	変更分別項目 (各自治体の ごみの呼称)	理 由
1	埼玉県 久喜宮代衛生組合 (久喜市、宮代町)		久喜市：151,145 人 宮代町： 33,625 人	久喜市：82.41km ² 宮代町：15.95km ²	令和 9 年 3 月（予定）	資源プラスチック類 (プラスチック製容器包装、食品トレイなど)	燃やせるごみ	令和 9 年 4 月稼働予定の新施設稼働に伴う分別変更 ・費用対効果の面 ・住民負担の軽減 から市による焼却処理へ
2	北海道 室蘭市		78,789 人	81.01km ²	令和 4 年 3 月	プラスチック製容器包装	燃やせるごみ	・プラ収集廃止による CO ₂ 発生増は、新焼却施設稼働による CO ₂ 削減効果とごみ量全体の削減で対応可能 ・プラ収集廃止を含む分別収集の見直しで、収集が効率化（収集台数の減少、収集作業員の負担軽減）し、持続可能な収集体制の構築に寄与 ・費用削減（約 2,660 万円）し、持続可能なごみ処理・リサイクル事業の推進に寄与
3	滋賀県 湖北広域行政 事務センター (長浜市、米原市)		長浜市：115,409 人 米原市： 37,953 人	長浜市：681.02km ² 米原市：250.39km ²	令和 10 年 3 月 (令和 9 年度までは現行)	プラスチック製容器包装、発泡スチロール	可燃ごみ	令和 10 年 4 月稼働予定の新施設の熱資源として活用するため分別を変更 ・資源化経費の増加 ・海外市場の停滞 ・持続可能な適正処理の継続
4	三重県 名張市		76,352 人	129.77km ²	令和 2 年 3 月	容器包装プラスチック、 白色食品トレイ	燃やすごみ	・海外需要減少のためリサイクルが困難になった ・処理経費の軽減
5	佐賀県 武雄市		47,747 人	195.44km ²	平成 30 年 3 月	プラスチック類	もえるごみ	分別収集を行っていたプラスチックのリサイクル状況は 4 分の 3 が燃料リサイクルとしてエネルギーへ転換されている。さが西部クリーンセンター（シャフト式溶融炉）では、プラスチックを溶融することで、エネルギー（電力）を作ることが可能
6	茨城県 日立市		169,264 人	225.78km ²	平成 30 年 3 月	プラスチック製容器包装	燃えるごみ	プラスチック製容器包装は、清掃センターで焼却し、発生した熱をエネルギーとして活用
7	和歌山県 和歌山市		351,899 人	208.85km ²	平成 28 年 4 月	プラスチック製容器包装	一般ごみ	平成 16 年 4 月からプラスチックの分別回収を開始したが、分別方法が市民になかなか浸透せず、分別収集からごみ発電に移行することを決定。青岸エネルギーセンターの基幹改良工事を経て、焼却熱の有効利用によるごみ発電（熱回収）を推進。

土木建築工事計画

○ごみピット容量

ケース 1 【ごみピット容量 - プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合 -】

(1) 必要貯留日数

ごみピットの必要貯留日数は、施設規模、計画年間日平均処理量、1炉補修時及び全停止時の処理できない期間を考慮し月変動係数とともに算定します。

表 必要貯留日数の算定

項目	基本条件
施設規模	91.8 t／日（1炉当たり45.9 t／日） ※プラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合
計画年間日平均処理量	61.5 t／日 (=22,475 t／年 ÷ 365日)
条件	ごみピット貯留日数
1炉補修時（36日=30日+6日） (立下げ立上げ6日含む。)	(61.5 t／日 - 45.9 t／日) × 36日 = 561.6 t 561.6 t ÷ 91.8 t／日 = 6.1日 ≈ 7日
全炉停止時（7日分）	61.5 t／日 × 7日 = 430.5 t 430.5 t ÷ 91.8 t／日 = 4.7日 ≈ 5日
年間の月変動係数の最大値が2箇月連續した場合	(61.5 t／日 × 30日 × 1.16 ^{*1} + 61.5 t／日 × 30日 × 1.14 ^{*1}) - 91.8 t／日 × 60日 × 0.96 ^{*2}) = -1,044.2 t < 0 ^{*1} 月変動係数 ^{*2} 調整稼働率 2箇月連續で月変動係数が大きい場合においてもごみピットへの貯留は生じない。 施設が正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

参考：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版公益社団法人 全国都市清掃会議 219p

必要貯留日数の算定から1炉補修時の場合に最もごみを貯留することになるため、ごみピットの必要貯留日数は7日とします。

(2) 必要容量

必要貯留日数が7日となることから、次式を用いて算定します。

【計算式】

ごみピット必要容量

$$= \text{施設規模} \times \text{必要貯留日数} \div \text{単位体積重量}^{*3}$$

$$= 91.8 (\text{t}/\text{日}) \times 7 \text{日} \div 0.114 (\text{t}/\text{m}^3)$$

$$= 5,636.8 = 5,637 (\text{m}^3)$$

^{*3} 単位体積重量はプラスチック使用製品廃棄物を焼却処理する場合（現状維持）の計画ごみ質の基準ごみとする。

ケース2 【ごみピット容量 - プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合 -】

(1) 必要貯留日数

ごみピットの必要貯留日数は、施設規模、計画年間日平均処理量、1炉補修時及び全停止時の処理できない期間を考慮し月変動係数とともに算定します。

表 必要貯留日数の算定

項目	基本条件
施設規模	88.0 t／日 (1炉当たり44.0 t／日) ※プラスチック使用製品廃棄物を資源化する場合 ※施設規模は88.1t／日≈88.0t/日とする。
計画年間日平均処理量	59.0 t／日 (=21,569 t／年÷365日)
条件	ごみピット貯留日数
1炉補修時 (36日=30日+6日) (立下げ立上げ6日含む。)	(59.0 t／日-44.0 t／日)×36日 = 540.0 t 540.0 t ÷ 88.0 t／日 = 6.2日≈7日
全炉停止時 (7日分)	59.0 t／日×7日 = 413.0 t 413.0 t ÷ 88.0 t／日 = 4.7日≈5日
年間の月変動係数の最大値が2箇月連続した場合	(59.0 t／日×30日×1.16 ^{※1} +59.0 t／日×30日×1.14 ^{※1}) -88.0 t／日×60日×0.96 ^{※2}) = -997.8 t < 0 ※ ¹ 月変動係数（仮想定） 2箇月連続で月変動係数が大きい場合においてもごみピットへの貯留は生じない。 ※ ² 調整稼働率 施設が正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

参考：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版公益社団法人 全国都市清掃会議 219p

必要貯留日数の算定から1炉補修時の場合に最もごみを貯留することになるため、ごみピットの必要貯留日数は7日とします。

(2) 必要容量

必要貯留日数が7日となることから、次式を用いて算定します。

【計算式】

ごみピット必要容量

$$\begin{aligned}
 &= \text{施設規模} \times \text{必要貯留日数} \div \text{単位体積重量}^{※3} \\
 &= 88.0 (\text{t}/\text{日}) \times 7 \text{日} \div 0.115 (\text{t}/\text{m}^3) \\
 &= 5,356.5 = 5,357 (\text{m}^3)
 \end{aligned}$$

※³ 単位体積重量はプラスチック使用製品廃棄物の回収後の計画ごみ質の基準ごみとする。

○別棟・合棟

敷地に対する施設整備の考え方については、別棟方式と合棟方式（焼却施設と資源化施設を同一建屋内に整備する方法）が考えられます。両者を比較したものを下表に示します。

表 別棟及び合棟の比較

項目	別 棟	評 価	合 棟	評 価
施設配置面	配置 イメージ	—		—
	敷地条件 敷地形状に合わせた柔軟な配置計画が可能であるが、総必要面積としては大きくなる。	△	まとまった矩形の用地確保が必要となるが、総必要面積としては小さくなる。	○
搬入搬出面	搬入管理 燃やすごみと燃やさないごみを混載して直接搬入してきた場合に、個々の施設で荷下ろしが生じるため、施設内での滞在時間が長くなり、渋滞につながる可能性がある。	△	燃やすごみと燃やさないごみを混載して直接搬入してきた場合でも荷下ろし場所が近いため、施設内での滞在時間が短くなり、比較的渋滞になりにくい。	○
	動線 個別のプラットホームでの車両は合棟よりは少なくなるが、外周動線は複雑となる。	△	プラットホームに進入する車両数が多くなることから、安全性の確保に注意が必要。	△
施設管理面	施設管理 別棟であることから個別管理が可能であり、利用者への安全確保は合棟と比べ高くなる。	○	市民へ開放する啓発区画と焼却施設等の機械等との明確な区分分け（安全対策）が必要となる。	△
	機械配置 柔軟な機器配置の検討が可能である。	○	機器配置範囲に工夫が必要となる。	△
	作業人員 通常の人員確保が必要である。	△	搬入管理など共通作業人員が確保できるため、若干の削減が可能である。	○
経済面	事業費 個別建設になるため、合棟より高額となる。	△	共有部分が多くなるため、別棟より安価となる。（建設工事及び電気設備工事）	○
発注面	整備時期 異なる時期に整備することも可能である。ただし、施設が近接している場合、後段の施設整備との細かな調整が必要になる。	△	一括工事となるため、工事調整が円滑に進む。	○
メーカーアンケート結果	別棟・合棟に関し、メーカーへのアンケートを実施したところ、多数のメーカーが合棟を選択した。選択理由は「敷地面積及び形状からみて別棟では動線の確保が困難。」「資源化施設の建設を先行し、後に焼却施設を建設する別棟では、資源化施設の利用動線また焼却施設の仮設工事が困難。」とのことであった。	×	別棟・合棟に関し、メーカーへのアンケートを実施したところ、多数のメーカーが合棟を選択した。選択理由は「敷地面積及び形状からみて別棟では動線の確保が困難。」「資源化施設の建設を先行し、後に焼却施設を建設する別棟では、資源化施設の利用動線また焼却施設の仮設工事が困難。」とのことであった。	○
評 価	搬入搬出面、施設管理面、経済面の各側面では、両方式も優劣があるものの、敷地面積及び形状からみて合棟方式での配置が望ましい。			

※評価は、○△×の3段階としています。

第3回検討委員会での意見・指摘等に伴う修正内容[下線部]

○4-1 構造種別の基本的事項

1 プラント施設

焼却施設及び資源化施設からなるプラント施設のプラットホーム（ヤード含む）、ごみピット、ごみピット上屋、送風機室及び破碎機室は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨構造等とし、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。

以下に主な留意事項を示します。

- ・灰押出装置、灰搬出装置は1階に配置し、焼却炉は基本的に2階以上の鉄筋コンクリート構造等の床に配置します。
- ・設置した機器による騒音・振動及び防水性に配慮した構造とします。
- ・特に、重要施設に該当する特別高圧受電設備や発電関連設備は2階以上に配置します。
- ・ごみピットや破碎機室のコンベア室等、構造上やむを得ない場合を除き、地下構造をできるだけ採用しない計画とします。
- ・騒音・振動が発生する機器類は、防音処理をした専用室に配置します。
- ・破碎機室には爆発時の安全対策として、爆発放散筒等を設けます。

2 管理施設

焼却施設もしくは資源化施設に併設する管理施設は、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨構造等とし、気密性、遮音性、断熱性を保持し、居住性等に考慮して、整備場所の用途に応じて適切な構造を採用します。必要と想定される諸室としては、事務室、書庫、更衣室、休憩室、湯沸室、洗濯室、乾燥室、浴室等が考えられます。運転委託方法及び業務範囲の振り分け結果を踏まえ、それぞれの運用方法に基づき必要となる諸室の大きさや数量を検討していきます。

管理施設の事務用及び見学者用管理区域には、来客用玄関、玄関ホール、エレベーター（身体障がい者対応）、トイレ（ユニバーサルトイレ）、会議室（大、小）、研修室、備品用倉庫、見学者用通路・ホール、再生品・不用品展示販売コーナー、再生工房室（予備室含む）、倉庫等の設置を検討していきます。

また、これらの区域は、身体障がい者や高齢者に配慮した計画とします。

構造種別の基本的事項については、上記事項を基本とし、経済性及び耐震性を踏まえて検討します。

○4-2 耐震性能

「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（2021（令和3）年4月改訂 環境省）」では、ごみ処理施設の耐震性について、次の基準に準じた設計・施工を行うことが示されています。

また、最新の動向（廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き（2022（令和4）年11月）
環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）を踏まえ検討を行います。

○建築基準法（昭和25年法律第201号）

○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（2013（平成25）年3月制定 国土交通省）

○建築設備耐震設計・施工指針2014年版

（2014（平成26）年発行 一般財団法人日本建築センター）

○火力発電所の耐震設計規程JEAC 3605-2019

（2019（令和元）年発行 一般社団法人日本電気協会）

○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説

（2021（令和3）年版 一般社団法人公共建築協会）

建築基準法では、「中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない。」ことを耐震基準の目標としており、上記基準に則って耐震設計を行うことで、震度6弱までの地震には耐えられると考えられます。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、官庁施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震安全性の目標を定めています。各部位における目標を表4-2-1に示します。

表4-2-1 構造体、建築非構造部材及び建築設備における耐震安全性の目標

部位	分類	内 容
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。

建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（2013（平成25）年3月制定）

次に、対象施設ごとの耐震安全性の目標を表4-2-2に示します。

表4-2-2 対象施設ごとの耐震安全性の目標

官庁施設の種類		耐震安全性の分類		
本基準	位置・規模・構造の基準	構造体	部材	建築非構造
災害応急対策活動に必要な官庁施設	(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。）	I類	A類	甲類
	(2) 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	I類	A類	甲類
	(3) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設	I類	A類	甲類
	(4) (2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II類	A類	甲類
	(5) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I類	A類	甲類
	(6) 病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	II類	A類	甲類
	(7) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	II類	A類	乙類
多数の者が利用する官庁施設	(8) 学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	II類	B類	乙類
	(9) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	II類	B類	乙種
	(10) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I類	A類	甲類
危険物を貯留又は使用する官庁施設	(11) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II類	A類	甲類
その他	(12) (1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの	III類	B類	乙類

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）から整理

新ごみ処理施設のうち計量棟を除く施設は表4-2-2(11)に該当、計量棟のみ同表(12)に該当することとし、耐震安全性の目標を定め、施設整備を行います。

次に、設備機器の設計用標準震度は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」において、表4-2-3のとおり示されています。

表4-2-3 設備機器の設計用標準震度

	設備機器の耐震クラス		
	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0
中層階	1.5	1.0	0.6
地階及び1階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

出典：建築設備耐震設計・施工指針2014年版

- ※ () 内の数値は水槽類に適用する。
- ※ 上層階とはここでは最上階を指し、中層階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないものを指す。

さらに、各設備機器の耐震クラス区分について、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を参考に、表4-2-4のとおり設定します。

表4-2-4 設備機器の耐震クラス

	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB
設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ設備（受水槽、給水ポンプ類） ・防災設備（消火ポンプ、非常用照明、自動火災報知受信機等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備 ・換気送風機 ・一般照明 ・給湯器 	・左記以外

また、ボイラ支持鉄骨等の設計は「火力発電所の耐震設計規程 JEAC3605-2019」を適用し、その重要度の定義については、表4-2-5のとおり示されています。

表4-2-5 重要度の定義

重要度	係数	内容
Ia	1.00	その損傷が、発電所外の人命、財産、施設、環境に多大な損害を与えるおそれのあるもの、又は、主要設備の安全停止に支障を及ぼし、二次的被害を生じさせるおそれのあるもの
I	0.80	その損傷が、発電所外の財産、施設、環境に多大な損害を与えるおそれのあるもの
II	0.65	その損傷が、電力の供給に支障を及ぼすおそれのあるもの
III	0.5	その他通常の耐震性を要するもの

出典：火力発電所の耐震設計規程 JEAC3605-2019

新ごみ処理施設では発電を行うことが想定されますが、主に施設内で電力消費され、
損傷により新ごみ処理施設外の財産、施設、環境に多大な損傷を与えることは考えにく
いことから、重要度Ⅱ(係数0.65)を採用することとします。(震度法による設計水平深度
算定)

多面的価値の創出

1 これまでの検討や意見聴取等による整理

具体的な意見等は、各検討等時期での内容を記載しています。

- ・「芦屋市環境処理センター施設整備基本構想」策定に係る市民意見募集
- ・「芦屋市環境処理センター施設整備基本構想」におけるイメージ
- ・「芦屋市環境処理センター運営協議会及び芦屋市廃棄物減量等推進審議会」からの意見等

検討等 時期 分野	「基本構想」策定に係る 市民意見募集 (R3.12～R4.1)	「基本構想」における イメージ (R4.3)	「運協・審議会」 からの意見等 (R4.8～)
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却エネルギー利用(発電、温水、自動車充電設備) ・太陽光発電施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却エネルギー利用 (発電、温水、自動車充電設備) ・太陽光発電施設 	_____
環境教育 環境啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習施設 	_____
市民利用 市民参加	<ul style="list-style-type: none"> ・菜園 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ持ち寄りステーション ・緑化拠点 ・憩い集いのスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・菜園(屋上利用による)
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・海辺の公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面緑化 ・芝生広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木(竹)の残置 ・緑空間(屋上利用による)
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ・スケートボード施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進機能 	_____
防災	_____	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置場 ・防災トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品備蓄センター
その他	_____	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい素材 ・ユニバーサルデザイン ・建物意匠工夫 	_____

- ・運営協議会、推進審議会からの意見等の聴取を継続するとともに、焼却・資源化施設の配置計画と合わせ、多面的価値創出に係る整備・運営費等も含め、総合的な検討を行うこととします。
- ・第3回検討委員会(1/24)において、各委員から“焼却エネルギー利用”“安全・安心”“緑化”“ボルダリング”“スケートボード”“防災”“災害廃棄物仮置場”“煙突の電飾化による情報提供”“建物内設備の可視化”等の意見が示されています。

基本計画策定スケジュール

- | | |
|-------|---|
| 令和4年度 | ・実績内容とする。 |
| 令和5年度 | ・令和4年度からの継続検討項目を明示する。
・メーカーアンケート(第2次)を追加する。
・協議等のスケジュールを最新の想定内容とする。 |

項目	令和4年度(2022) [実績]												令和5年度(2023)												令和6年度(2024)												備考						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
(1) 基本計画策定の背景と目的																																											
(2) 計画目標年次													見直し	見直し・検討継続																													
(3) 計画処理量													見直し	見直し・検討継続																													
(4) 施設規模													見直し	見直し・検討継続																													
(5) 計画ごみ質													見直し	見直し・検討継続																													
(6) 施設計画(基本的事項)																																											
【メーカーアンケート・ヒアリングの実施】													見積依頼仕様書作成・メーカーアンケート期間																														
(7) 整備用地														見直し																													
(8) 土木建築工事計画																																											
(9) 安全衛生管理計画																																											
(10) 公害防止計画																																											
(11) 環境計画																																											
(12) 災害対策計画																																											
(13) 多面的価値の創出													検討継続	見直し・検討継続																													
(14) 事業方針計画																																											
(15) PFI事業導入可能性調査																																											
【プラスチックごみ排出状況実態調査】																																											
各年度の主要検討事項	令和4年度 ①プラスチック資源への対応 ②処理方式 ③別棟・合棟												令和5年度 ①施設の設備仕様概要 ②公害防止基準 ③施設機能(環境、災害対策)												令和6年度 ①実施方針 ②PFI導入可能性調査による事業方針																		
協議等	施設整備検討委員会												①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪																				
	地域との意見交換												8/4	10/28	1/24	3/16	④	⑤	⑥	⑦	⑧																						
	先進整備事例の施設視察												●	8/24	11/10	2/7	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																			
	生活環境影響調査												8/8(事務局)																														
	パブリックコメント																																										

安全衛生管理計画

1 安全衛生管理

(1) 安全衛生管理に関する法規定

新たに整備するごみ処理施設（以下、「新ごみ処理施設（新ごみ焼却施設及び新資源化施設）」という。）を運営する上で、事業実施者が災害の防止について責任をもって取り組むことが必要です。そのためには、適切な維持管理及び安全衛生管理に努めるとともに、関係法令に基づいて労働者の安全や健康の確保や作業環境にも配慮し、快適な職場環境を形成する必要があります。

一般的にごみ処理施設の建設及び運営に関する安全対策に係る法令等の例として次のものが挙げられます。

- 労働安全衛生法（昭和47（1972）年6月8日 法律第57号）
- 労働安全衛生法施行令（昭和47（1972）年9月30日 政令第318号）
- 労働安全衛生規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第32号）
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第33号）
- クレーン等安全規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第34号）
- 酸素欠乏症等予防規則（昭和47（1972）年9月30日 労働省令第42号）

(2) 新ごみ処理施設における安全衛生管理体制の整備

新ごみ処理施設内の労働災害防止について、各事業場の実状に即した管理体制を整備し、適切な運営を行う必要があります。そのため、廃棄物処理施設における安全衛生管理体制の整備等については、労働安全衛生関係法令のほか、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5（1993）年3月 厚生省 衛環56号）において具体的に定められており、労働者数等に応じて、事業場ごとに規定されています。

表－1 労働安全管理体制の整備

法定資格者名称	概要	労働者数
総括安全衛生管理者	事業場における安全衛生管理の責任者を明確にするもの	常時100人以上
安全管理者及び衛生管理者、産業医	事業場に安全衛生管理の技術的専門家を置かせるようにするもの	常時50人以上
安全衛生推進者	安全衛生管理の技術的専門家を置かせるようにするもの（できるだけ作業場ごとに選任すること）	常時10人以上50人未満

各種作業主任者	事業内の安全衛生上問題のある作業について、特別の監督者を置かせようとするもの	各種作業ごとに配置
安全委員会及び衛生委員会（または安全衛生委員会）	作業場の安全衛生について、調査審議する機関を設けさせようとするもの	常時50人以上

新ごみ処理施設での労働者数が常時50人以上となる場合は労働安全衛生法の規定により、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任する必要があります。

また、安全衛生を確保するため、安全管理者等を選任し、施設運営に即した管理体制を確立、適正な運営を図る必要があります。

2 施設の安全対策

（1）火災・爆発対策

1) 火災対策

- リチウム電池等混入による火災を防止するため、処理前の選別を実施するとともに、処理ラインに投入された場合に発生する火災等を速やかに確認可能なセンサー（温度、炎検知器）等を設置するとともに、適所に消火設備等を整備します。特にコンベヤ内での火災は被害が大きくなることが多いため、コンベヤ内に散水し消火可能な設備を整備します。
- 破碎選別物を貯留する場合は、貯留箇所での発火が懸念されるため、火災等の異常発生を速やかに検知できるセンサー及び消火設備を整備します。特に選別可燃物については、即時にごみピットへの返送を行わず、一定期間観察を行った上でごみピットへ投入します。
- ごみピットについても火災に対する消火対策として、ごみピット全域に散水可能な放水銃等を整備します。

2) 爆発対策

- 事前の展開選別を確実に実施して、爆発要因となる品目の除去を行います。
- 破碎処理時の爆発対策としては、破碎機を鉄筋コンクリート造建屋内に独立して整備して、万一の爆発時においても周辺機器への影響を軽減します。
- 破碎機内部に不活性ガス（蒸気等）を吹込むことで酸素濃度を低くし、可燃性ガスの爆発限界以下とする等の設備を導入して爆発を回避するとともに、万一の爆発対策として、爆風の排気口を建屋上部に設置して、他設備への被害軽減を図ります。

(2) 場内の適切な車両動線の確保

- 市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行とし、遮断機や一旦停止を適所に設置し、可能な限り分離して走行できるようにするなど、十分に安全性を考慮した検討を行います。
- 燃料・薬剤等の搬入、資源化物の搬出用の動線を明確に示すことで安全性かつ利便性の高い動線を検討します。
- 場内に、安全対策として様々なサイン・標識及び必要に応じて遮断機を整備します。
- 施設外に待機車両が発生しないように、施設内に取り込み可能な配置計画とします。

3 運転管理時の労働・作業環境

(1) 作業環境の改善

- 建屋内の高温となる箇所については、換気設備を整備し、外気を取り入れることで作業環境の改善を図ります。
- 焼却炉内等でのほこりや粉じんの多い環境下での作業の後、身体の清浄が可能なエアーシャワー設備を整備します。
- 著しい騒音や振動が発生する機器類に対しては、専用室に設置するか、サイレンサーの設置等必要な対策を講じます。

(2) ダイオキシン類ばく露防止対策に基づく作業の厳守

- ダイオキシン類のばく露のおそれがある作業については、ダイオキシン類ばく露防止措置（基発第401号の2）に基づいて作業を厳守します。
- ばく露防止対策として、保護具、健康管理等の他、女性に対する就業上の配慮が規定されています。また、適切に運転、点検等作業に講ずべき措置を厳守して作業を行うために、各所の空気中のダイオキシン類濃度の測定を6ヶ月毎に実施して現状を把握する必要があります。

(3) 有害ガスに対する安全対策

- 飛灰の重金属の溶出防止を目的として添加するキレート剤により、二硫化炭素発生の可能性があるため、キレート剤の選定に留意するとともに、換気設備を整備して、定期的に二硫化炭素の濃度測定を実施し、安全確認を行います。
- アンモニアガス等を使用する場合は、使用場所周辺に検知器等を設置して、安全確認の上で作業を行います。

4 自動化・省力化

(1) 自動化設備の導入

- ごみクレーンの自動化を進め、コスト削減や効率化等を図ります。
- 遠隔操作及び遠隔監視ができる制御システムを検討し、設備の故障、誤操作に対して自動的作動する安全装置の設置を検討します。
- 安全装置の作動時には中央制御室に自動的に警報及び履歴を表示・記録するシステムを取り入れることにより、機器異常の早期発見が可能なシステムとします。

(2) 省力化の促進

- 資源化施設内の各設備の共有化を可能な限り進め、機器数等を削減することにより省力化及びコスト削減を進めます。

公害防止計画

1 排ガスの排出基準

(1) 関係法令の排出基準値

排ガス中のばい煙（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）、水銀及びダイオキシン類については、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法並びに関係法令等で定める排出基準値以下とする必要があります。新たに整備するごみ処理施設（以下、「新ごみ処理施設」（新ごみ焼却施設及び新資源化施設）という。）は一般廃棄物処理施設であること、また循環型社会形成推進交付金対象事業であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）施行規則第4条5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」（以下「維持管理基準」という。）に定める基準及びごみ処理施設性能指針（以下「性能指針」という。）に適合する必要があります。

①ばい煙

(ア) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められています。窒素酸化物の排出基準値を表－1に示します。

表－1 窒素酸化物の排出基準値

施設の種類		排出基準値(ppm)
全連続式	浮遊回転燃焼式	450以下
	特殊廃棄物焼却炉	700以下
	前二項以外の廃棄物焼却炉	250以下
全連続式以外（4万Nm ³ /h以上）		250以下

新ごみ焼却施設で採用する炉形式はストーカ式焼却方式の全連続式であり、浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物焼却炉以外の廃棄物焼却炉であるため、窒素酸化物濃度の排出基準値は、【250ppm以下】が適用されます。

(イ) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準値は、大気汚染防止法においてK値（地域の大気汚染状況に基づいて定められる係数で、地域ごとに設定されます。K値が小さいほど規制が厳しい地域となります。）及び有効煙突高から算定される硫黄酸化物排出量に基づ

く硫黄酸化物濃度により定められています。兵庫県における地域別のK値を表-2に示します。

表-2 地域別のK値

K値	区域
1.17	神戸市（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、須磨区）、尼崎市、西宮市、 芦屋市 、伊丹市、宝塚市（上佐曾利、香合新田、下佐曾利、長谷、芝辻新田、大原野、波豆、境野、玉瀬を除く。）、川西市（見野、東畔野、西畔野、山原、山下、笠部、下財、一庫、国崎、黒川、横路を除く。）
3.0	神戸市（北区、垂水区、西区）
1.75	姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く）、明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町、太子町
8.76	相生市、たつの市（旧新宮町を除く。）、赤穂市
14.5	西脇市（旧黒田庄町を除く。）、三木市（旧吉川町を除く。）、小野市、三田市、加西市、加東市（社町、滝野町）
17.5	兵庫県のその他の区域

建設予定地に適用されるK値は、【1.17】となります。硫黄酸化物排出量は、次式を用いて算定されます。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物排出量 (m^3N/h)

K : 地域ごとに定められた値 (=1.17)

He : 補正された排出口の高さ (煙突実高 + 煙上昇高) (m)

なお、排出基準値の濃度は排出ガスの排出速度やガス量等で異なるため設計時に再度見直しを行います。

(参考) 【大気汚染防止に基づく硫黄酸化物に係る排出基準に基づく基準値の試算】

$$He = 59m + 9.9m = 68.9m$$

$$q = k \times 10^{-3} \times He^2 = 1.17 \times 10^{-3} \times (68.9m)^2 = 5.56 (m^3N/h)$$

$$\text{基準値} = q / 16,000 (m^3N/h) * 10^6 = 348ppm \approx 340ppm$$

*16,000 (m^3N/h) : 同規模施設の排ガス量 (想定)

(ウ) ばいじん

ばいじんの排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められています。ばいじんの排出基準値を表-3に示します。環境の保全と創造に関する条例（以下「県条例」という。）を併せて示します。

表-3 ばいじんの排出基準値

	1時間当たりの処理能力	排出基準値 (g/m ³ N)	環境の保全と創造に関する条例による基準値	
			規模	(g/m ³ N)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	0.04以下	火格子面積が0.5m ² 以上か、焼却能力が50kg/h以上又は焼却室の容積が0.5m ³ 以上	0.15以下
	2~4 t/h未満	0.08以下		
	2 t/h未満*	0.15以下		

新ごみ焼却施設の処理能力は2 t/h未満（施設規模88.0 t/day、1炉当たり44.0 t/day ÷ 24h=1.8 t/h）となることから、ばいじんの排出基準値は【0.15 g/m³N以下】が適用されます。

(エ) 塩化水素

塩化水素の排出基準値は、大気汚染防止法において【700mg/m³N以下】が適用されます。これは体積換算で【430ppm以下】に相当します。

②水銀

水銀の排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められています。水銀の排出基準値を表-4に示します。

表-4 水銀の排出基準値

施設の種類		排出基準値（新設） (μg/m ³ N)	排出基準値（既設） (μg/m ³ N)
廃棄物 焼却炉	火格子面積が2 m ² 以上 又は焼却能力が200kg/h以上	30以下	50以下

平成30（2018）年4月1日以降に建設されるごみ焼却施設は、新設の排出基準値が適用されることから、水銀の排出基準値は【30μg/m³N以下】が適用されます。

③ダイオキシン類

ダイオキシン類の排出基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法において施設の種類及び規模ごとに定められています。ダイオキシン類の排出基準値を表－5に示します。

表－5 ダイオキシン類の排出基準値

施設の種類		施設規模 (焼却能力)	排出基準値 (ng-TEQ/ m ³ N)
廃棄物 焼却炉	火床面積が0.5 m ² 以上 又は焼却能力が50kg/ h 以上	4 t / h 以上	0.1以下
		2 ~ 4 t / h 未満	1 以下
		2 t / h 未満	5 以下

新ごみ焼却施設の処理能力は2 t / h 未満となることから、ダイオキシン類の排出基準値は【5 ng-TEQ/m³N以下】が適用されます。

④一酸化炭素

一酸化炭素の排出基準値は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン及び維持管理基準において定められています。一酸化炭素の排出基準値を表－6に示します。

表－6 一酸化炭素の排出基準値

規定＼基準	基準値	備 考
ごみ処理に係るダイオキシン類 発生防止等ガイドライン	30ppm以下	O ₂ 12%換算値の4時間平均値
	100ppm	100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないように留意
維持管理基準	100ppm以下	

(2) 他施設の自主基準値

平成 24 (2012) 年度以降に建設事業を開始した全国の 50～150 t／日施設規模のごみ焼却施設（ストーカ炉）における自主基準値の設定事例の調査結果を表－7 に示します。なお、自主基準値については、当該自治体ホームページより確認を行い、自主基準値が明らかでない施設については、除外して記載しています。年度は事業初年度を示します。

表－7 全国の施設における自主基準値

年度	県名	施設名称 (事業主体名) \項目	処理能力	ばいじん	硫黄 酸化物	窒素 酸化物	塩化水素	ダイオキ シン類	水銀
			t／日	g /Nm ³	ppm	ppm	ppm	ngTEQ/ Nm ³	μg /Nm ³
平成24(2012)	北海道	岩見沢市	100	0.02	100	150	100	0.1	—
平成24(2012)	埼玉	ふじみ野市	142	0.01	20	50	20	0.01	—
平成24(2012)	埼玉	飯能市	80	0.02	30	50	25	0.1	—
平成24(2012)	新潟	村上市	94	0.01	30	100	50	0.1	—
平成24(2012)	滋賀	近江八幡市	76	0.01	50	100	50	0.05	50
平成24(2012)	奈良	葛城市	50	0.008	40	120	40	0.08	50
平成24(2012)	和歌山	紀の海広域施設組合	135	0.01	20	50	50	0.05	30
平成24(2012)	岡山	津山圏域資源循環施設組合	128	0.02	20	80	50	0.1	—
平成24(2012)	山口	山陽小野田市	90	0.02	50	100	100	0.1	50
平成24(2012)	山口	萩・長門清掃一部事務組合	104	0.01	50	100	120	0.1	—
平成24(2012)	長崎	長与・時津環境施設組合	54	0.01	100	120	200	0.1	—
平成25(2013)	栃木	小山広域保健衛生組合	70	0.01	30	50	50	0.05	30
平成25(2013)	東京	武蔵野市	120	0.01	10	50	10	0.1	—
平成25(2013)	長野	湖周行政事務組合	110	0.01	30	100	50	0.1	50
平成25(2013)	京都	福知山市	150	0.03	100	150	200	0.1	—
平成25(2013)	大阪	四条畷市交野市清掃施設組合	125	0.01	20	30	20	0.1	50
平成25(2013)	兵庫	北但行政事務組合	142	0.005	28	45	40	0.03	50
平成25(2013)	愛媛	宇和島地区広域事務組合	120	0.01	30	150	50	0.05	50
平成26(2014)	群馬	館林衛生施設組合	100	0.01	50	50	50	0.1	—
平成26(2014)	長野	南信州広域連合	93	0.01	50	100	50	0.05	50
平成26(2014)	京都	木津川市	94	0.01	30	50	50	0.05	50
平成26(2014)	京都	城南衛生管理組合(折居)	115	0.01	20	80	20	0.1	50
平成26(2014)	大阪	高槻市	150	0.01	10	50	10	0.05	50
平成26(2014)	熊本	八代市	134	0.02	40	100	80	0.05	50
平成27(2015)	福島	須賀川地方保健環境組合	95	0.01	50	100	100	0.1	—
平成27(2015)	石川	小松市	110	0.02	50	80	50	0.1	—
平成27(2015)	岐阜	下呂市	60	0.04	100	150	100	0.1	—
平成28(2016)	栃木	塙谷広域行政組合	114	0.01	30	50	43	0.01	30
平成28(2016)	長野	佐久市・北佐久郡環境施設組合	110	0.02	25	70	50	0.05	—
平成28(2016)	長崎	佐世保市	110	0.01	20	100	50	0.1	—
平成29(2017)	埼玉	埼玉西部環境保全組合	130	0.01	25	50	30	0.1	30
平成29(2017)	福井	南越清掃組合	84	0.01	50	100	50	0.1	30
平成29(2017)	長野	長野広域連合	100	0.01	30	100	50	0.1	30
平成29(2017)	佐賀	天山地区協同環境組合	57	0.03	100	250	215	0.1	—
平成30(2018)	神奈川	藤沢市	150	0.01	25	50	25	0.1	30
平成30(2018)	長野	穗高広域施設組合	120	0.01	50	100	50	0.1	30
平成30(2018)	滋賀	守山市	71	0.01	30	50	50	0.05	30
平成30(2018)	奈良	香芝・王寺環境施設組合	120	0.01	30	50	50	0.1	30
平成30(2018)	福岡	有明生活環境施設組合	92	0.02	50	150	100	0.1	30
令和元(2019)	宮城	大崎地域広域行政事務組合	140	0.01	50	75	100	0.1	30
令和元(2019)	茨城	高萩市・北茨城市	80	0.01	30	50	50	0.1	30
令和元(2019)	千葉	我孫子市	120	0.01	40	150	60	0.05	30
令和元(2019)	東京	立川市	120	0.005	10	40	10	0.01	30
令和元(2019)	新潟	長岡市	82	0.02	100	100	100	0.1	30
令和元(2019)	静岡	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合	82	0.01	50	100	50	0.05	30
令和2(2020)	北海道	西いぶり広域連合	149	0.01	50	100	50	0.1	30
令和2(2020)	青森	下北地域広域行政事務組合	90	0.01	20	80	50	0.05	30
令和2(2020)	新潟	五泉地域衛生施設組合	122	0.01	30	100	50	0.1	30
令和2(2020)	石川	七尾市	70	0.01	10	50	18.5	0.01	30
令和2(2020)	福井	若狭広域行政事務組合	70	0.01	50	70	50	0.05	30
令和2(2020)	熊本	宇城広域連合	86	0.01	50	100	100	0.1	30
施 設 数			51	51	51	51	51	51	35
最 大 値			150	0.04	100	250	215	0.1	50
最 小 値			50	0.005	10	30	10	0.01	30
中 央 値			104	0.01	30	100	50	0.1	30
最 頻 値			120	0.01	50	100	50	0.1	30
最 頻 値 の 施 設 数			6	36	15	17	24	31	23

(3) 新ごみ焼却施設の協定基準値（案）

新ごみ焼却施設の協定基準値は、排出基準値や芦屋市環境処理センターの協定基準値、他施設の自主基準値を踏まえ、周辺地域の生活環境の保全を重視し、関係法令等の排出基準値又はより厳しい値を設定します。新ごみ焼却施設の排ガスの協定基準値（案）を表-8に示します。

表-8 新ごみ焼却施設の協定基準値（案）

項目	芦屋市環境処理センター		新ごみ焼却施設		
	協定締結時点 の法令等に基づく 排出基準値	協定基準値	新ごみ焼却 施設の法令等に に基づく排出 基準値	協定基準値 (案)	備考
窒素酸化物 (ppm)	250 以下	60 以下	250 以下	60 以下	—
硫黄酸化物 (ppm)	150 以下	20 以下	K 値 1.17 以下*	20 以下	K = 1.17
ばいじん (g/N m ³)	0.08 以下	0.02 以下	0.15 以下	0.01 以下	—
塩化水素 (mg/N m ³) (ppm)	700 以下 (430 以下)	41 以下 (25 以下)	700 以下 (430 以下)	41 以下 (25 以下)	—
全水銀 (μg/N m ³)	50 以下	—	30 以下	30 以下	—
ダイオキシン類 (ng-TEQ/N m ³)	1 以下	—	5 以下	0.1 以下	—

*排出基準値は実施設計時の排ガス量で決定

2 排水の排水基準

(1) 関係法令の排水基準値

ごみ焼却施設から公共用水域へ排出される水は、水質汚濁防止法等の関連法令で定める排水基準値及びダイオキシン類対策特別措置法の排水基準値以下とする必要があります。しかし、芦屋市環境処理センターは、排水は下水道放流を検討しており直接施設外へ放流しないことから水質汚濁防止法等は適用されません。

(2) 新ごみ焼却施設の協定基準値

新ごみ焼却施設は、水質汚濁法防止法が適用される特定施設に該当しますが、ごみ処理過程で発生するプラント排水のうち、ごみピット汚水は炉内噴霧を採用し、他の汚水は排水処理後、下水道放流基準値以下とした上で下水道放流する予定です。

下水道への排水基準値を表-9及び表-10に示します。

これにより、新ごみ処理施設から出る排水は外部に排出しないことから、排水の協定基準値は設定しません。

表－9 下水道法による排水基準値（有害物質）
 (特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

項目	排水基準値*	県条例による 排水基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg／L	カドミウム0.03mg／L
シアノ化合物	シアノ 1 mg／L	シアノ 1 mg／L
有機燐化合物	1 mg／L	1 mg／L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg／L	鉛 0.1mg／L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg／L	六価クロム 0.5mg／L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg／L	砒素 0.1mg／L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg／L	水銀 0.005mg／L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg／L	0.003mg／L
トリクロロエチレン	0.1mg／L	0.3mg／L
テトラクロロエチレン	0.1mg／L	0.1mg／L
ジクロロメタン	0.2mg／L	0.2mg／L
四塩化炭素	0.02mg／L	0.02mg／L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg／L	0.04mg／L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg／L	1 mg／L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg／L	0.4mg／L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg／L	3 mg／L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg／L	0.06mg／L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg／L	0.02mg／L
チウラム	0.06mg／L	0.06mg／L
シマジン	0.03mg／L	0.03mg／L
チオベンカルブ	0.2mg／L	0.2mg／L
ベンゼン	0.1mg／L	0.1mg／L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg／L	セレン 0.1mg／L
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg／L	ほう素 10mg／L
ふつ素及びその化合物	ふつ素 8 mg／L	ふつ素 8 mg／L
1,4-ジオキサン	0.5mg／L	0.5mg／L
フェノール類	5 mg／L	5 mg／L
銅及びその化合物	銅 3 mg／L	銅 3 mg／L
亜鉛及びその化合物	亜鉛 2 mg／L	亜鉛 2 mg／L
鉄及びその化合物（溶解性）	鉄 10mg／L	鉄 10mg／L
マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガン 10mg／L	マンガン 10mg／L
クロム及びその化合物	クロム 2 mg／L	クロム 2 mg／L
ダイオキシン類	10pg-TEQ／L	10pg-TEQ／L

*出典：下水道法施行令

表－10 下水道法による排水基準値
(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

項目	排水基準値*	県条例による排水基準値
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満	380mg/L 未満
水素イオン濃度	5.0～9.0未満	5.0～9.0未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満(5日間)	600mg/L 未満(5日間)
浮遊物質量	600mg/L 未満	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動物類含有量)	30mg/L 以下	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満	240mg/L 未満
燐含有量	32mg/L 未満	32mg/L 未満

*出典：下水道法施行令

3 悪臭の規制基準

(1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する悪臭は、悪臭防止法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

①敷地境界線上における規制基準値

敷地境界線上における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等22種類の物質が指定されています。敷地境界線上における規制基準を表-11に示します。なお、建設予定地は兵庫県における規制基準の一般地域に該当します。

表-11 悪臭防止法による規制基準値（敷地境界線上）

悪臭物質名	悪臭防止法による 規制基準値の範囲 (ppm)	県条例による規制基準値 (ppm)	
		順応地域	一般地域
アンモニア	1～5	5	1
メチルメルカプタン	0.002～0.01	0.01	0.002
硫化水素	0.02～0.2	0.2	0.02
硫化メチル	0.01～0.2	0.2	0.01
トリメチルアミン	0.005～0.07	0.07	0.005
二硫化メチル	0.009～0.1	0.1	0.009
アセトアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009～0.08	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02～0.2	0.2	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009～0.05	0.05	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003～0.01	0.01	0.003
イソブタノール	0.9～20	20	0.9
酢酸エチル	3～20	20	3
メチルイソブチルケトン	1～6	6	1
トルエン	10～60	60	10
スチレン	0.4～2	2	0.4
キシレン	1～5	5	1
プロピオン酸	0.03～0.2	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001～0.006	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009～0.004	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001～0.01	0.01	0.001

②気体排出口における規制基準値

気体排出口における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等13種類の物質が指定されています。気体排出口における規制基準値の算定方法を表-12に示します。

表-12 悪臭防止法による規制基準値の算定方法（気体排出口）

特定悪臭物質名	Cm値 (ppm)	備考
アンモニア	1	気体排出口における規制基準値は、大気への拡散を考慮し、排出高や排ガスの排出速度等を考慮し、次の式により算定されます。 $q : \text{流量 } (m^3 N/h) \cdots (\text{規制基準値})$ $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ $He : \text{補正された排出口の高さ (m)}$ $Cm : \text{悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度 (ppm)}$ $Ho : \text{排出高の実高さ (m)}$ $V : \text{排ガスの排出速度 (m/s)}$ $He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$ $Hm = \frac{0.795 \times \sqrt{Q \times V}}{1 + (2.58/V)}$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \times \left(1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$ $Q : \text{温度 } 15^\circ\text{C} \text{における排出ガス流量 (m}^3/\text{s})$ $T : \text{排出ガス温度 (K)}$
硫化水素	0.02	
トリメチルアミン	0.005	
プロピオノアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	
イソバレルアルデヒド	0.003	
イソブタノール	0.9	
酢酸エチル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
トルエン	10	
キシレン	1	

(2) 芦屋市環境処理センターの規制基準値及び協定基準値

芦屋市環境処理センターの敷地境界線上における規制基準値及び協定基準値を表－13に示します。

表－13 芦屋市環境処理センターの規制基準値及び協定基準値（敷地境界線上）

項目	規制基準値 (ppm)	協定基準値 (ppm)
アンモニア	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002
硫化水素	0.02	0.02
硫化メチル	0.01	0.01
トリメチルアミン	0.005	0.005
二硫化メチル	0.009	0.009
アセトアルデヒド	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	－
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	－
イソブチルアルデヒド	0.02	－
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	－
イソバレルアルデヒド	0.003	－
イソブタノール	0.9	－
酢酸エチル	3	－
メチルイソブチルケトン	1	－
トルエン	10	－
スチレン	0.4	0.4
キシレン	1	－
プロピオン酸	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001

(3) 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

新ごみ処理施設の協定基準値（案）は、敷地境界線上及び気体排出口について悪臭防止法等における規制基準値とします（表－11、表－12）。

4 騒音の規制基準

(1) 関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する騒音は、敷地境界線上において、騒音規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

騒音の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。

騒音の規制基準値の範囲を表-14に示します。なお、建設予定地は第2種区域に該当します。

表-14 騒音の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00~18:00) (デシベル)	朝 (6:00~8:00) 夕 (18:00~22:00) (デシベル)	夜間 (22:00~6:00) (デシベル)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

(2) 芦屋市環境処理センターの協定基準値

芦屋市環境処理センターの協定基準値を表-15に示します。

なお、芦屋市環境処理センターは第2種区域に該当します。

表-15 芦屋市環境処理センターの協定基準値

項目	基準値 (ホン)
昼間	60
朝夕	50
夜間	45

(3) 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

新ごみ処理施設の協定基準値（案）は、騒音規制法等における規制基準値とします。

表－16 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

項目	協定基準値*
昼間	60
朝夕	50
夜間	45

*施設西側にある高齢者総合福祉施設の敷地の周囲おおむね50mの区域
内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値となります。

5 振動の規制基準

（1）関係法令の規制基準値

新ごみ処理施設から発生する振動は、敷地境界線上において、振動規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。振動の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。振動の規制基準値の範囲を表－17に示します。なお、建設予定地は第1種区域に該当します。

表－17 振動の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00～19:00) (デシベル)	夜間 (19:00～8:00) (デシベル)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

（2）芦屋市環境処理センターの協定基準値

芦屋市環境処理センターの協定基準値を表－18に示します。なお、芦屋市環境処理センターは第1種区域に該当します。

表－18 芦屋市環境処理センターの協定基準値

項目	基準値 (デシベル)
昼間	60
夜間	55

（3）新ごみ処理施設の協定基準値（案）

新ごみ処理施設の協定基準値（案）は、振動規制法等における規制基準値とします。なお、低周波振動については、問題を発生させないレベルとします。

表－19 新ごみ処理施設の協定基準値（案）

項目	協定基準値（案）※ (デシベル)
昼間	60
夜間	55

*施設西側にある高齢者総合福祉施設の敷地の周囲おおむね50mの区域
内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値となります。

6 ばいじん及び焼却灰等の規制基準

（1）関係法令の規制基準値

ばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法で定める規制基準値以下とする必要があります。

重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値を表－20に示します。熱しゃく減量の規制基準値を表－21に示します。循環型社会形成推進交付金対象事業であることから、維持管理基準ではなく性能指針を満足する必要があります。

表－20 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

項目	規制基準値	
重金属溶出量	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09mg/L 以下
	鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下
	六価クロム化合物	1.5mg/L 以下
	砒素又はその化合物	0.3mg/L 以下
	セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ダイオキシン類含有量		
	ばいじん処理物中の濃度	3 ng-TEQ/g 以下
	焼却灰その他燃えがら中の濃度	

表－21 熱しゃく減量の規制基準値

種類＼項目	維持管理基準	性能指針
連続運転式ごみ焼却炉	10%以下	5%以下
間欠運転式ごみ焼却炉		7%以下

(2) 芦屋市環境処理センターの規制基準値

芦屋市環境処理センターのばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の現状の規制基準値を表-22に示します。大阪湾フェニックスセンター受入基準に合わせた場合では、六価クロムの規制基準値が厳しくなります。

表-22 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の現状の規制基準値

項目	規制基準値
重金属溶出量	アルキル水銀化合物 検出されないこと
	水銀又はその化合物 0.005mg/L 以下
	カドミウム又はその化合物 0.09mg/L 以下
	鉛又はその化合物 0.3mg/L 以下
	六価クロム化合物 0.5mg/L 以下*
	砒素又はその化合物 0.3mg/L 以下
	セレン又はその化合物 0.3mg/L 以下
	1,4-ジオキサン 0.5mg/L 以下
ダイオキシン類含有量	
ばいじん処理物中の濃度	基準適用なし** ²
焼却灰その他燃えがら中の濃度	3 ng-TEQ/g 以下

* 大阪湾フェニックスセンター受入基準

**²平成14(2002)年以前の施設で、セメント固化、薬剤処理等を行う場合、処理基準は適用されない。

(3) 新ごみ焼却施設の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

新ごみ焼却施設のばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値を表-23 及び表-24 に示します。

表-23 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

項目	規制基準値
重金属溶出量	アルキル水銀化合物 検出されないこと
	水銀又はその化合物 0.005mg/L 以下
	カドミウム又はその化合物 0.09mg/L 以下
	鉛又はその化合物 0.3mg/L 以下
	六価クロム化合物 0.5mg/L 以下
	砒素又はその化合物 0.3mg/L 以下
	セレン又はその化合物 0.3mg/L 以下
	1,4-ジオキサン 0.5mg/L 以下
ダイオキシン類含有量	
ばいじん処理物中の濃度	3 ng-TEQ/g 以下
焼却灰その他燃えがら中の濃度	

表-24 热しゃく減量の規制基準値

種類\項目	熱しゃく減量
焼却灰その他燃えがら	5%以下

芦屋市環境処理センター運営協議会

項目	意見等	対応・考え方
施設計画	公害防止対策を図り、最終処分場(フェニックス)に負担がかかるないよう整備してほしい。	当基本計画の策定において、公害防止に係る法令の規制値等を整理し、公害防止に関する基準及び計画の検討を行います。 最終処分場への負担については、ごみの減量化・資源化の促進により処分量の減少を図ることで、軽減につなげていきます。
	基本方針の3つの目標に即した施設としてほしい。	基本方針の目標及び方向性を実現するよう、当基本計画の策定を進めていきます。
	災害に強く、発災時には柔軟な施設運営が可能となるよう建物配置や設備内容の検討をしてほしい。	災害に備え、安定した廃棄物処理が行えるよう、施設計画の検討を行います。
	施設計画や多面的価値創出の検討は、市民全体の意見を集約しながら進めてほしい。	施設整備基本計画検討委員会での検討内容は、市HPで公表し、広報紙でも定期的に関連記事を掲載する等して周知に努めており、今後も継続し取組んでいきます。また、当運営協議会や廃棄物減量等推進審議会等でも、ご意見をいただきながら進めます。
	廃棄物処理施設として本来備えるべき機能は、最大化できるようにしてほしい。	廃棄物を安全かつ安定して処理ができるよう、各施設の整備内容を検討していきます。
	市民が利用しやすい(持込み車両の動線確保など)施設づくりを進めてほしい。	市民と事業者の車両動線は、分離するなど安全性を考慮して検討を行います。
	芦屋浜地区に廃棄物処理施設が設置されている現状のもと、公害や嫌悪施設という面からの説明は課題であると思う。	当運営協議会等で、施設整備内容の説明を継続し、理解をいただきながら、公害防止対策を図り安全・安心な施設となるよう検討を進めます。

多面的価値の創出	処理センター内の既存樹木(竹)について、撤去せず残しておいてほしい。	市民の方々に親しまれ利用できる施設づくりを考えており、緑を確保するという観点、また、多面的価値の創出の観点からも意見等をお聞きしながら検討を進めていきます。
	建物の屋上を利用した緑の空間や菜園を整備すれば、市民が来所して利用できると考える。	市民の方々に親しまれ利用できる施設づくりを考えおり、緑や市民利用スペースの確保という観点から、意見等をお聞きしながら検討を進めていきます。
	発電設備を整備する場合、初期投資を始め、供用開始後の運転や維持管理に伴う費用が発生する。 費用全体として、発電することでメリットはあるのか。	発電による電力は、焼却炉の運転等で自家消費し、さらに、余剰電力も生じると想定しています。(パイプライン施設があるため、他自治体の焼却施設に比べ消費電力が高くなっています。) 休炉時(焼却炉の点検等による)の発電対応(電力の確保)の検討は必要ですが、費用全体としてはマイナスにはならないと考えています。
	防災拠点と位置付けて施設等を整備したとしても、発災時には焼却施設が稼働不能となり発電ができず、電力も確保できないと思う。 現実的な観点に立ち、整備内容を検討すべきである。	施設等整備に要する面積・費用・効果等、あらゆる観点から現実的な検討を進めています。
	津波等災害発生時の避難場所等という位置付けではなく、防災用品等の備蓄センター的な施設という考えであれば良いと思う。	施設整備基本計画項目のうち災害対策計画の検討の中で整理し、また、防災関係部署とも調整しながら検討を進めています。
公害防止計画	新施設についても、公害防止協定を締結し、運営協議会を設置してほしい。	新焼却施設に対する公害防止協定については、当運営協議会を始めとし、関係者の方々との協議・調整を行っていくこととしています。

多面的価値の創出に関する意見等のまとめ

分 野	機 能	具 体 的 設 備 等
環境保全	【環境保全機能】	太陽光発電設備、風力発電設備、充電設備(EV パッカー車) CO2 回収設備、焼却灰再利用設備 新聞・段ボール・アルミ缶・ペットボトル回収ボックス リサイクルスポット
環境教育 環境啓発	【環境教育啓発機能】	環境学習、分別啓発 施設見学に係る空間(コース)及びツアーライブカメラ
市民利用 市民参加	【市民交流機能】	多目的室、カフェ、展望台、キッチンカー 広場(芝生)、菜園(屋上)、水遊びスペース(参考:オーターパーク) 足湯、BBQ、グランピング、魚釣り、ドッグラン
緑化	【緑地保全機能】	季節を感じる樹木(梅・紅葉)、竹(既存)、畠、 菜園(屋上)[再掲]、築山
健康増進	【健康増進機能】	ジョギング、ボルダリング 足湯[再掲]、温泉、サイクリングステーション
防災	【防災機能】	備蓄倉庫、防災スピーカー代替設備、EV パッカー車

芦屋市廃棄物減量等推進審議会

項目	意見等	対応・考え方
施設計画(焼却施設)	焼却処理方式の選定に 関し、評価項目として施設 整備費も考慮し検討を進 めてはどうか。	今後実施予定のメーカーアンケートに おいて、施設整備費も把握し点検・検討を行 うこととしています。 (総合評価欄記載済み：「メタンガス化+焼 却方式」の建設費は割高。)
施設計画 (焼却及び資源化施設)	プラスチックの分別収集を実 施する場合、対象となる プラスチックごみの種別や分別 方法が複雑で分かりにく いと思う。 プラスチックの分別収集に関 心を持つ市民もおられ、実 施については理解をいた だけると思う。なお、分別 方法の周知は徹底してほ しい。	分別収集を実施する場合、市民の方々 への十分な周知とともに、ご理解・ご協力 をいただく必要があると認識していま す。
計画ごみ質 (プラスチック資源への対応)	プラスチックの分別につい ては、環境面を優先し、市民 への理解に努めていく方 が良い。	環境面における検討とともに、分別に 必要な費用(施設整備や収集等)も含め、総 合的な検討を進めています。
	プラスチック新法の施行(令和 4年4月)に伴い、製造事業 者によるプラスチック製品への 工夫が進むと思う。	各事業者による取組みが進められてき ており、その動向については十分に 把握していく必要があると認識していま す。
	プラスチックも含めて現行ど おり焼却する場合、プラスチック を分別・除外し焼却する 場合と比較すると、焼却炉 内の温度が高くなると思 う。 炉内への影響(耐用年数 等)も含めた検討が必要で は。	プラスチックを含めたごみは水分が少なく、 焼却に伴い発生する熱量は高くなります。焼却炉内の燃焼温度は約1,000度、 炉内耐火物(レンガ)の耐火温度は1,500度であるため、プラスチック焼却による影響ま での考慮は不要と考えますが、完全燃焼 し安定した焼却処理が可能な施設となる よう検討を行います。

<p>施設計画 (焼却及び資源化施設)</p>	<p>プラスチック分別収集の実施が「循環型社会形成推進交付金」の交付に関し要件化されており(令和4年4月)、分別収集の実施如何は、事業費全体(歳入・歳出)を見て検討すべきである。</p>	<p>国からの交付金(交付率1/3)や今後想定している発電による売電等の歳入面と、施設整備・収集・維持管理に必要な歳出面について、十分な点検・精査のもとで分別収集に関する検討も行っていきます。</p>
<p>計画ごみ質 (プラスチック資源への対応)</p>	<p>プラスチック分別収集の実施に向けて検討を進めていくことであるが、費用対効果が認められれば分別収集は実施しても良いとは思う。 CO2削減が可能のことであり、小規模な自治体であるため実施による効果は目に見えて分かり易いと思う。</p>	<p>燃やすごみ排出量の削減、環境面、施設配置計画、施設整備・収集・維持管理費用、各自治体の取組み状況等も含め検討を行い、今後の方向性を考えていきます。</p>

プラスチック資源への対応

(写)

芦市施第74号

令和5年5月11日

芦屋市廃棄物減量等推進審議会

会長 井上尚之様

芦屋市長 高島峻輔

プラスチック分別収集の実施について（諮問）

芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例第2条の規定により、プラスチック分別収集の実施に關することについて、貴審議会の意見を求めます。

（本市におけるプラスチックごみの処理については、生活系ごみの分別区分において「燃やすごみ」に含めて収集し、焼却処理を実施しています。

しかしながら、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まるなか、本市においても、ごみ処理施設の老朽化に伴う新たな施設の整備計画策定について検討を進めていることに併せ、プラスチック分別収集の実施に関し調査検討を行い、貴審議会に説明し意見等を頂いたところです。）

以上

(写)

令和5年5月26日

芦屋市長
高島峻輔様

芦屋市廃棄物減量等推進審議会
会長 井上尚之

プラスチック分別収集の実施について（答申）

令和5年5月11日付け芦市施第74号で諮問のありました標記のことについて、慎重に審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

記

プラスチック資源循環に係る法制度（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」）の趣旨を初めとして、プラスチック分別収集に伴う“ごみ排出量削減等の効果”“処理施設の配置・建設”“発電設備の稼働”等が見込めることから、プラスチック分別収集に係る取組みは積極的に進める必要があると認識します。

なお、実施に向けては、他自治体や企業等における先進事例、技術革新等に関する動向も踏まえた研究を進め、関係所管部署との協議・調整等を十分に図り、芦屋市として効果的・効率的なごみ収集・運搬・処理に係る方法を総合的に検討すること。

加えて、プラスチック製品のリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）促進へ向けた周知啓発に関する取組みを進めること。

以上